

角田市 第3次環境基本計画

「緑・水・人」調和のとれた環境都市
— 次世代につなぐゼロカーボンシティを目指して —



令和5年3月



角田市

次世代につなぐ ゼロカーボンシティを目指して

角田市長 黒須 貴



角田市は、阿武隈川の肥沃な大地と山々の緑に囲まれ、温暖な気候に恵まれた自然環境を有しています。この豊かな自然を次世代に継承していくことが、現在の私たちの努めであり、責務であります。

この度、平成23（2011）年に策定した現計画の理念を継承しつつ、目標とすべき「緑・水・人ー調和のとれた環境都市ー」の実現に向け、再生可能エネルギーへの転換や人口減少到来などの社会情勢の変化に対応しながら本市の環境政策を推進できるよう、これからの10年を見据えた計画の改訂を行いました。

近年、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、深刻な自然災害が世界中で頻発しています。本市では令和元（2019）年東日本台風により甚大な被害を受けており、土砂災害や河川の氾濫には注意が欠かせない状況です。こうした私たちの生活基盤を揺るがす「気候危機」と言われている気候変動問題は、地球規模での対策が必要であり大変重要な課題であります。

また、ロシアによるウクライナ侵攻に伴う世界情勢の不安から原油や天然ガス等のエネルギー危機が叫ばれておりますが、日本では依然として化石燃料への依存度が高く、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスをいかに排出しないようにするか、環境負荷の低減に向けた更なる取り組みが求められています。

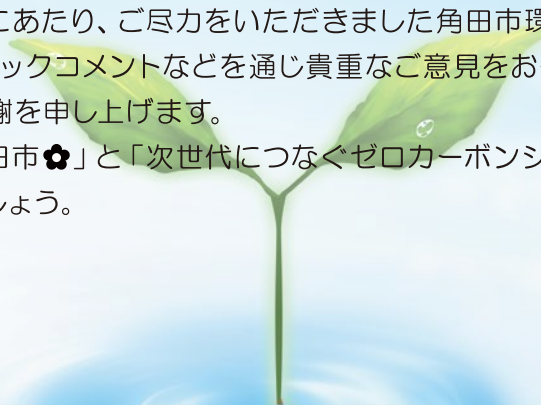
このような状況を踏まえ、深刻化する地球温暖化の進行を抑制するため、本市では令和4（2022）年6月に「角田市ゼロカーボンシティ」を宣言し、脱炭素社会の実現を目指して地域が一体となり進めていくための方向性を示しました。

本市の環境を考える上でも、持続可能な開発目標（SDGs）の理念を念頭に、環境・社会・経済における様々な課題の同時解決を目指したまちづくりを意識し、市民、事業者の皆様と市が一体となって対策に取り組んでいく必要があります。皆様には、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の改訂にあたり、ご尽力をいただきました角田市環境審議会委員の皆様をはじめ、アンケートやパブリックコメントなどを通じ貴重なご意見をお寄せいただきました市民、事業者の皆様にご心より感謝申し上げます。

「市民力咲き誇る。角田市🌸」と「次世代につなぐゼロカーボンシティ」実現に向け、一緒に新たな一歩を踏み出しましょう。

令和5年3月



角田市第3次環境基本計画

目次

第1章	はじめに.....	1
1.	計画の背景.....	1
2.	計画の基本的事項.....	2
3.	前計画（角田市第2次環境基本計画）の概要.....	5
4.	計画の視点.....	6
第2章	角田市の環境の現状と課題.....	9
1.	角田市の環境の現状.....	9
2.	市民・事業者の環境に関する意識.....	22
3.	角田市の環境課題.....	29
第3章	目指すべき環境像と計画の大綱.....	33
1.	目指すべき環境像.....	33
2.	計画の大綱.....	35
第4章	施策の展開.....	37
1.	角田市の「しぜん」.....	38
2.	角田市の「くらし」.....	43
3.	角田市の「ひとびと」.....	57
第5章	重点環境施策.....	65
1.	ゼロカーボンシティを目指して.....	66
2.	多様な主体との連携・協働.....	68
第6章	計画の推進.....	71
1.	計画の推進体制.....	71
2.	計画の進行管理.....	73

巻末資料

1. 計画策定の組織.....	1-1
2. 計画策定の経過.....	2-1
3. 審議会名簿.....	3-1
4. 諮問・答申.....	4-1
5. 環境基本条例.....	5-1
6. 市民・事業者の環境に関する意識調査結果.....	6-1
7. SDGsとの関連性.....	7-1
8. 用語集.....	8-1

第1章 はじめに

この章では、計画の背景や基本的事項、角田市第2次環境基本計画の概要、本計画を策定する上での計画の視点を示します。

1. 計画の背景

本市は、阿武隈川の悠久の流れと豊かな大地、樹々の緑に囲まれて、歴史・文化の香りが漂う田園都市として発展を続けてきました。

一方で、市民の日常生活や社会活動の変化により環境への負荷が増大し、ばい煙や排気ガスによる大気汚染、事業所や家庭からの排水による水質汚濁、廃棄物の増加といった身近な環境問題から、地球温暖化の進行、生物多様性の低下といった地球規模のさまざまな環境問題が生まれてきました。

このような環境問題に対処するために、本市では第1次計画となる「角田市環境基本計画」を平成12(2000)年度に策定し、市・事業者・市民が連携し、さまざまな環境施策を実施しました。次いで、平成23(2011)年度に第2次計画を策定し、市・事業者・市民の連携・協働をさらに進め、自然環境の保全のための活動や地球環境の向上のための取組を進めてきました。

しかし、平成23(2011)年に発生した東日本大震災を契機としたエネルギー問題や、近年、増加している夏の猛暑や豪雨災害といった気候変動問題をはじめとした地球環境の危機など、新たな環境問題も顕在化し、解決しなければならない課題が多く残された状況となっています。

世界的には、平成27(2015)年の気候変動枠組条約締約国会議(COP21)で採択された「パリ協定」に基づくCO₂の削減目標に向けた取組で、各国で令和32(2050)年までにカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広まりました。

また、平成27(2015)年に国連サミットで採択された「SDGs(持続可能な開発目標)」に基づき、地球上の誰一人として取り残さぬよう、国連に加盟するすべての国が目標達成に向けた取組を進めています。

さらに、改めて国内に目を向けると、令和2(2020)年10月に、政府は令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、翌令和3(2021)年4月には、令和12(2030)年度の削減目標を平成25(2013)年度比で46%削減していく旨が公表されています。

このように本市を取り巻く社会情勢、東日本大震災の影響などによる自然環境・生活環境の変化、地球温暖化などの地球規模の環境問題に対応するため、市・事業者・市民一人ひとりの環境への取組が、良好な環境を持続することを意識し、これを次世代につなげるため第3次環境基本計画を策定するものです。

2. 計画の基本的事項

2.1 計画の位置づけ

本計画は、環境基本条例を根拠として、角田市の施策を環境面から横断的に捉えた行政計画であり、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

「角田市第6次長期総合計画」をはじめとする本市の関連計画を、環境の側面から効果的に推進する役割を果たすと同時に、市・事業者・市民が環境の保全と創造に取り組むための目標や方針、連携・協働のあり方についての方向性を示しています。

また、計画の策定にあたっては、世界の動き、国・県の関連計画との整合性に留意したものとします。

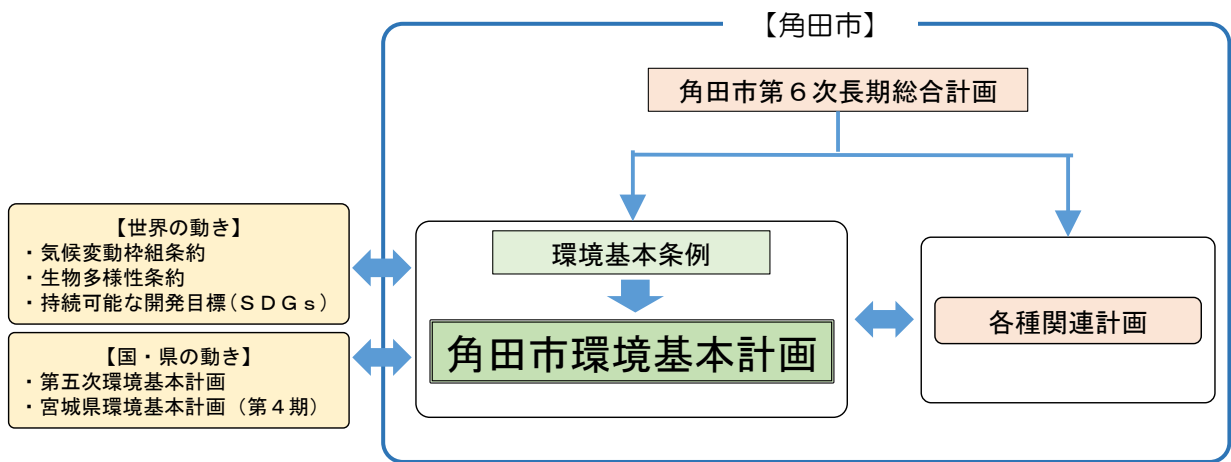


図1-1 角田市環境基本計画の位置づけ

2.2 市・事業者・市民の役割

本計画の根拠となる「環境基本条例」では、市・事業者・市民が一体となって環境の保全と創造に取り組む責務を定めています。本計画においても、それぞれの役割に沿った施策や方針を掲げます。

表1-1 市・事業者・市民の責務

市の責務	市は、良好な環境の保全及び創造に関し、地域の自然的・社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し実施する
事業者の責務	事業者は、その事業活動を行うにあたって、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する
市民の責務	市民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、良好な環境の保全及び創造に資するよう自ら活動するとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する

2.3 期間

本計画の対象とする期間は、施策の推進によって中長期的な目標が達成されるよう令和5(2023)年度からの10年間とし、目標年次を令和14(2032)年度とします。

また、環境の保全と創造に向けた持続的な取組が計画的に実施されるよう、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

2.4 地域

本計画は、角田市全域を対象とします。ただし、方針や目標に応じて、周辺地域や宮城県、国、社会全体、地球全体の環境に対する配慮事項についても本計画の対象とします。

2.5 環境分野

本計画の対象とする環境分野は、本市を取り巻く4つの環境分野（自然環境、生活環境、地球環境、都市・快適環境）のうち、都市・快適環境を除く3つの環境分野と、これらに関連して行われる環境保全活動や環境教育など市民・事業者との連携・協働に関するものとします。なお、都市・快適環境については、本市の関連計画において、当該分野の環境の保全・創造を図ります。

表1-2 本計画が対象とする環境分野と連携・協働

環境分野	自然環境	<ul style="list-style-type: none">・森林、河川、湖沼、ため池、湿地・生物多様性、外来生物・農地、里山、身近な自然環境・ふれあい活動の場
	生活環境	<ul style="list-style-type: none">・大気、水質、土壌、騒音、振動、臭気・廃棄物（循環型社会、ごみの適正処理、産業廃棄物、不法投棄）・まちの環境
	地球環境	<ul style="list-style-type: none">・地球温暖化（温室効果ガス、カーボンニュートラル）・資源、エネルギー（再生可能エネルギー、省エネルギー）・持続可能な開発目標（SDGs）
連携・協働		<ul style="list-style-type: none">・多様な主体（市民、事業者、行政など）・グリーンな経済システム（環境ビジネスなど）・環境教育、環境学習・環境情報、環境イベント

表1-3 関連計画で取り扱う環境分野

都市・快適環境	<ul style="list-style-type: none">・都市基盤（上下水道、道路、公共交通）・快適空間（まちなみ景観、公園・緑地、公共空間）・歴史文化（歴史文化財、文化施設、地場産業）
---------	---



角田市スペースタワー・コスモハウス



市内の太陽光発電所

3. 前計画(角田市第2次環境基本計画)の概要

角田市第2次環境基本計画は、「角田市環境基本計画(平成12(2000)年度策定)」を引き継ぐ形で、平成23(2011)年3月に策定し、「Ⅰ 自然環境 緑豊かな自然との共生」「Ⅱ 生活環境 安全で安心な生活環境」「Ⅲ 地球環境 環境負荷の少ない循環型社会」「Ⅳ 協働 協働の理念による環境保全」の4つの大綱に基づき、様々な環境施策を進めてまいりました。

「Ⅰ 自然環境 緑豊かな自然との共生」では、角田市の自然環境の保全の観点から、森林、緑地、農地、水辺地の自然環境保全、野生生物の種の保全、生物多様性の確保等の施策を展開してきました。今後もその成果を継承するとともに、森林・農地の保全、動植物の生息環境の保護などにより、次世代に渡していくうえで重要な取組について推進していきます。

「Ⅱ 生活環境 安全で安心な生活環境」では、角田市の生活環境の保全の観点から、大気、水、土壌等の良好な生活環境の保全及び創造、廃棄物の適正処理、地域の特性を生かした良好な景観の形成、歴史的・文化的遺産及び施設の保存と活用、公害防止等の施策を展開してきました。今後もその成果を継承するとともに、新たな課題について対応した取組を推進していきます。

「Ⅲ 地球環境 環境負荷の少ない循環型社会」では、ごみの減量化及び資源化の推進、地球環境の保全等の施策を展開してきました。今後もその成果を継承するとともに、現時点での世界情勢、環境情勢を適切に反映させた施策を展開する必要があります。「脱炭素」、「気候変動」、「再生可能エネルギー」といった諸課題に対応した取組を推進していきます。

「Ⅳ 協働 協働の理念による環境保全」では、協働、パートナーシップの推進の観点から、環境教育・学習の振興、地域の環境美化の推進、協働で取り組む環境保全の推進等の施策を展開してきました。今後もその成果を継承しつつ、市民・事業者と積極的に連携した取組を推進していきます。

4. 計画の視点

本計画は、角田市第2次環境基本計画の成果や課題を踏まえるとともに、近年の環境を取り巻く社会動向や上位・関連計画、市民や事業者の環境意識などを考慮し、以下の点に着目して計画策定の検討を行いました。

(1) 角田市らしさを活かした計画

本市は、市域面積の約4割を森林、約3割を農地が占め、森林と農地で全体の約7割を占める豊かな自然環境を有しています。

角田市第2次環境基本計画では、この豊かな自然環境を保護・保全するために「森林、緑地、農地、水辺地の自然環境保全」の取組を進めました。

また、本市では「角田市地球温暖化対策実行計画」において、平成24(2012)年度までに温室効果ガスの排出量を6%削減する目標を掲げ、温室効果ガスの削減や発生抑制に取り組んできました。平成30(2018)年度には「第2次角田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、引き続き温室効果ガスの発生抑制の取組を進めています。

本計画では、角田市の特性やこれまでの活動を活かしつつ、角田市らしい環境モデルを広く発信できる計画とします。

(2) 市・事業者・市民など多様な主体との連携・協働を進める計画

本市では、角田市第2次環境基本計画において「協働の理念による環境保全」を計画の大綱に定め、環境に関する取組を進める上で、パートナーシップ型組織の構築や活動の推進など、市・事業者・市民の連携・協働について、地域による環境美化活動や環境学習の場の提供などの成果を挙げてきました。

第3次環境基本計画では、市民や事業者の環境に対する意識を高め、実際の行動に移してもらうため、市の環境に対する取組の普及啓発を推進する計画を目指します。

(3) 変化する環境情勢に対応した計画

①持続可能なまちの実現：SDGs への対応

平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで、地球上の誰一人取り残さない、持続可能な世界を実現するための目標として「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択されました。

本計画では、角田市の環境を考える上でも、SDGs を念頭において、持続可能なまちの実現を目指します。

【SDGs における 17 の目標（ゴール）】



②気候変動の影響への対応

近年、夏の猛暑や多発する豪雨災害など、気候変動による影響が地球規模で拡大しています。日本では、平成 30(2018)年 11 月に「気候変動適応計画」が閣議決定され、従来の「緩和策」に加え、気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」が示されました。

本計画では、気候変動に適応するための再生可能エネルギー導入等の従来の「緩和策」に加え、温暖化対策関連計画の取組を加えた脱炭素社会を実現する計画とします。

第2章 角田市の環境の現状と課題

1. 角田市の環境の現状

1.1 自然特性

1.1.1 位置

本市は、宮城県南部の2市7町からなる仙南広域圏に属し、東北地方の中心である仙台市から南方へ約40kmのところに位置する、面積147.53km²の田園都市です。

市内には阿武隈川が南北に貫流し、これに流入する一級河川や手代木沼などをはじめとするため池など、豊かな水に恵まれ、広大な田園地帯が広がっています。周辺は、四方山や深山、斗蔵山などを擁する緑豊かな丘陵地帯となっています。

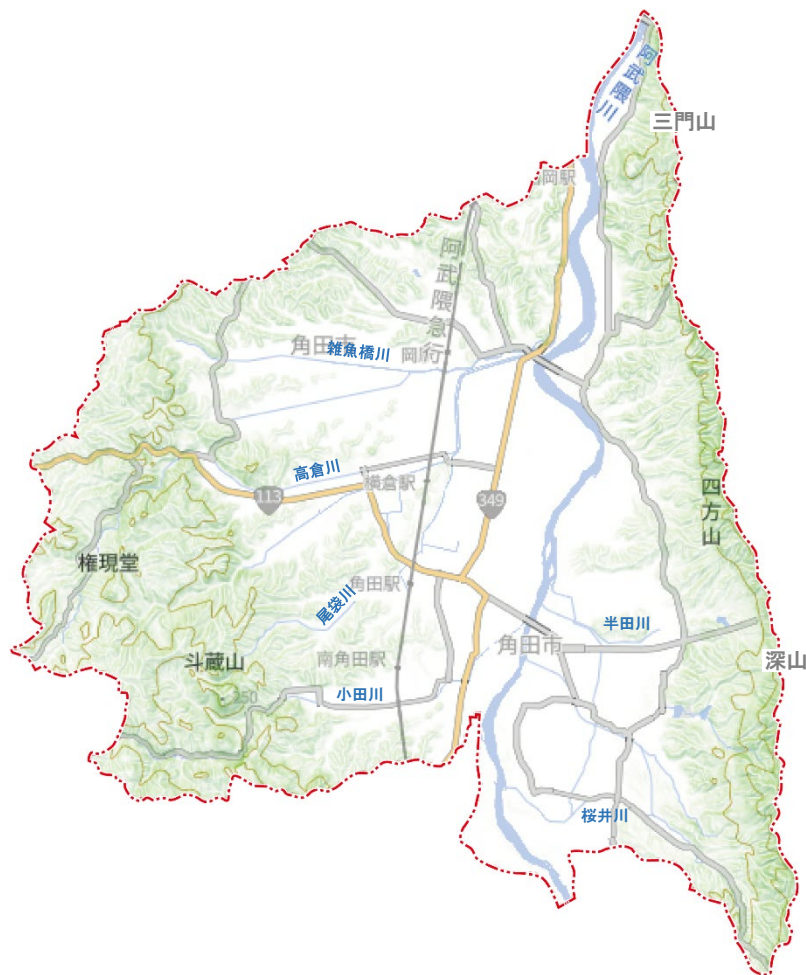


図2-1 角田市の地勢

出典：国土地理院ウェブサイト(<https://maps.gsi.go.jp/vector/>)

1.1.2 地形・地質

本市は、阿武隈山地の分脈である東西2列に分かれた標高300m以下の丘陵に囲まれ、断層によって中央が落ち込んでできた陥没盆地です。

市内は、標高20～30m以下の「平坦地」、100～150m以下の「低丘陵地」、それより高位の「丘陵性山地」の3つに大きく分けられます。

平坦地は、阿武隈川の流路とはんらんげん氾濫原及び市街地や集落の多くが集中する自然堤防後背地の低湿地帯に当たり、水はけが悪いため浸水被害を受けやすい地形です。

低丘陵地は、砂岩などの軟らかい地層からなるため浸食されやすく、丘陵性山地は、比較的傾斜は緩やかですが、東側の阿武隈山地は直線的な馬の背状となっています。

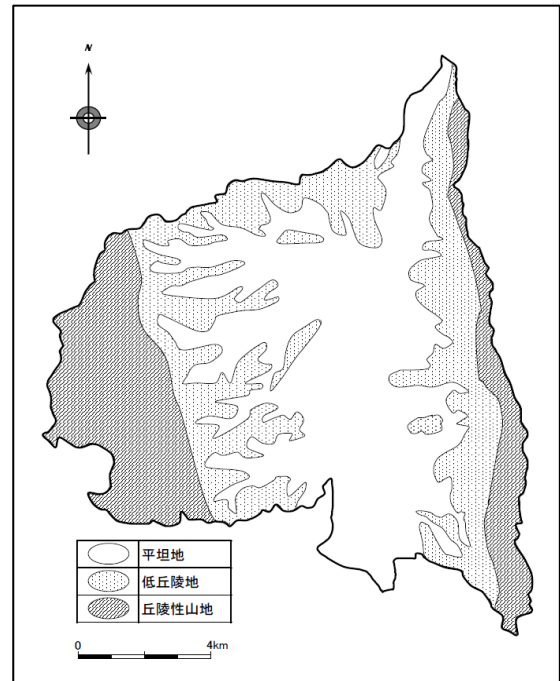


図2-2 角田市の地形

資料：角田市史

1.1.3 気候・気象

本市は、東西を丘陵地に囲まれた盆地状の地勢を呈し、比較的温暖な内陸性気候となっています。年間の平均気温は概ね12～13℃前後、年間降水量は概ね1,000～1,500mm前後で推移しています。風は全般に強くありませんが、冬季に北西の季節風が吹き続けることがあります。積雪日数は県内としては少ないため、交通機関などへの影響はほとんどありませんが、4～5月にかけて晩霜が発生し、畑作等に大きな被害をもたらすことがあります。

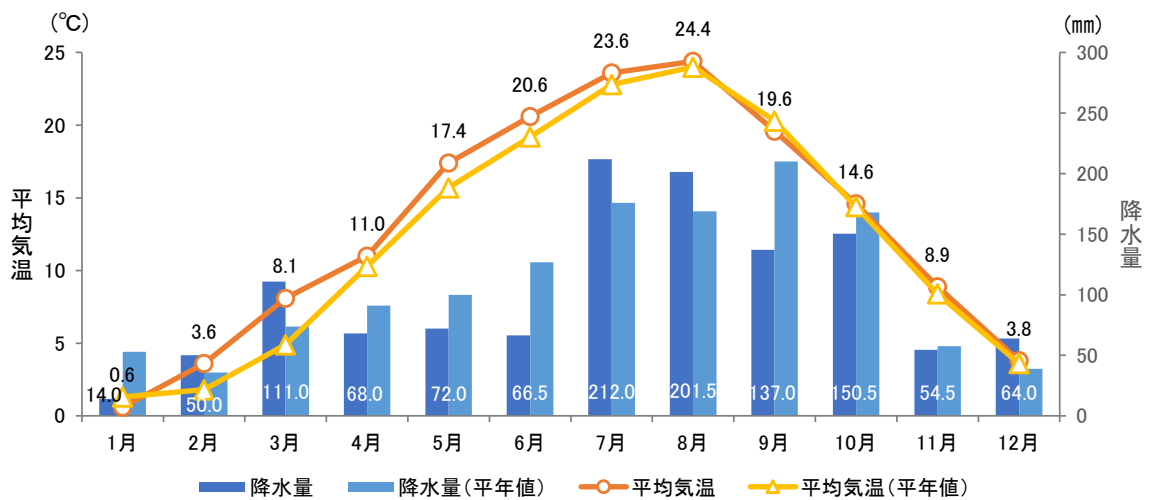


図2-3 角田市（丸森観測所）令和3(2021)年の気象状況

資料：気象庁 HP「気象統計情報」

1.1.4 年平均気温

昭和 2(1927)年から令和 2(2020)年までの仙台管区気象台の観測データによると、年平均気温は 100 年あたり 2.5℃の割合で長期的に上昇しており、平成 27(2015)年と令和 2(2020)年で最も高い 13.7℃を記録しています。

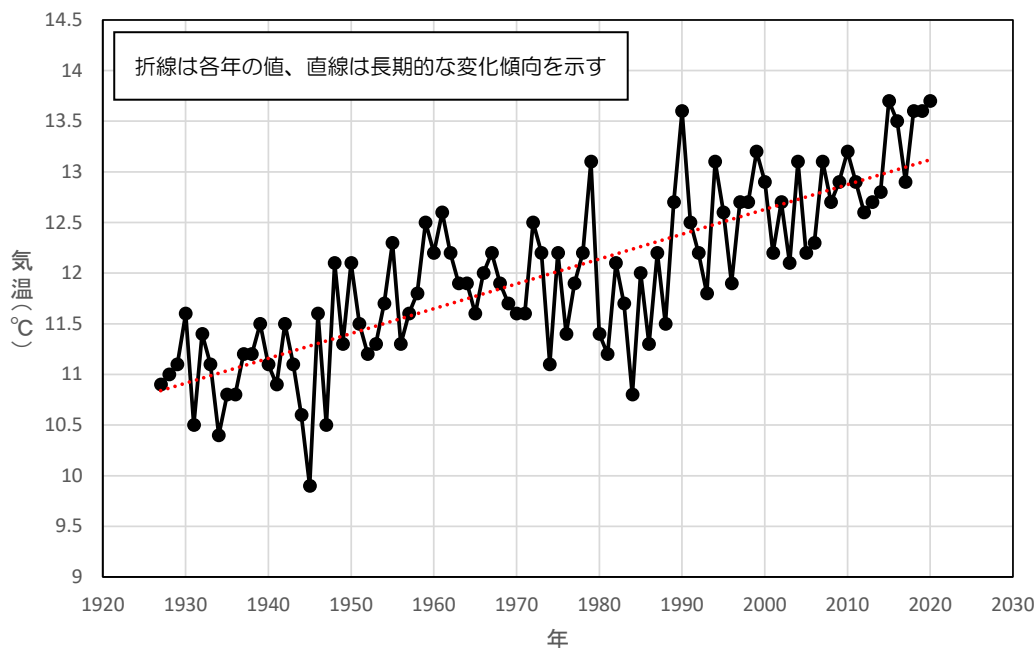


図 2-4 年平均気温の変化

資料：仙台管区気象台

1.1.5 短時間強雨

昭和 54(1979)年から令和 2(2020)年までの仙台管区気象台の観測データによると、宮城県では 1 時間に 30mm 以上の短時間強雨が降る回数が長期的に増加しているとみられます。

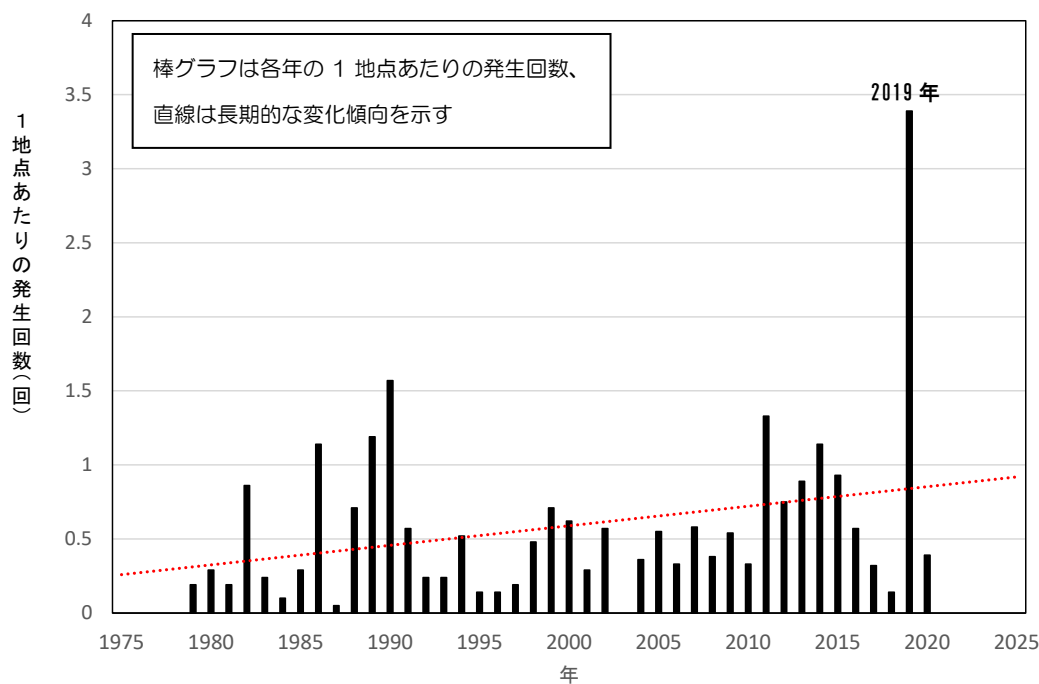


図 2-5 宮城県【アメダス】1 時間降水量 30mm 以上の年間発生回数

資料：仙台管区気象台

1.2 社会特性

1.2.1 人口

令和3(2021)年度の総人口は27,586人(令和4年3月31日現在)です。人口は減少傾向にあり、10年間で3,962人減少しました。老年人口(65才以上)は増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

総人口の減少にともない、市域全体での人口密度は年々低下している状況となっています。

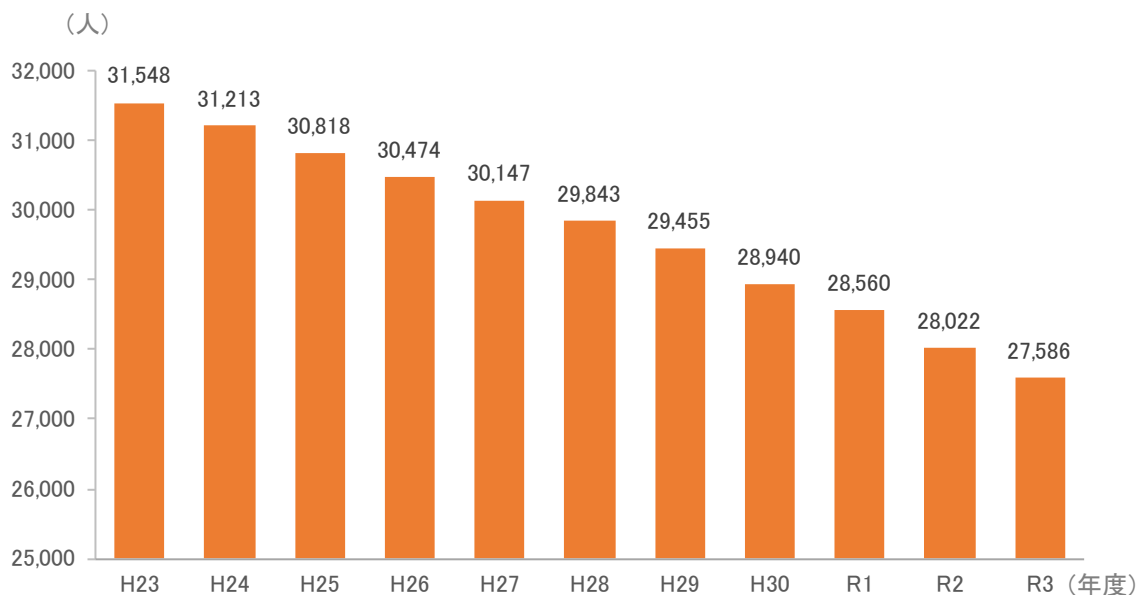


図2-6 角田市総人口の推移

資料：角田市住民基本台帳(各年度末人口)

表2-1 年齢3区分別人口の推移

	人口(人)					構成比(%)				
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
年少人口	4,997	4,262	3,819	3,516	2,912	14.5	12.8	12.2	11.7	10.4
生産年齢人口	21,542	20,734	18,979	17,099	15,041	62.7	62.5	60.6	56.7	53.8
老年人口	7,815	8,203	8,507	9,483	10,023	22.7	24.7	27.1	31.4	35.8
人口計	34,354	33,199	31,336	30,180	27,976	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※年少人口：15才未満 生産年齢人口：15才～65才未満 老年人口：65才以上

※人口計は「不詳」を含むため「年少人口」「生産年齢人口」「老年人口」を合計しても人口計に一致しない年がある。

資料：国勢調査

表2-2 市域全体における人口密度の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	34,354	33,199	31,336	30,180	27,976
面積(ha)	14,760.0	14,760.0	14,758.0	14,753.0	14,753.0
人口密度(人/ha)	2.33	2.25	2.12	2.05	1.90

資料：国勢調査

1.2.2 土地利用

令和2(2020)年の土地利用区分別の状況は、森林が全体の38.0%、次いで農地が29.9%（田：23.1%、畑：6.8%）となっており、森林と農地で全体の約70%を占めています。

構成比は概ね横ばいで推移しており、大きな変化は見られないものの田と畑が減少傾向にあります。

本市では、「国土利用計画法」に基づく計画的な土地利用、規制に努めています。「都市計画法」に基づく都市計画区域は3,612haで市域の24.5%を占めており、そのうち用途地域は911.4haで、市域の6.2%を占めています。

自然環境保全地域及び緑地環境保全地域は、それぞれ1ヶ所指定されています。

鳥獣保護区は、3ヶ所（うち1ヶ所は隣接4市町にまたがる）指定されています。

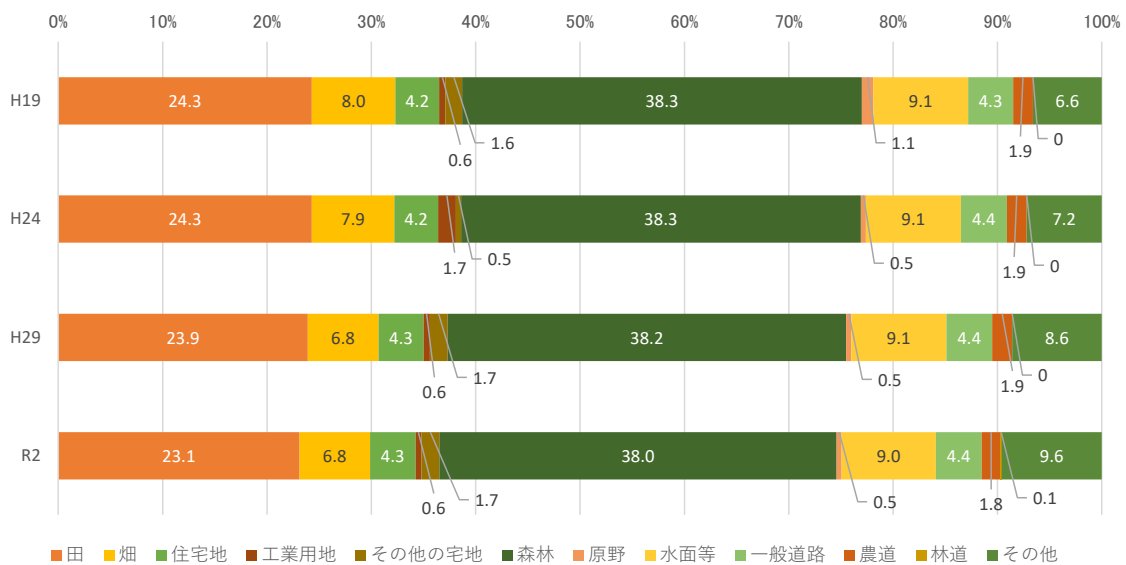


図2-7 土地利用区分の推移

資料：角田市第6次長期総合計画、令和3年度土地利用の現況と施策の概要（宮城県）

表2-3 都市計画区域・用途地域の面積

	対象範囲	規模(ha)	行政区域面積(ha)	比率
角田市都市計画区域	行政区域の一部	3,612.0	14,753.0	24.5%
用途地域	行政区域の一部	911.4	14,753.0	6.2%

資料：令和2年都市計画現況調査（国土交通省）

表2-4 用途地域の区分の割合

	面積 (ha)	用途地域に占める 割合 (%)
第1種低層住居専用地域	115.7	12.7
第2種低層住居専用地域	0.0	0.0
第1種中高層住居専用地域	104.9	11.5
第2種中高層住居専用地域	143.5	15.7
第1種住居地域	132.8	14.6
第2種住居地域	12.9	1.4
準住居地域	0.0	0.0
住居系合計	509.8	55.9
近隣商業地域	0.0	0.0
商業地域	51.6	5.7
商業系合計	51.6	5.7
準工業地域	96.3	10.6
工業地域	43.3	4.8
工業専用地域	210.4	23.1
工業系合計	350.0	38.4
計	911.4	100.0

資料：令和3年都市計画現況調査（国土交通省）

表2-5 自然環境保全地域・緑地環境保全地域の指定状況

	名称	位置	指定年月日	緑地面積					保全対象
				国有地	公有地		民有地	計	
					県	市町村			
自然環境保全地域	斗蔵山	角田市	S54.3.16	12.38	0.00	1.33	14.44	28.15	ウラジロガシ天然林
緑地環境保全地域	深山	角田市、山元町	S61.11.7	5.76	0.00	11.41	294.35	311.52	—

資料：宮城県 HP

表2-6 鳥獣保護区の指定状況

	存続期限	位置	面積 (ha)
金津鳥獣保護区	R7.10.31	角田市	230
斗蔵山鳥獣保護区	R8.10.31	角田市	205
船岡鳥獣保護区	R8.10.31	白石市、角田市、柴田町、蔵王町、大河原町	3,220

資料：令和3年度鳥獣保護区等位置図（宮城県）

1.2.3 河川水質調査

本市では、阿武隈川上流、桜井川、小田川、半田川、尾袋川、高倉川、雑魚橋川、阿武隈川下流の8か所で河川の水質調査を実施しています。このうち阿武隈川上流、下流の水質調査結果を表2-7に示します。

調査の結果、阿武隈川上流・下流では、有機物等の汚濁指標である生物化学的酸素要求量（BOD）について、本調査の結果による明確な傾向の変化は見られませんでした。人畜等のし尿による汚染の可能性を示唆する大腸菌群数（MPN）については、環境基準（1,000MPN/100mL以下）を超過している傾向があるため、今後も合併処理浄化槽の普及により河川への生活排水等の流入を抑制し、水質の改善を行う必要があります。

表2-7 河川水質調査結果（採水は、各年度の2月に同じ場所で行っています。）

測定地	年度	pH	BOD※1 (mg/L)	SS※2 (mg/L)	DO※3 (mg/L)	大腸菌群数 MPN※4 (MPN/100mL)
阿武隈川上流 (枝野字中島地内)	H29	7.5	1.9	6	13	1,700
	H30	7.5	2.2	4	13	330
	R元	7.3	2.0	5	12	490
	R2	7.3	7.9	53	11	14,000
	R3	7.9	2.0	10	14	2,400
阿武隈川下流 (鳩原字大谷地地内)	H29	7.7	1.8	4	14	790
	H30	7.5	1.8	3	13	330
	R元	7.3	1.6	5	12	1,100
	R2	7.4	8.4	51	11	22,000
	R3	7.6	2.2	13	13	1,300

資料：角田市河川水質調査

※1：BOD（生物化学的酸素要求量）汚染が進むほど値が高くなります。環境基準・2.0mg/L以下

※2：SS（浮遊物質量）水質の濁りの指標です。環境基準・25mg/L以下

※3：DO（溶存酸素量）大気中から水に溶け込んでいる酸素の量です。環境基準・7.5mg/L以下

※4：大腸菌群数 MPN 環境基準・1,000MPN/100mL以下

1.2.4 産業・経済

(1) 市内総生産

令和元(2019)年度の市内総生産を平成 25(2013)年度と比較すると、全体としては 14.1%の増加となっています。建設業、宿泊・飲食サービス業、保健衛生・社会事業が 25%以上の増加となっている一方、林業が 20.0%、鉱業が 45.7%、教育が 28.0%減少しています。

表 2-8 経済活動別市内総生産（実額）

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	R1-H25	R1-H25
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	増減額	増減率
1 農林水産業	2,596	1,867	2,065	2,361	2,528	2,590	2,696	100	3.9%
(1) 農業	2,536	1,808	2,012	2,305	2,477	2,513	2,648	112	4.4%
(2) 林業	60	59	53	56	51	77	48	▲ 12	-20.0%
(3) 水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2 鉱業	164	349	507	346	70	133	89	▲ 75	-45.7%
3 製造業	63,409	72,630	64,912	75,894	82,395	84,080	76,383	12,974	20.5%
4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	3,076	3,135	3,190	3,123	3,153	2,958	3,170	94	3.1%
5 建設業	5,272	11,028	7,529	6,478	6,678	6,419	6,913	1,641	31.1%
6 卸売・小売業	6,505	6,957	7,383	7,014	7,266	7,589	7,418	913	14.0%
7 運輸・郵便業	3,237	3,334	3,652	3,505	3,581	3,640	3,907	670	20.7%
8 宿泊・飲食サービス業	1,366	1,387	1,422	1,608	1,705	1,773	1,749	383	28.0%
9 情報通信業	1,913	1,824	1,823	1,839	1,759	1,732	1,638	▲ 275	-14.4%
10 金融・保険業	2,241	2,209	2,269	2,128	2,124	2,173	1,991	▲ 250	-11.2%
11 不動産業	11,028	10,569	10,754	11,233	11,477	12,619	13,017	1,989	18.0%
12 専門・科学技術・業務支援サービス業	11,167	10,748	11,205	11,212	11,442	11,425	11,910	743	6.7%
13 公務	5,538	4,737	4,694	4,574	4,526	4,726	4,777	▲ 761	-13.7%
14 教育	3,473	3,554	3,545	3,460	2,671	2,604	2,502	▲ 971	-28.0%
15 保健衛生・社会事業	6,408	6,389	7,089	7,609	7,912	8,314	8,917	2,509	39.2%
16 その他のサービス	4,707	4,641	4,554	4,308	4,166	4,054	3,921	▲ 786	-16.7%
17 小計(1～16の計)	132,100	145,358	136,593	146,692	153,453	156,829	150,998	18,898	14.3%
18 輸入品に課される税・関税	1,066	1,432	1,007	1,171	1,346	1,608	1,528	462	43.3%
19 (控除)総資本形成に係る消費税	774	1,076	1,321	1,312	1,527	1,515	1,497	723	93.4%
20 市町村内総生産(17+18+19)	132,392	145,714	136,279	146,551	153,272	156,922	151,029	18,637	14.1%

(再掲)

第一次産業	2,596	1,867	2,065	2,361	2,528	2,590	2,696	100	3.9%
第二次産業	68,845	84,007	72,948	82,718	89,143	90,632	83,385	14,540	21.1%
第三次産業	60,659	59,484	61,580	61,613	61,782	63,607	64,917	4,258	7.0%
18-19 輸入品に課される税・関税 (総資本形成に係る消費税控除後)	292	356	▲ 314	▲ 141	▲ 181	93	31	▲ 261	-89.4%
合計	132,392	145,714	136,279	146,551	153,272	156,922	151,029	18,637	14.1%

注) 第一次産業は農林水産業、第二次産業は鉱業、製造業及び建設業、第三次産業は第一・第二次産業以外の経済活動である。

資料：令和元年度市町村民経済計算（宮城県）

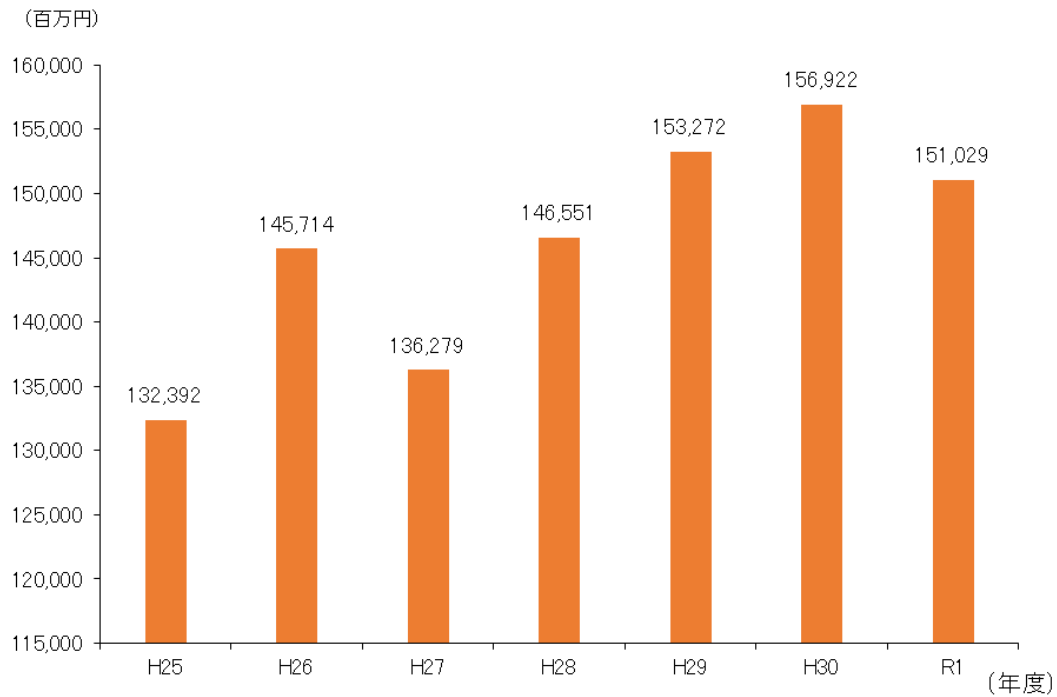


図2-8 市内総生産額の推移（実績）

資料：令和元年度市町村民経済計算（宮城県）

(2) 事業所数・従業者数

平成 21 (2009) 年以降の民間事業所及び従業者数は、ともに減少傾向となっています。

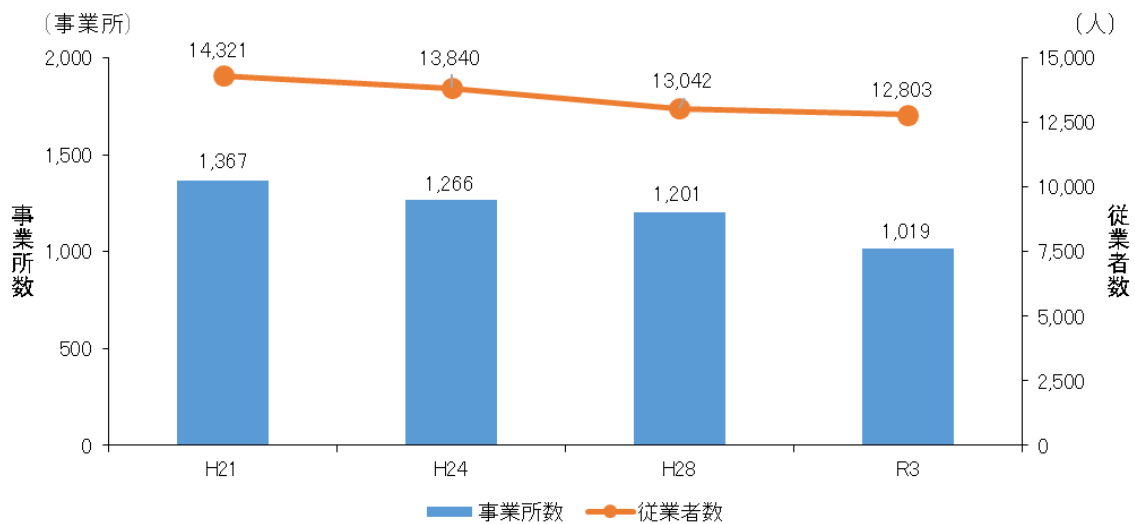


図2-9 事業所数及び従業者数の推移

資料：令和3年経済センサスー活動調査 速報集計結果 <宮城県の概要>

1.2.5 水利用

本市の水道事業は昭和 9(1934)年に給水が開始され、山間部を除いた市内ほぼ全域が上水道の給水対象地区となっています。水源は阿武隈川水系の表流水と仙南・仙塩広域水道用水からの供給でまかかっており、令和 3(2021)年度の年間給水量は 397.4 万 m^3 、給水普及率（人口）は 96.88%となっています。

給水状況の推移をみると、1 日 1 人あたり給水量は平成 27(2015)年度以降増加傾向にあります。

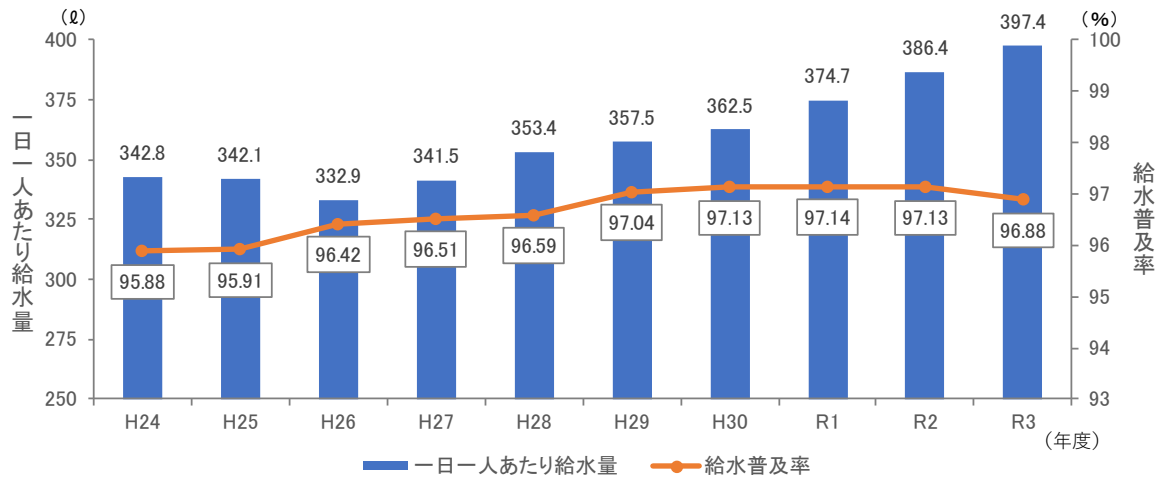


図 2-10 給水状況の推移

資料：水道事業会計決算（角田市）

1.2.6 温室効果ガスの排出量

令和元(2019)年度の温室効果ガスの排出量は 356 千 t-CO₂ であり、平成 19(2007)年度までは年々増加傾向にありましたが、平成 20(2008)年度から平成 24(2012)年度にかけて増減を繰り返したのち、平成 24(2012)年度以降は減少傾向にあります。平成 24(2012)年度から約 86 千 t-CO₂ の減少となっています。

(千t-CO₂)

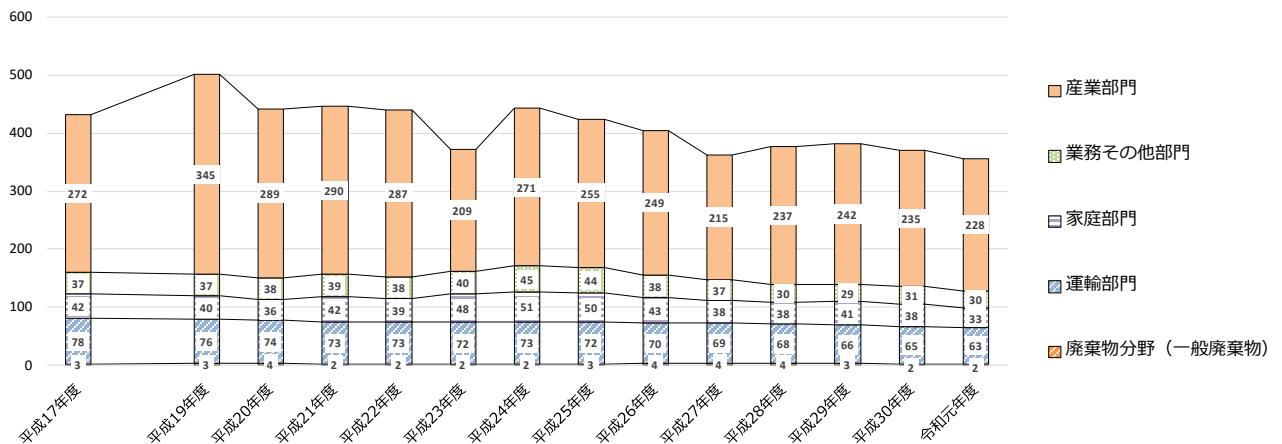


図 2-11 温室効果ガスの排出量の経年変化

資料：環境省 角田市 自治体排出量カルテ

1.2.7 ごみ

角田市内一般廃棄物の処理量は平成 28(2016)年度から令和 3(2021)年度まで概ね 9,500 t から 10,000 t 前後で推移しています。

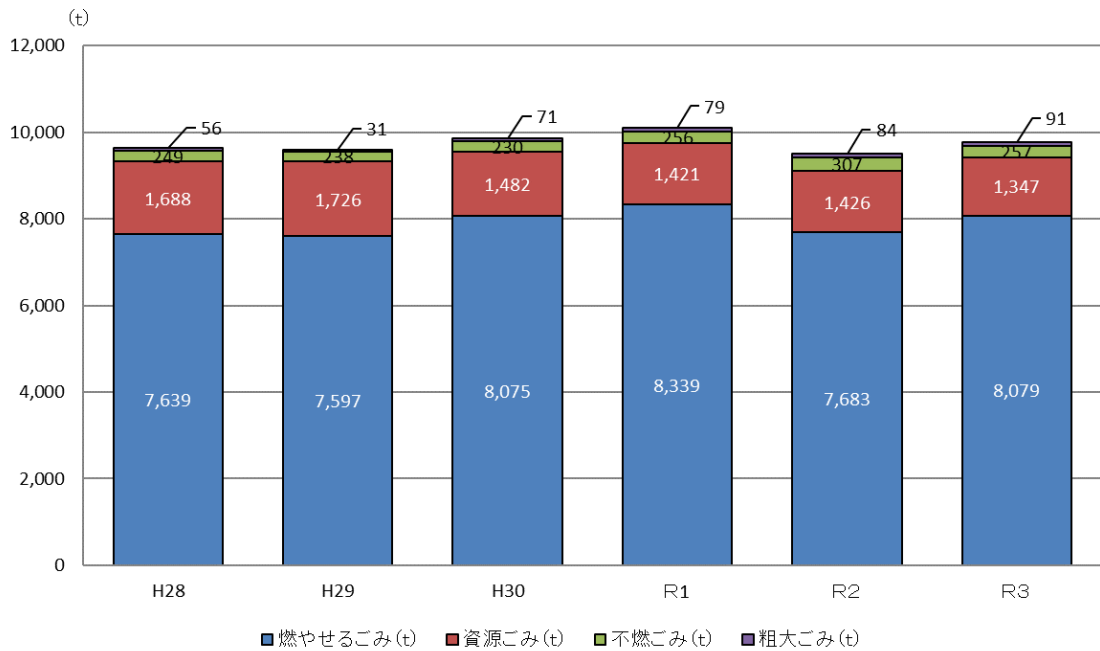


図2-12 市内一般廃棄物の推移

資料：仙南地域広域行政事務組合 HP

直近6年間、角田市の総人口は減少が続いており、ごみ総排出量は平成 28(2016)年度から令和元(2019)年度まで増加傾向にあります。令和 2(2020)年度に一旦、減少し、令和 3(2021)年度には増加に転じています。

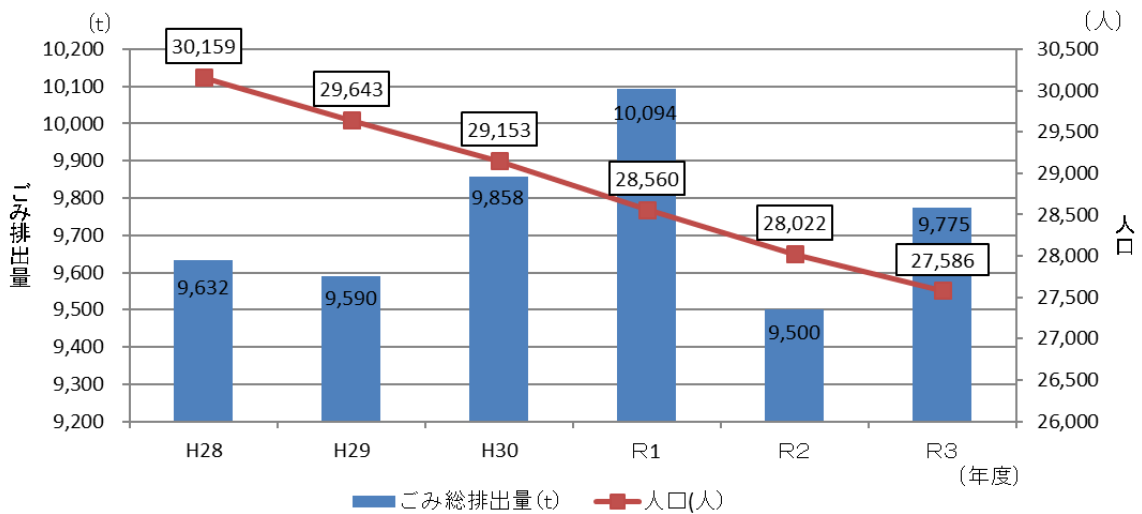


図2-13 ごみの量と総人口の推移

資料：仙南地域広域行政事務組合 HP、住民基本台帳

燃やせるごみ 1 人 1 日あたりの排出量は、ごみ総排出量と同様に平成 28(2016)年度から令和元(2019)年度まで増加傾向にあります。令和 2(2020)年度に一旦、減少し、令和 3(2021)年度には増加に転じています。

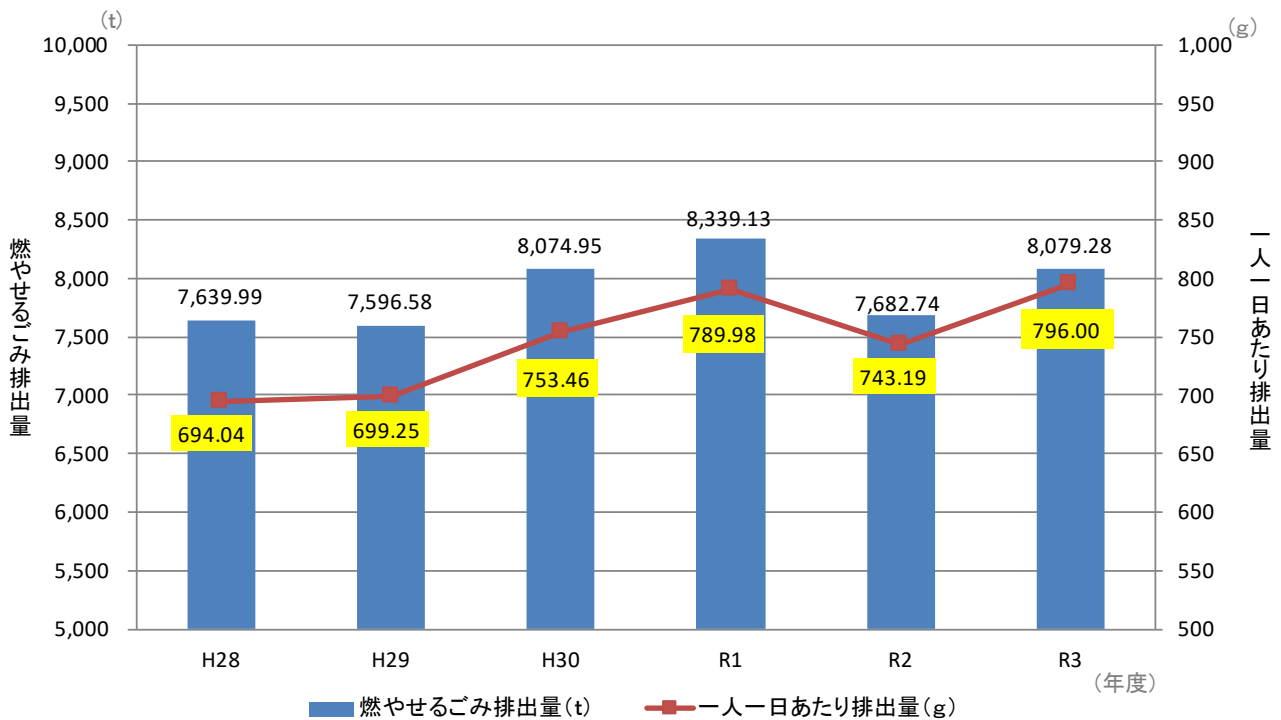


図 2-14 燃やせるごみの 1 人 1 日あたりの排出量

資料：角田市統計

本市の資源ごみの回収状況は、直近 7 年間では概ね 700 t から 800 t の間で推移しています。

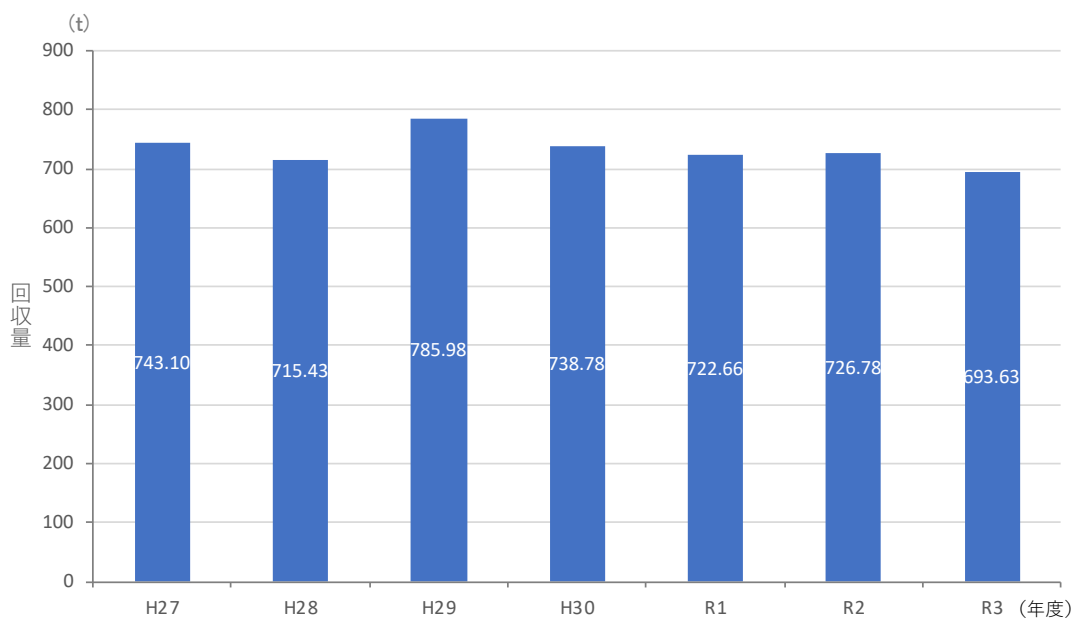


図 2-15 資源ごみの回収量

資料：仙南地域広域行政事務組合 HP

1.2.8 その他の社会特性

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故により飛散した放射性物質は、角田市一帯にも影響を及ぼしました。それに伴い平成24(2012)年6月には「角田市除染実施計画」が策定され、保育所、学校、通学路、公園、公共施設などの除染を実施し、空間放射線量の低減化を進めてきました。

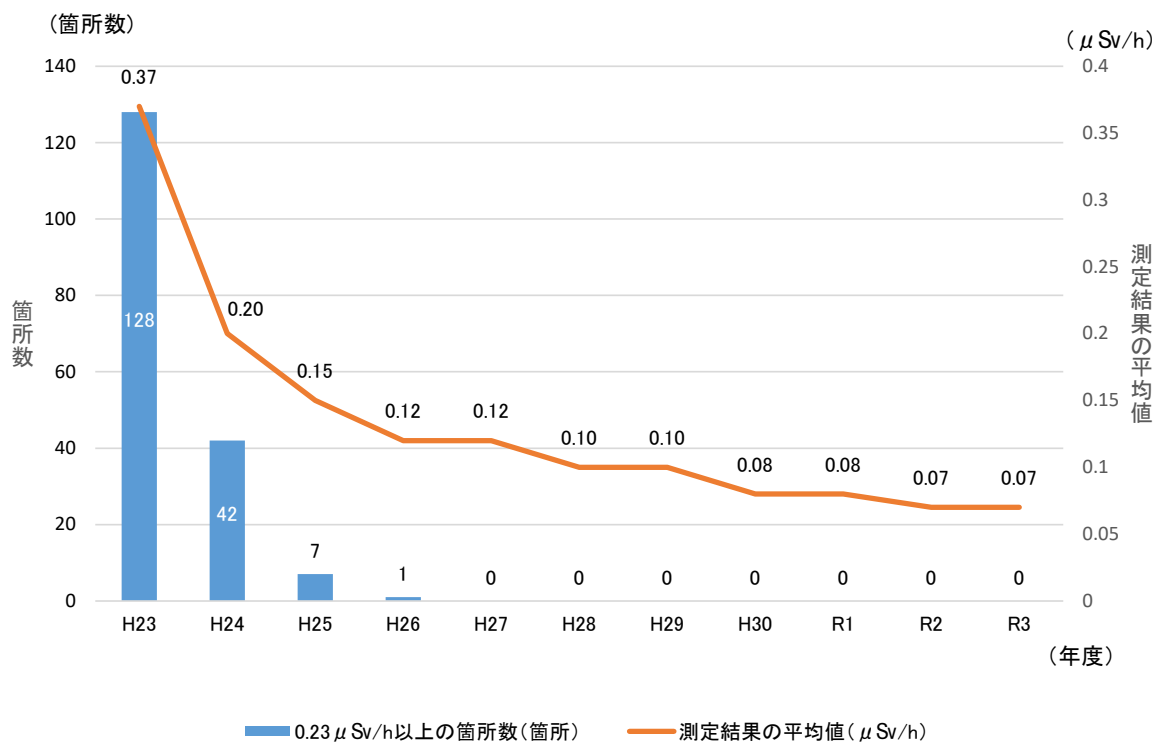


図2-16 放射線量測定値(1キロメートルメッシュ)

資料：角田市

表2-9 放射線量分布マップ(1キロメートルメッシュ)測定値

○放射線量分布マップ(1キロメートルメッシュ)測定値		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
測定高さ 0.5m	測定結果の最大値(μSv/h)	0.69	0.47	0.29	0.23	0.23	0.21	0.22	0.16	0.17	0.14	0.14
	測定結果の最小値(μSv/h)	0.17	0.07	0.07	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.04	0.03	0.03
	測定結果の平均値(μSv/h)	0.37	0.20	0.15	0.12	0.12	0.10	0.10	0.08	0.08	0.07	0.07
	0.23 μSv/h以上の箇所数(箇所)	128	42	7	1	0	0	0	0	0	0	0
	0.23 μSv/h未満の箇所数(箇所)	12	98	133	139	139	140	140	140	140	140	140

資料：角田市

2. 市民・事業者の環境に関する意識

2.1 アンケート調査の概要

2.1.1 調査の目的

角田市第3次環境基本計画策定の基礎資料とするため、市民、事業者の環境に関する意向を把握することを目的としてアンケート調査を実施しました。

なお、角田市の未来を担う若い世代の環境に関する基礎的な意向を把握するため、角田市内の中学生に対しても実施しました。

2.1.2 調査内容

調査は、以下の内容について、中学生アンケート、市民アンケート、事業者アンケートを実施しました。

(1) 中学生アンケート

- ①基礎的事項（属性：中学校、学年、性別）
- ②環境問題への関心について
- ③角田市の環境について

(2) 市民アンケート

- ①基礎的事項（属性：性別、年齢、居住地区）
- ②関心のある環境問題について
- ③角田市の環境について
- ④日常生活における取組について
- ⑤新エネルギー機器の導入について
- ⑥新たな環境課題について
- ⑦角田市が行う環境施策について

(3) 事業者アンケート

- ①基礎的事項（属性：会社の業種、従業員数）
- ②事業活動における環境保全の取組について
- ③環境管理に関する体制づくりについて
- ④環境保全活動に関する広報・啓発活動について
- ⑤環境施策に関する要望について

2.1.3 調査方法と配布と回収、調査期間について

調査方法と配布と回収、調査期間について、下記のように行いました。

(1) 中学生アンケート

1) 調査対象

角田市内中学校に通学している中学生全員（769名）を対象としました。

2) 配布と回収

アンケート調査票の配布及び記入を各中学校に依頼し、記入したアンケート調査票を回収しました。

3) 調査期間

調査期間：令和4年7月1日（金）～令和4年7月8日（金）

4) 配布状況

角田市内中学生1年生から3年生769名に配布しました。

表2-10 配布状況

中学校	配布数
角田中学校（1～3年生）	555
北角田中学校（1～3年生）	214
合計	769

(2) 市民アンケート

1) 調査対象

無作為抽出による、満16歳以上の角田市民2,231人を対象としました。

2) 配布と回収

アンケート調査票の配布は郵送により実施し、回収については郵送による回答及び電子回答（Web調査）による回答で行いました。

3) 調査期間

調査期間：令和4年7月15日（金）～令和4年8月5日（金）

(3) 事業者アンケート

1) 調査対象

市内事業所150社を対象としました。

2) 配布と回収

アンケート調査票の配布は郵送により実施し、回収については郵送による回答及び電子回答（Web調査）による回答で行いました。

3) 調査期間

調査期間：令和4年7月15日（金）～令和4年8月5日（金）

2.2 アンケート調査のまとめ

2.2.1 中学生アンケートのまとめ

(1) 環境問題への関心

- ・「とても関心がある」、「やや関心がある」と回答した中学生が全体の 7 割を占めており、環境問題に対する関心は高いことが伺えます。

(2) 関心のある環境問題

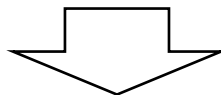
- ・「地球規模の環境問題」が 1 位（52.5%）、「気候変動による影響」が 2 位（38.8%）、「SDGs 国連の持続可能な開発目標の取組」が 3 位（29.1%）であり、世界規模での環境問題や取組が関心を集めています。

(3) 角田市の環境への満足度

- ・「満足」、「多少満足」の合計が約 5 割であり、半数が市の環境に対して満足していると回答しています。
- ・一方、「多少不満」、「不満」の合計が約 2 割であり、市の環境に満足していないと回答しています。

(4) 角田市の環境をよくするため必要なこと

- ・「川や池・沼の水をきれいに」が最も多く、「公園や街路樹の整備」、「周辺の山、川などの自然環境の保全」、「不法投棄、産業廃棄物対策の充実」が上位に挙がりました。
- ・上位に挙がった項目の共通点として、日頃から目にする機会が多い、身近な環境問題への対策が望まれているようです。



【中学生アンケート結果から見た課題】

- ・「世界規模での環境問題」を角田市として考えてもらう取組
⇒ 対応する施策：P52 COOL CHOICE の展開
P53 温室効果ガスの排出削減
P54 気候変動の影響に対する適応策の検討
P55 再生可能エネルギーの活用促進
- ・「身近な環境問題」への取組
⇒ 対応する施策：P40 河川など水環境の保全
P42 緑と親しむ機会の提供
水と親しむ機会の提供
P47 廃棄物の適正処理
P48 適正なごみ分別の啓発と推進
P49 循環型社会の推進

2.2.2 市民アンケートのまとめ

(1) 環境問題への関心

- 「やや関心がある」の回答が約5割、「とても関心がある」の回答が約3割と8割以上の方が関心を持っています。

(2) どのような環境問題に関心があるか

- 「気候変動による影響（災害級の暑さや大雨、熱中症患者の増加、農作物への影響など）」の回答が約7割と最も多く、「地球規模の環境問題（地球温暖化、海洋プラスチック、熱帯林減少など）」の回答が約5割と次いで多い回答となりました。

(3) 角田市の環境で良いと感じるところは

- 「空気のきれいさ」の回答が約5割、「周辺環境が静かである」の回答が約4割と多く、次いで「川や水路、緑など自然の豊かさ」の回答が約3割と多い回答となりました。

(4) 角田市の環境に満足しているか

- 「満足」と「多少満足」の回答は、合わせて約4割でした。一方、「不満」と「多少不満」の回答は、合わせて約3割程度でした。満足している傾向の方が多く結果となりました。

(5) 日常生活で普段から取り組んでいること

- 「ごみは決められた分別に従い、指定日時に出している」「資源として回収されるビン・缶・ペットボトル等は洗って出している」「マイバッグ(買い物袋)を持参している」の回答は8割を超えました。

(6) 導入している新エネルギー機器

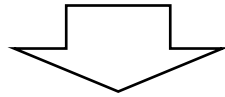
- 「LED等の環境配慮型照明」は導入している、導入を予定している回答の合計は約8割でした。
- 「太陽光発電システム」「家庭用燃料電池装置(エネファーム)」、「雨水貯留施設」は導入する予定はない回答が6割を超え、「薪ストーブ、木質ペレットストーブ」、「風力発電」は導入する予定はない回答が8割を超えました。

(7) 新たな環境課題について

- 「気象災害(ゲリラ豪雨、災害級の暑さなど)」の回答が約7割と最も多い回答割合でした。

(8) 角田市が今後10年間、どのような環境施策に力を入れるべきか

- 「自然災害への対策強化(避難情報の発信、堤防の嵩上げによる洪水防止など)」の回答が約8割と最も多く、次いで「地球温暖化対策の推進(省エネルギーの推進、再生可能エネルギー導入の推進)」の回答が約4割と多い結果となりました。



【市民アンケート結果から見た課題】

- ・「ごみの再資源化や減量化」など、ごみ問題の取組
 - ⇒ 対応する施策：P48 適正なごみ分別の啓発と推進
 - P49 循環型社会の推進
 - P63 環境情報の共有・発信

- ・「気候変動」による自然災害への対策強化の取組
 - ⇒ 対応する施策：P54 気候変動の影響に対する適応策の検討

- ・「気候変動」、「地球温暖化対策」、「カーボンニュートラル」など、新たな環境課題への施策の推進
 - ⇒ 対応する施策：P52 COOL CHOICE の展開
 - P53 温室効果ガスの排出削減
 - P54 気候変動の影響に対する適応策の検討
 - P55 再生可能エネルギーの活用促進
 - P56 省エネルギーの促進

- ・市民に本市の環境の現状を知ってもらうこと、世界的な環境の情勢を理解してもらう情報提供・環境学習の機会提供
 - ⇒ 対応する施策：P62 環境教育・環境学習の推進

2.2.3 事業者アンケートのまとめ

(1) 事業活動における環境保全の位置づけ

- ・「社会的責任の一つ」と回答した事業者は約8割と最も多く、次いで「法規制を遵守するため」が約5割、「重要なビジネスチャンス」と捉える事業者は2割未満でした。

(2) 環境保全の取組状況

- ・「敷地内及びその周辺の清掃活動を行っている」、「社用車は定期的に整備点検を行い、アイドリングストップなど環境に配慮した運転マナーに努めている」、「敷地内の緑化を行っている」の「実施している」、「一部実施している」の回答合計が8割を超えました。

(3) 環境に配慮した取組を行う際の課題

- ・「費用がかかる」の回答が8割を超える回答となりました。

(4) 「ごみ問題」に対する取組

- ・「プラスチック製品の使用・購入や分別を行っている」、「紙・金属缶・電池などは分別回収し、再資源化に努めている」「包装・梱包材の使用量を減らし、再使用可能なものは社内・業界内で使用している」が9割を超える回答でした。

(5) 導入している新エネルギー機器

- ・「LED等の環境配慮型照明」を導入している回答が約8割と最も多く、次いで「太陽光発電システム」の導入が約2割でした。
- ・導入する予定はないものとして「風力発電」が約9割と最も多く、次いで「ガス発電給湯機(エコウィル)」、「雨水貯留施設」でした。

(6) 保有する車両台数(重機除く)

- ・「1～5台」の回答が約5割と最も多く、次いで「10～19台」の回答が約2割でした。

(7) 保有する車両のエネルギー源タイプ

- ・「ガソリン車」の回答が8割以上と最も多く、「ハイブリッド車」が約5割の回答でした。

(8) 地域の環境保全活動への参加など実施しているか

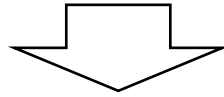
- ・「実施している」の回答が約4割、「実施していない」の回答は約6割でした。

(9) 参加・協力している地域活動

- ・「事業所内や周辺の道路河川の清掃・緑化」の回答が約4割と最も多く、次いで「地域の環境保全活動への参加や市民団体への支援」の回答が約2割でした。

(10) 角田市の今後10年間の環境施策で力を入れるべきものは

- ・「事業者が行う環境保全活動への支援の充実」、「資源リサイクルの推進」が8割を超える回答でした。



【事業者アンケート結果から見た課題】

- ・「グリーンな経済システム導入」に向けた施策の推進
 - ⇒ 対応する施策：P61 グリーンな経済システムの啓発と情報共有・発信

- ・事業者が負担と感じずに「環境保全」に取り組める支援策など施策の検討
 - ⇒ 対応する施策：P52 COOL CHOICE の展開
 - P53 温室効果ガスの排出削減
 - P55 再生可能エネルギーの活用促進
 - P56 省エネルギーの促進

- ・環境保全活動を通じた地域との連携を促進する情報提供や交流機会の場の提供などの施策の検討
 - ⇒ 対応する施策：P58 自主的な環境活動の推進と支援
 - P59 多様な主体との連携・協働の強化
 - P60 地域による環境美化活動の推進と支援

- ・事業者に本市の環境の現状を知ってもらうこと、世界的な環境の情勢を理解してもらう情報提供・環境学習の機会提供
 - ⇒ 対応する施策：P62 環境教育・環境学習の推進
 - P63 環境情報の共有・発信

3. 角田市の環境課題

3.1 自然環境に関する課題

(1) 豊かな自然環境の保護と保全

本市では、緑豊かな森林や農地、河川などに多くの生物が生息・生育する優れた自然環境が多く残されています。斗蔵山は県自然環境保全区域、深山は緑地環境保全地域に指定されており、適切な保護・保全活動を進めていますが、身近な里山では、農地の不耕作や荒廃が進んでおり、市内にある優れた自然環境の保護・保全が課題となっています。

(2) 身近な生き物の生息・生育環境に配慮した生物多様性の取組

本市は、市民生活や事業活動の場の近くに森林や里山、河川などの様々な自然環境に恵まれています。これらは身近な生き物の生育・生息環境の役割を果たしており、身近な自然環境の生物多様性としての役割や生物多様性保全の充実のためにも、市民の理解や協力を深めることが課題となっています。

(3) 身近な自然とのふれあいの充実

本市の豊かな自然をよりよい姿で次世代につなぐためには、より多くの市民・事業者による存在の大切さを知ってもらう必要があります。本市には阿武隈川、斗蔵山や深山などの自然資源があり、身近に感じることができる自然が多くあります。このような自然資源を活用して、自然を慈しむ活動の場や機会を充実させていくことが課題となっています。

3.2 生活環境に関する課題

(1) 安全な市民生活の確保、安全な環境のための活動

本市の河川水質などの環境基準の数値は、近年ほぼ横ばいで推移していますが、一部で環境基準を満たしていない項目もあり、監視・指導体制の継続と強化、さらなる対策が望まれています。

(2) 資源循環を意識した更なる取組の推進

本市では、角田市環境衛生組合連合会と連携した「ごみの正しい分別」「ごみの減量化」などの取組を推進してきました。市民アンケートにおいても市民の日常での取組で、「ごみは決められた分別に従い、指定日時に出している」、「資源として回収されるビン・缶・ペットボトル等は洗って出している」市民の割合が8割を超えるなど、分別や減量化に高い意識をもって取り組まれています。

引き続き高い意識を保ちつつ、さらなる資源循環型のまちづくりを目指して、取組を進めることが求められています。

(3) 廃棄物の適正処理にむけた取組の推進

本市では、関係機関との連携等により不法投棄の防止に努めてきましたが、いまだに不法投棄の通報が多くある状況となっています。不法投棄ゼロに向けたモラルやマナーの向上、監視

体制の強化等の取組を進めることが求められています。

3.3 地球環境に関する課題

(1) カーボンニュートラルの実現に向けての取組の加速化

本市は、令和4(2022)年に「角田市ゼロカーボンシティ」を宣言し、令和32(2050)年脱炭素社会の実現を目標としました。市民アンケートにおいても約4割が「地球温暖化対策の推進(省エネルギー、再生可能エネルギー導入の推進)」を今後10年間、角田市が力を入れるべき環境施策として回答しています。

これまで「角田市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の策定などにより対策を実行してきましたが、今後は市民・事業者にもカーボンニュートラルに向けての対策を進めることが必要です。また、再生可能エネルギーの活用促進を加速させることが必要となります。

(2) 気候変動の影響への適応など新たな諸問題への対応

近年の夏の猛暑や多発する豪雨災害、巨大台風の発生など、気候変動の影響による異常気象が全国的に増加しており、本市においても想定外の災害が発生する恐れがあります。市民アンケートにおいても約8割が「気象災害(ゲリラ豪雨、災害級の暑さなど)」を気候変動による影響で最も関心があると回答しています。また、角田市が今後10年間で力を入れるべき環境施策として約8割が「自然災害への対策強化(避難情報の発信、堤防の嵩上げによる洪水防止など)」と回答しています。

国においては、地球温暖化対策となる二酸化炭素の削減といった従来の「緩和策」に加え、近年増加する気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」を「気候変動適応計画」に示しています。本市においても新たな諸問題に対応するための対策の検討を行い、実行することが課題となります。

3.4 連携・協働に関する課題

(1) 多様な主体との連携・協働

市民や事業者による主体的な環境活動を推進していくためには、環境活動を実践する団体の存在が必要となります。しかし、市内で環境活動を行っている団体では構成員の高齢化が課題となっています。

これらのことから主体的な環境活動を実践する方々の組織化と既存の団体における、構成員の若返りを目指した取組が必要です。

(2) グリーンな経済システムの実現

国の「第五次環境基本計画」において、「グリーンな経済システム」の構築が提唱される中、市内の事業者のアンケート調査においては、「環境関連の取組は重要なビジネスチャンス」であると考えている事業者は、全体の2割に満たないといった状況にあり、情報が届いていないことが課題です。近年、ESG投資といった、環境・経済・社会の統合的向上に向けた動きも注目されてきています。

市内の事業者においても、従来の事業活動に加え、環境に配慮した事業活動を積極的に取り入れていく必要があるとともに、環境に対する取組を進める事業者と連携し、グリーンな経済システムの実現を目指す必要があります。

(3) 市民・事業者の環境に対する意識の向上

豊かな自然環境の保護・保全、日々変化する様々な環境問題に対応していくためには、市民・事業者の環境に対する意識をさらに向上させていく必要があります。そのためにも本市の環境の現状を知ってもらうことや、世界的な環境の情勢を理解してもらうことが課題となっています。

環境教育や環境学習といった環境を学ぶための手段や機会を充実させるとともに、本計画の認知度を高め、市民や事業者との連携・協働のもと、計画に沿った取組を着実に進めていく必要があります。

第3章 目指すべき環境像と計画の大綱

この章では、本市の課題に基づいた目指すべき環境像と、それを実現するための計画の大綱を示します。

1. 目指すべき環境像

角田市は、平成12(2000)年度に第1次計画となる「角田市環境基本計画」を策定し、次いで平成23(2011)年度に「角田市第2次環境基本計画」を策定しています。第2次計画では、角田市の目指すもの(かくだの風景)を「先人たちから託され、将来世代に引き継ぐべき大切な財産」と位置付け、豊かな自然を子どもたちに継承することが現在の私たちの務めであり、安全で安心な生活を維持し、素晴らしい環境を引き継いでいくことが、後世に対する私たちの責務であると、目指すべき環境像を「『緑・水・人』調和のとれた環境都市」としました。

さらに第3次計画となる本計画においては、「かくだの風景」を担保する地球環境の保全が重要であると捉え、ゼロカーボンシティ宣言に基づいた「脱炭素社会」の実現を「角田市の目指す環境像」に加え、本市の目指すべき環境像を以下のとおり設定しました。

<目指すべき環境像>

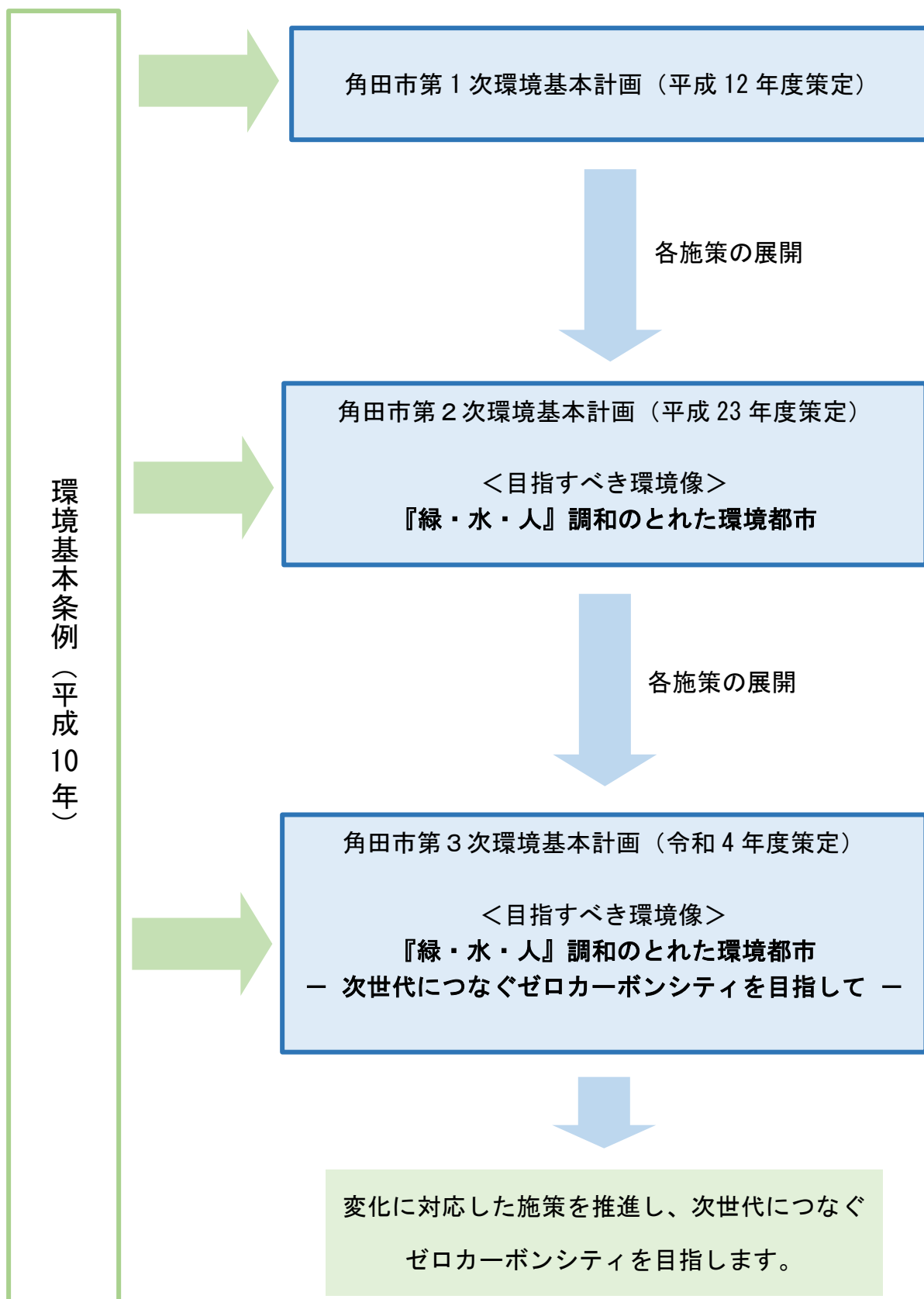
『緑・水・人』 調和のとれた環境都市

— 次世代につなぐゼロカーボンシティを目指して —

「かくだの風景」は先人から託され、将来世代に引き継ぐべき大切な財産です。豊かな自然を子どもたちに継承することが現在の私たちの務めであり、安全で安心な生活を維持し、素晴らしい調和のとれた環境を引き継いでいくことは、後世に対する私たちの責務です。

ゼロカーボンシティ宣言に基づく「脱炭素社会」の実現に取り組み、調和のとれた環境都市を目指します。

<目指すべき環境像設定の背景>



2. 計画の大綱

本計画では、本市の環境課題を解決し、目指すべき環境像を達成するために、次の3つの計画の大綱を掲げ、その達成を目指します。

1. 角田市の「しぜん」

阿武隈川水系の流域に広がる水田や阿武隈丘陵に抱かれた畑地は、身近な生物の生息環境であることから、自然環境を重視した環境保全型の農業を適正に推進していくとともに森林の保全・管理に努めることで、農地や森林の持つ環境保全機能の維持・向上を図ります。

また、日常生活の中に水循環の概念を取り入れ、健全な水循環の確保・水質の浄化に努め、きれいな河川の流れを保全します。緑と水に彩られた角田市の豊かな自然を子どもたちに引き継ぎ、全ての市民が、時代を超え共有できる角田市を目指します。

【対応するSDGsの目標】



2. 角田市の「くらし」

安全で安心な生活環境を守るために、複雑化・多様化した環境問題に素早く、的確に対応していくため様々な改善策の推進に努めます。かつてホテルが乱舞していた小川に生活排水や化学物質に汚染されないきれいな流れを取り戻し、安全な土壌の確保に努めます。さらに郷土を育んできた人々の心豊かな生活に深くかかわる郷土の歴史・文化資源を守り、郷土色豊かな優れた景観資源の保全に努めます。

また、地球環境に悪影響を及ぼす原因となる化学物質の排出抑制に努めるとともに、気候変動の影響による気象災害（ゲリラ豪雨、猛暑）への対策として、再生可能エネルギーの活用促進と省エネルギーを基調としたライフスタイルの転換や地域社会の構築を図り、ゼロカーボンシティ宣言に基づく地球温暖化対策の推進、廃棄物の減量化・資源化及び再利用を促進し、環境負荷の少ない角田市を目指します。

【対応するSDGsの目標】



3. 角田市の「ひとびと」

様々な環境問題を着実に解決していくために、市民一人ひとりの自主的な行動を促すとともに、市・事業者・市民の各主体のパートナーシップの実充および強化に努めます。

市は、各主体の環境保全意識を啓発し、自主的に取り組める体制づくりや活動に対する様々な支援を行います。

市民・事業者は、地域や地球環境の現状と問題を認識し、それぞれの立場から環境保全のための積極的な行動に努めます。

また、協働の理念のもと、全ての主体が地域・世代・立場を超えて参加し、行動する意欲に満ちた角田市を目指します。

【対応するSDGsの目標】



第4章 施策の展開

この章では、計画理念及び計画の大綱を踏まえた、施策の基本方針と展開について示します。

計画の大綱ごとに推進すべき基本方針を示し、継続的な施策を展開していきます。また、計画の大綱ごとに、目標の方向性を示す環境指標を掲げて、取組の現状把握や進行管理に役立てます。

計画の大綱	基本方針	施策の展開
1. 角田市の「しぜん」	1.1 自然環境の保護・保全	1.1.1 森林・農地の保全 1.1.2 河川など水環境の保全
	1.2 生物多様性の保全	1.2.1 生物の多様な生息環境の保全 1.2.2 生物多様性の理解促進
	1.3 自然とのふれあいの推進	1.3.1 緑と親しむ機会の提供 1.3.2 水と親しむ機会の提供
2. 角田市の「くらし」	2.1 公害対策の推進	2.1.1 公害防止 2.1.2 有害物質監視体制の充実 2.1.3 水質の保全と向上
	2.2 資源循環型まちづくりの推進	2.2.1 廃棄物の適正処理 2.2.2 適正なごみ分別の啓発と推進 2.2.3 循環型社会の推進
	2.3 まちの環境の保全・創出	2.3.1 地域の特性を活かした景観形成 2.3.2 歴史的・文化的遺産や施設の保存と活用
	2.4 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進	2.4.1 COOL CHOICE の展開 2.4.2 温室効果ガスの排出削減 2.4.3 気候変動の影響に対する適応策の検討 2.4.4 再生可能エネルギーの活用促進 2.4.5 省エネルギーの促進
3. 角田市の「ひとびと」	3.1 多様な主体との連携・協働	3.1.1 自主的な環境活動の推進と支援 3.1.2 多様な主体との連携・協働の強化
	3.2 地域の環境美化活動の推進	3.2.1 地域による環境美化活動の推進と支援
	3.3 持続可能な経済システムの導入	3.3.1 環境ビジネスの推進 3.3.2 グリーンな経済システムの啓発と情報共有・発信
	3.4 市民・事業者の環境意識の向上	3.4.1 環境教育・環境学習の推進 3.4.2 環境情報の共有・発信

1. 角田市の「しぜん」

阿武隈川水系の流域に広がる水田や阿武隈丘陵の畑地は、身近な生物の生息環境であることから、自然環境を重視した環境保全型の農業を適正に推進していくとともに、森林の保全・管理に努めることで農地や森林の持つ環境保全機能の維持・向上を図ります。また、日常生活の中に水循環の概念を取り入れ、健全な水循環の確保及び水質の浄化に努め、きれいな河川の流れを保全します。緑と水に彩られた角田の豊かな自然を子どもたちに引き継ぎ、全ての市民が時代を超えて共有できる角田市を目指します。

【環境指標】

項目		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和14年度)
1	・県自然環境保全地域指定箇所 斗蔵山 (28.15ha)	1箇所	現状維持
2	・緑地環境保全地域指定箇所 深山 (311.52ha)	1箇所	現状維持
3	・森林経営管理制度を活用した森林整備 (間伐等) 実施面積 (累計)	2.23ha	180ha [※]
4	・角田市の環境の良いところとして「川や緑、水路 など自然の豊かさ」と感じる市民の割合 (市民アンケート)	36.4% (令和4年度)	47.0%

現状値及び目標値のうち、※印は角田市第6次長期総合計画の目標値



斗蔵山 野鳥の森



1.1.1 森林・農地の保全

本市の森林や農地は、私たちに安らぎを与えてくれるだけでなく、水や空気の浄化等、それ自体が環境保全のための役割を果たしていますが、近年は後継者不足や過剰な伐採など様々な要因から森林の荒廃や農地の減少が進んでいる状況であるため、これらの保全等に取り組み、公益的機能の充実を図ります。

施策	取組
(1) 森林の保全・整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○人工林の適正な管理を実施し、森林による二酸化炭素吸収量の増加や、森林生態系を活用した防災・減災に取り組みます。 ○関係機関（県・森林組合等）と連携し、松くい虫等の森林病害虫に対する防除の推進を図ります。 ○斗蔵山自然環境保全地域、深山緑地環境保全地域の保全に関係機関（県等）と連携して取り組みます。 ○様々な広報媒体等により森林保全に対する意識の向上を図ります。
(2) 農地の保全・活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○国の「みどりの食料システム戦略」に基づき、環境と調和のとれた食料システムの確立を目指し、農林業に由来する環境への負荷の低減を図ります。 ○耕作放棄地や遊休農地の有効活用を図るとともに有害鳥獣の被害低減を推進します。 ○角田市農業の館（たい肥センター）等で生産される良質なたい肥による有機農業の里づくりを促進します。 ○多面的機能支払事業の活用などで農地環境の保全（美化活動・保全活動の推進）を図ります。 ○市民農園、体験農園に関する情報提供、市民の利用促進を図ります。 ○異なる地域との連携・交流を深めるために、グリーンツーリズムの推進を図ります。

1.1.2 河川など水環境の保全

本市は、阿武隈川をはじめ多くの河川や水路、ため池があり、水にふれあえる環境が身近にあります。水環境に対する市民の関心は高い傾向にあり、水環境を改善するとともに、水と親しむ場の整備を進めます。

施策	取組
(1) 河川の水環境保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○河川の清掃活動を市民・事業者・関係機関（国・県・流域自治体等）と協働で実施します。 ○海洋生態系に影響を与えるマイクロプラスチックごみを増やさないため、河川のプラスチックごみ削減に努めます。 ○関係機関（国・県・流域自治体等）と連携強化し、河川の水環境保全に努めます。
(2) 水路・ため池等の水環境保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関（県・土地改良区等）と連携強化し、適正管理に努めます。



阿武隈川



手代木沼

1.2 生物多様性の保全



1.2.1 生物の多様な生息環境の保全

多様な生物の生育・生息の場である森林や水辺などの自然環境を積極的に保全するとともに、市域の多様な生物が将来にわたり生息していけるよう、それぞれの生育・生息環境にあった保全策を検討し、多種多様な生物が共存する豊かな自然環境を保全します。とりわけ、現在では見る機会の少なくなったホタルやサワガニなど、郷土の生物の生育・生息環境の保全、回復を念頭においた保全策を実施します。

施策	取組
(1) 生息調査と保護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に生息している動植物の生息環境の保全に努めるとともに、希少動植物とその生息環境の保護に努めます。 ○ブラックバス等、外来種による生態系への影響の防止に努めます。 ○関係機関（国・県・近隣市町等）と広域的な連携を図り、生態系の保全に努めます。
(2) 生息環境の保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○生態系に配慮した、公共事業や開発等に努めます。 ○生態系に配慮した事業（農薬の使用抑制、水質の保全等）の実施を働きかけます。 ○生息環境の適正な維持管理と保全に努めます。



1.2.2 生物多様性の理解促進

生物多様性保全に関する市民の理解を深めるために、情報発信やイベント等を通して市民への周知を図るとともに、得た知識を体感してもらうために環境学習や環境教育の実施に努めます。

施策	取組
(1) 生物多様性理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ブラックバス等、外来種による生態系への影響を防止するため外来種対策の啓発に努めます。 ○自然観察会等により、動植物に対する市民の意識の向上を図ります。

1.3 自然とのふれあいの推進



1.3.1 緑と親しむ機会の提供

緑豊かな自然とのふれあいの場を確保し、人々に潤いと安らぎの場を提供するとともに、環境教育への活用を図るなど、緑と親しめる機会の提供を進めます。

施策	取組
(1) 公園緑地等の管理と活用	<ul style="list-style-type: none"> ○適切な施設の維持管理を図り、交流人口の増加を目指すとともに、その活用を促進します。 ○地域の公園については、住民の意見を反映し、充実を図ります。 ○公共施設・住宅地の緑化を進め、緑のある生活空間の整備に努めます。
(2) 緑と親しむ機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○緑化活動を推進します。 ○斗蔵山や阿武隈川河川敷などを会場としたウォーキングや自然に直接触れ合える自然観察会など、緑と親しめる機会の提供に努めます。 ○友好都市の東京都目黒区が地球温暖化対策として整備した「めぐろエコの森」を活用した交流事業を実施します。



1.3.2 水と親しむ機会の提供

本市は、阿武隈川をはじめ多くの河川や水路、ため池が存在し、水とふれあえる環境が身近にあります。水と親しめる機会の提供を進めます。

施策	取組
(1) 水と親しむ機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○阿武隈川流域の自治体で構成される阿武隈川サミット主催による流域自治体との交流事業への参加を呼びかけます。 ○市民が水と親しみ身近に楽しめる環境整備に努めます。

2. 角田市の「暮らし」

日々の「暮らし」の中で角田市の生活環境や地球環境の向上に寄与するために、資源循環型まちづくりや脱炭素社会の実現を目指し、市民や事業者が安心して日常生活や事業活動を営むことができる取組を進めます。

【環境指標】

項目		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和14年度)
1	・公害苦情件数	14件	発生しないように努める
2	・汚水衛生処理率 (下水道及び合併処理浄化槽使用人口割合)	72.3%	85.5%*
3	水質調査 (BOD)	阿武隈川上流	2.0mg/L
		半田川	1.3 mg/L
		桜井川	1.8 mg/L
		小田川	1.2 mg/L
		尾袋川	3.5 mg/L
		高倉川	1.0 mg/L
		雑魚橋川	2.7 mg/L
		阿武隈川下流	2.2 mg/L
4	・不法投棄の通報を受けた件数	45件	36件*
5	・市民一人1日当たりのごみ排出量	963 g	800g*
6	・ごみのリサイクル率	14%	20%*
7	・土地適正管理指導件数 (雑草・空き家・空地管理指導)	55件	33件
8	・環境問題への満足度(市民アンケート)	37.0% (令和4年度)	56.0%
9	・二酸化炭素の削減量	356千t/CO ₂ (令和元年度)	212千t/CO ₂
10	・太陽光発電余剰電力需給契約戸数	898戸	1,520戸
11	・阿武隈急行線市内4駅の乗降者数	444,526人	600,000人*

① 水質調査(BOD)：環境基準2.0mg/L以下

② 現状値及び目標値のうち、※印は第6次長期総合計画の目標値

2.1 公害対策の推進



2.1.1 公害防止

事業者への指導強化や市民への啓発活動による発生源対策など、市・事業者・市民がそれぞれの役割を認識し、それぞれの立場で実行すべき対策を確実に実施することで環境基準、規制基準の達成を推進します。また、県と協力しながら公害や化学物質の現況を数値などでわかりやすく情報提供し、市・事業者・市民が一体となった取組を進めます。

施策	取組
(1) 公害の監視・調査・指導	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所に対し、大気・土壌・水質汚濁物質の排出抑制に関して、法律に基づく規制基準の遵守について指導します。 ○公害に関する苦情の適切な処理・指導を行います。 ○光化学オキシダントやPM2.5 等に関する情報提供と注意報発令時の情報を発信して健康被害の発生防止を図ります。 ○関係機関（国・県等）と連携強化して、公害防止に努めます。



2.1.2 有害物質監視体制の充実

私たちを取りまく化学物質には、未だに人体、生態系への影響が不明確なものが数多く存在しており、有害でありながら未規制となっている物質が引き起こす様々な影響が懸念されています。健康被害などが発生しないよう、化学物質の適正管理を推進するとともに、未規制物質の情報収集、監視、早期対策に努め、排出や拡散による弊害を未然に防止するよう努めます。

また、土壌汚染は、重金属、有機溶剤、農薬、油などによって土壌が汚染された状態を言い、私たち人間の健康、生活環境、生態系に大きな影響を与えます。土壌環境を保全するため、国・県・近隣市町と連携し、情報の収集や監視体制の充実に努めるとともに、農薬適正使用の指導強化や安全管理を徹底し、環境基準の達成を図ります。

施策	取組
(1) 有害物質の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ焼却場から排出されるダイオキシン類について、0.01ng-TEQ/m³N 未満の排ガス防止基準を守ります。 ○ゴルフ場の農薬の使用については、水質の監視や使用量の軽減指導などを行い、環境汚染の防止に努めます。 ○化学肥料や農薬などの適正使用・適正処理に対する指導を推進し、減農薬、減化学肥料による環境保全型農業の継続を図ります。
(2) 有害物質の情報収集と監視	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関（国・県・近隣市町等）と広域的な連携を図り、有害物質に関する情報提供啓発など市民に正しい情報の提供に努めます。 ○リスクコミュニケーション（地域住民への環境情報の提供）を促し、地域住民との情報の共有化を図ります。



2.1.3 水質の保全と向上

阿武隈川の水質は、一時期、生活排水などの流入により汚濁が進んでいましたが、近年において市街地を流れる河川は改善傾向にあり、BODの環境基準値に適合している状態です。しかし、一部の河川では、生活排水や畜産排水の流入と考えられる汚濁が見られ、水質改善を図る必要があります。

市民一人ひとりが家庭でできる生活排水対策や事業所などの排水対策の実行、合併処理浄化槽の普及などを進め、また、水辺環境の保全や市民意識を高めながら、総合的な施策を推進します。

施策	取組
(1) 水質の監視活動	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関（国・県・阿武隈川流域自治体等）と連携し、公共用水域の監視の継続と監視体制の充実を図ります。 ○河川の水質調査結果を公表し、市民の水環境保全に対する意識を高めます。 ○畜産排せつ物の適正処理を促進し、環境保全型農業の推進を図ります。
(2) 生活排水の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○生活排水による水質の汚濁を抑制するために、合併処理浄化槽の普及を推進します。 ○広報紙、ポスター、ホームページ等により、生活排水に対する意識を高め、水質を改善します。
(3) 河川等の浄化活動	<ul style="list-style-type: none"> ○地域、学校、環境団体等と連携し、水路や河川の浄化活動を推進します。 ○関係機関（国・県・阿武隈川流域自治体等）と連携し、水質の向上と保全に努めます。

2.2 資源循環型まちづくりの推進



2.2.1 廃棄物の適正処理

産業廃棄物は、コンクリート破砕やプラスチック廃材焼却などの中間処理施設で処理された後、最終処分場に搬入され、現在も事業者の責任により適正な処理が行われていますが、今後とも「廃棄物を出している者が対策や処理に掛かるコストを負担すべき」との原則の観点から、関係機関（県・近隣市町等）と連携し、監視体制の強化を図るほか、排出事業者・処理業者に対する指導の徹底を図ります。

施策	取組
(1) 不法投棄の防止と監視体制の強化	○生活環境推進員と連携し、不法投棄パトロールの強化を図ります。 ○関係機関（国・県・近隣市町等）と広域的な連携を図り、不法投棄の防止に努めます。
(2) 不法焼却の禁止	○法律で禁止されているごみの焼却に対して、監視による指導と広報紙やホームページによる啓発を行います。
(3) 産業廃棄物や危険物等の適正処理	○産業廃棄物や危険物等の適正な処理を促すための啓発と指導を行います。

2.2.2 適正なごみ分別の啓発と推進

家庭ごみの分別徹底と収集日・収集時間などの「ごみ出しルール」の周知徹底を図るとともに、適正かつ効率的な収集運搬体制を確立します。また、中間処理・最終処分については、関係機関と連携しながら、適切な処理を促進します。

施策	取組
(1) ごみの分別方法の指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ分別出前講座の内容の充実を図り、ごみの正しい分別方法の周知と指導を行います。 ○角田市環境衛生組合連合会と連携し、集積所のごみの分別指導を促進します。 ○市民にわかりやすい「ごみ収集カレンダー」や「ごみ分別辞典」等を作成し、正しいごみの出し方について、ごみ分別アプリの普及や広報により、情報発信の充実を図ります。
(2) ごみ分別の意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ処理施設見学会など、市民がごみ分別の必要性を理解するための啓発事業の充実を図ります。 ○リサイクルの方法や仕組みをわかりやすく周知し、ごみ分別意識の向上を図ります。



クリーン作戦 分別作業



2.2.3 循環型社会の推進

「角田市容器包装分別収集計画」に基づき、ごみの減量化、再資源化、再利用を基本とした循環型社会の形成を目指します。

施策	取組
(1) ごみの発生回避・排出抑制・再利用・再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○レジ袋削減の取組に関する広報を行います。 ○家庭から排出される使用済みてんぷら油を回収し、家畜の飼料などへの再生利用を推進します。 ○生ごみの減量とたい肥化の推進を図ります。 ○3010 運動など、食品ロス削減の取組の推進を図ります。 ○関係機関（国・県・近隣市町・団体等）と連携し、4Rの広報、啓発及び事業活動を推進します。 ○プラスチックごみの削減及び再資源化に努めます。

【4R】

- Refuse（リフューズ）： 発生回避（ごみとなるものの受け取りを断る）
- Reduce（リデュース）： 排出抑制（ごみとなるものを減らす）
- Reuse（リユース）： 再利用（繰り返し使う）
- Recycle（リサイクル）： 再資源化（資源として利用する）

2.3 まちの環境の保全・創出



2.3.1 地域の特性を活かした景観形成

阿武隈川の流れや広大な田園風景、丘陵地の緑など「かくだの風景」となる、のどかで悠然とした自然景観は、四季折々に美しい表情をみせています。稲穂の波間に点々と浮かぶ小島のように見える屋敷林（居久根）、市街地や集落に確固たる威厳を保つ寺社や土蔵は、本市の郷土景観です。

これらの景観を保全していくとともに、角田の郷土色が漂う魅力あるまちづくりを進め、調和のとれた「かくだの風景」を将来的に継承していくことが必要です。豊かな丘陵地と広大な田園風景、幾多もの水辺に囲まれた歴史的街並みや建造物など、仙南地域広域景観計画（令和2（2020）年策定）及び角田市景観条例に基づいた、角田市を特徴づける優れた景観資源の保全と創出に努めます。

施策	取組
(1) 郷土景観の保全・継承	<ul style="list-style-type: none"> ○田園や丘陵地、阿武隈川をはじめとした河川の風景、自然環境と調和のとれた郷土景観の保全を図ります。 ○良好な景観資源の計画的な保全・継承・創出に努めます。 ○菜の花など景観作物の栽培を普及拡大し、自然環境と調和のとれた景観の形成を図ります。
(2) 空き地等の適正管理の啓発と指導	<ul style="list-style-type: none"> ○空き家や空き地に繁茂した樹木の伐採や除草など、所有者に対し適正な管理の啓発・指導を行います。



菜の花畑

2.3.2 歴史的・文化的遺産や施設の保存と活用

本市は、藩政時代には阿武隈川の舟運が盛んであり、米、^{まゆ}繭の一大集積地として、また、明治に入ってから、県内有数の良質米産地として独自の文化圏を築いてきました。

市内には多くの貴重な歴史・文化資源が保存・継承されているほか、郡山遺跡をはじめとする埋蔵文化財も数多くみられます。

これらの歴史・文化資源を永く後世に残していくため、調査・研究を行い、保存に努めるとともに、観光・交流資源として積極的に活用し、発信していく必要があります。このような歴史文化資源は地域独自の魅力となる重要な要素であり、先人のたゆまぬ努力により受け継がれてきた角田の伝統的・歴史的な文化資源であることから、角田独自のふるさとの文化として後世に伝えていきます。

また、仙南地域広域景観計画及び角田市景観条例に基づき、中心市街地における歴史的・文化的施設を活用した都市空間づくりを推進し、角田の郷土風景を築きます。

施策	取組
(1) 歴史・文化資源の保存と整備	○史跡整備、考古資料の展示などにより、歴史・文化資源の保全・活用を図ります。
(2) 歴史的・文化的施設の活用による中心市街地の活性化	○郷土資料館を文化遺産の価値や魅力を身近に体感できる中心的施設に位置付け、学習や情報発信の場としての活用を図ります。 ○ふるさと歴史教育の拠点として郷土資料館の充実を図るとともに、街なか交流拠点の一部と位置づけ中心市街地の活性化を図ります。
(3) 景観に配慮した施設デザイン、緑化、修景の推進	○公共建設、建築物などの各種施設整備の際は、周辺と調和のとれたデザイン等を検討し、地域景観の形成に寄与するよう努めます。 ○歴史的な景観と調和した街並みの保存に努めます。



梁瀬浦遺跡



角田市郷土資料館

2.4 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進



2.4.1 COOL CHOICE の展開

「COOL CHOICE」は、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「省エネ製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など日々の生活の中であらゆる「賢い選択」をしていこうという政府主導の国民運動です。

本市は令和4(2022)年6月に、令和32(2050)年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指す「角田市ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

脱炭素社会の実現・地球温暖化防止には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要であり、「ゼロカーボンアクション」にできるところから取り組んでいけるよう、意識の向上を図ります。

施策	取組
(1) 補助事業の活用	○エコカーへの買い替え支援等、低炭素製品の普及に努めます。
(2) 低炭素サービスの選択	○外出や通勤時における公共交通機関や自転車利用の推進に努めます。
(3) 低炭素なライフスタイルへの転換	○エアコンのこまめな温度設定、クールビズ、ウォームビズ、エコドライブなど低炭素なライフスタイルの普及を推進します。

【低炭素社会と脱炭素社会】

低炭素社会：二酸化炭素排出量の少ない社会

低炭素とは、二酸化炭素の排出量を低く抑えるという意味で、二酸化炭素排出量の少ない社会を意味します。

平成9(1997)年に京都で行われた国際会議で「京都議定書」が採択された頃に目指したのが、低炭素社会です。

脱炭素社会：二酸化炭素排出量の実質ゼロを実現した社会

脱炭素社会とは、二酸化炭素排出量を実質ゼロに抑えることに成功した社会を意味します。

温暖化対策のためには、地球規模で脱炭素化に取り組む必要があります。そのため、120以上の国で、令和32(2050)年までに二酸化炭素の排出をゼロとする脱炭素社会の確立を長期目標に掲げました。



2.4.2 温室効果ガスの排出削減

本市では、平成30(2018)年に「第2次角田市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、温室効果ガス発生抑制の取組を進めてきましたが、令和4(2022)年に「角田市ゼロカーボンシティ」を宣言し、令和32(2050)年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを新たな目標としました。

行政機関として全庁的な環境配慮行動を推進するとともに、市民、事業者も含めた事務・事業における二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の削減を市全体での取組として進めます。

さらにカーボンニュートラル達成に向けて、様々な温暖化対策を総合的かつ効果的に推進します。

施策	取組
(1) 角田市ゼロカーボンシティ宣言	○角田市ゼロカーボンシティの啓発と周知を図ります。
(2) 温室効果ガス排出削減の取組の推進	○市民・事業者における温室効果ガス排出の削減を推進します。 ○市の事務・事業における温室効果ガス排出の削減を推進します。
(3) カーボンニュートラルを目指して	○カーボンニュートラルに向けて、様々な温暖化対策を総合的かつ効果的な推進に努めます。 ○森林による吸収源対策として人工林の適切な管理に努めます。



角田市環境シンポジウム

2.4.3 気候変動の影響に対する適応策の検討

平成 30(2018)年に気候変動適応法が施行され、すでに現れている、あるいは中長期的に避けられない影響に対する適応策が求められています。

自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動に関する施策を推進するよう努めます。

施策	取組
(1) 気候変動の影響に対する適応策	<ul style="list-style-type: none"> ○局地的豪雨や土砂災害に対する総合的な治水対策を検討します。 ○熱中症を予防するための普及啓発に努めます。
(2) 計画的・総合的な適応策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ○気候変動による被害を最小化、未然に防ぐために宮城県気候変動適応センター等と連携し、適応策の推進に努めます。



2.4.4 再生可能エネルギーの活用促進

再生可能エネルギーの活用については、国において「再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促します。(経済財政運営と改革の基本方針 2022)」と位置付けられています。

令和 32(2050)年における脱炭素社会の実現に向けては、省エネ対策だけでは達成できず、再生可能エネルギーの導入が必要不可欠とされていることから、計画的・効果的な活用促進に取り組めます。

施策	取組
(1) 再生可能エネルギーの活用の促進に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ○再生可能エネルギーの計画的・効果的な活用を促進します。 ○公共施設等での再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを調査し、活用効果の予測を行います。 ○太陽光発電や蓄電池設備の導入など自立分散型電源の導入により、公共施設、住宅・事業所の防災機能の強化を図ります。 ○太陽光発電の導入にあたっては、民間活力を活用したPPA事業や単独導入によるエネルギーの地産地消の推進を図ります。 ○既存農地・耕作放棄地への再生可能エネルギー導入(ソーラーシェアリング)を促進し、エネルギーの地産地消を検討します。 ○公用車等のEV車への切替、充電ステーションの整備を検討します。
(2) 再生可能エネルギー導入の意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○再生可能エネルギーの活用を促進するため市民・事業者向けにイベント、学習会、講座などを実施します。 ○市内の事業者や市民と連携した事業実施を検討します。 ○事業者や市民による取組実施の側面支援のあり方を検討します。

2.4.5 省エネルギーの促進

公共施設において、「ゼロカーボンシティ」の先導モデル事業として老朽化した施設を対象にZEB化改修事業を実施します。

また、市民・事業者の省エネ行動（省エネ家電への買い替え、照明のLED化など）を促進する普及啓発を推進します。

施策	取組
(1) ZEB化改修事業の実施	○先導モデル事業として老朽化した公共施設を対象にZEB化改修事業を実施します。
(2) 省エネ行動の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネ行動を促進する普及啓発を推進します。 ○エコドライブについて意識啓発を図ります。 ○阿武隈急行などの公共交通機関の利用促進を図ります。 ○農産物などの地産地消を推進し、輸送にかかるエネルギーの削減を図ります。 ○省エネ・省資源ライフスタイルへの転換を図ります。 ○グリーンカーテンの取組や公共施設のLED照明導入などの省エネルギー対策を実施します。 ○耐久消費財などの長期使用、リターナブル（繰り返し利用できる）製品や再生原材料を使った製品の積極的な選択についての啓発、情報提供を行います。



市内の太陽光発電所



充電ステーション：道の駅かくだ

3. 角田市の「ひとびと」

様々な環境問題を解決していくためには、市民一人ひとりの自主的な行動とともに、市・事業者・市民の各主体のパートナーシップの構築が必要不可欠です。

本市は、各主体の環境保全意識を啓発し、自主的に取り組める体制づくりや活動に対する支援を行います。

市民・事業者は、地域や地球の環境の現状と問題を認識し、それぞれの立場から環境保全のための積極的な行動に努め、着実な成果を挙げていくことを目指します。

協働の理念のもと、良好な環境の保全に向けて、全ての主体が地域・世代・立場を超えて参加し行動する、活気に満ちた角田市を目指します。

【環境指標】

項目		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和14年度)
1	・環境活動を実施している団体数	24 団体	31 団体
2	・環境学習会開催数（角田市主催）	0 回	9 回
3	・子ども環境学習会開催数（角田市主催）	1 回	6 回
4	・市内一斉クリーン作戦参加人数	15,400 人	17,600 人
5	・環境問題への関心度（市民アンケート）	79.0% (令和4年度)	87.0%

3.1 多様な主体との連携・協働



3.1.1 自主的な環境活動の推進と支援

市・事業者・市民とそれぞれが環境に対する共通の認識を持ち、従来の組織や立場にとらわれない横断的な協力・連携体制を整えるとともに、自主的な活動の推進と支援を行うことが重要です。

施策	取組
(1) 環境活動団体の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○研修会、講演会などを開催し、地域環境活動団体の育成に努めます。 ○角田市環境衛生組合連合会や各地区振興協議会と連携し、地域環境活動団体育成のための研修会等を開催します。
(2) 環境保全活動への参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○市民活動やNPO活動のための相談・情報提供窓口を設置します。 ○清掃活動や緑化活動などの環境保全に取り組む団体や個人に対する表彰制度の充実を図るとともに、環境情報の提供や各種活動の開催を通して市民や事業者の自主的活動を促します。 ○団体や事業者の社会貢献活動に対する支援について検討します。

3.1.2 多様な主体との連携・協働の強化

各主体の連携により良好なパートナーシップを構築し、協働のもとで、より効果的な環境保全活動を行っていくため、市は率先して環境保全の意識向上に努めます。市民・事業者の自主的行動を促す、積極的な支援活動を推進します。

施策	取組
(1) 各種環境団体の情報の共有と連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○各主体を結ぶ情報ネットワークを構築し、情報の共有化と連携を促します。 ○市民フォーラムなど、市民・事業者と協働で取り組む事業の推進を図ります。
(2) 広域的連携による環境活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○国道、県道及び河川や森林への不法投棄対策について管理者（国・県等）との連携の強化を図ります。 ○仙南地域広域行政事務組合の構成市町及び関係機関と連携して、広域的な不法投棄対策の検討を図ります。 ○阿武隈川流域自治体との連携を強化し、阿武隈川の環境保全活動の推進を図ります。 ○環境先進都市の調査研究に努めます。

3.2 地域の環境美化活動の推進



3.2.1 地域による環境美化活動の推進と支援

市・事業者・市民それぞれが協働で地域の環境美化活動を推進します。行政はポイ捨て・路上喫煙等を防止するためモラルやマナーの向上を啓発し、環境美化活動の自主的活動を積極的に支援していきます。

施策	取組
(1) 環境美化活動の推進と支援	<ul style="list-style-type: none"> ○市民参加による植林・植樹を行う緑のボランティア活動など、市民参加型緑化活動の普及・啓発に努めます。 ○地域花壇コンクールの実施など、地域や団体による「花のあるまちづくり」の活動を支援します。 ○クリーン作戦などの地域主体の環境美化活動に対し、ごみ袋の無料配布などの支援を行います。 ○事業者と連携した「ごみ拾いイベント」等の開催を検討し、市民の環境美化に関する意識向上を図ります。



クリーン作戦 搬入の様子

3.3 持続可能な経済システムの導入



3.3.1 環境ビジネスの推進

事業者アンケートの結果から、環境関連をビジネスチャンスと捉えている事業者は2割未満という結果でした。

環境負荷の低減と持続可能な資源循環型社会を実現させるため、事業者の環境ビジネス事業拡大に対し、情報提供等により支援します。

施策	取組
(1) 環境ビジネスの推進	○事業者が取り組む環境ビジネスの活動に対し、環境関連の情報提供等により支援します。



3.3.2 グリーンな経済システムの啓発と情報共有・発信

脱炭素社会に向け、環境・経済・社会に配慮した持続可能な経営を行う事業者への支援が必要とされています。地域経済におけるグリーンな経済システムの導入に向けた普及啓発と情報発信を行います。

施策	取組
(1) グリーンな経済システムの啓発と情報共有・発信	○事業者に対し、ISO14001、みちのくEMS、エコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの取得を呼びかけます。 ○環境ビジネスの先進事例や活動内容などの実践的な情報を発信します。

3.4 市民・事業者の環境意識の向上



3.4.1 環境教育・環境学習の推進

学校教育や地域の活動を通じて環境学習の場の提供を図り環境教育を充実させていきます。

施策	取組
(1) 地域と連携した環境学習の機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○講演会、シンポジウムなど、環境学習のための機会を提供します。 ○環境出前講座の内容の充実を図り、市民の環境学習活動を支援します。 ○事業者やごみ処理施設等と連携し、施設見学等による環境学習の機会の充実を図ります。 ○自然を活用した学習機会の提供、植樹、育林活動の体験学習を推進します。 ○高齢者を講師とした世代をつなぐ環境教育・学習の機会提供を推進します。



環境学習会



クリーンセンター見学会

3.4.2 環境情報の共有・発信

環境活動の推進のためには、地域や地球環境の現状をとらえ、何が問題になっているのか、どのような解決方法があるのかといった情報を知る機会が必要です。環境情報の共有・発信に努め、人材の育成を図るなど市民の活動を支えます。

施策	取組
(1) 環境に関する情報の共有と発信	<ul style="list-style-type: none"> ○脱炭素に向けた取組に関する情報の共有と発信を図ります。 ○ICTを活用した情報発信の充実を図ります。 ○環境美化に対する意識向上を図り、ポイ捨てさせない・しない意識づくりを推進します。

第5章 重点環境施策

この章では、計画の基本方針に基づいて展開する各種施策のうち、本市の特性を活かし重点的に推進する環境施策について示します。

重点環境施策は、新たな環境課題解決に向け積極的に取り組むべき施策について、本計画の計画期間である10年間で着実な実施に向けて示すものとしします。

この重点環境施策については、各種取組の大筋のスケジュールを示すことにより、進捗状況を適切に管理します。

なお、重点環境施策については、下記の要件により検討し、選定しました。

表5-1 重点環境施策の選定要件

重点環境施策の選定要件	
1)	近隣市町と比べて、独自性や先進性が高いもので、環境課題の解決に向けて取組を拡充・強化すべきもの
2)	将来の環境情勢の変化（脱炭素社会の実現、生物多様性保全等）に対応するため、早期に対策や取組を始める必要性の高いもの
3)	行政だけでなく、市民や事業者など、本市の環境に係る多様な主体の連携・協働による取組が求められるもの

表5-2 重点環境施策の内容

重点施策番号	関連施策番号	施策の展開	選定理由
重点1	2.4.1	・COOL CHOICEの展開	1) 2) 3)
	2.4.2	・温室効果ガスの排出削減	
	2.4.3	・気候変動の影響に対する適応策の検討	
	2.4.4	・再生可能エネルギーの活用促進	
	2.4.5	・省エネルギーの促進	
重点2	3.1.1	・自主的な環境活動の推進と支援	2) 3)
	3.1.2	・多様な主体との連携・協働の強化	
	3.2.1	・地域による環境美化活動の推進と支援	
	3.3.2	・グリーンな経済システムの啓発と情報共有・発信	
	3.4.1	・環境教育・環境学習の推進	

1. ゼロカーボンシティを目指して 【重点環境施策1】

令和 32(2050)年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする脱炭素社会の実現を目指し、かけがえのない豊かな自然を守り、安心して、いきいきと暮らせるまちを次世代につないでいくため、地球温暖化対策、再生可能エネルギーの活用促進に向けた取組を推進します。

【主な取組】

◆COOL CHOICE の展開

- ・市民、事業者向けのエコカー買い替え支援を推進します。
- ・省電力商品への買い替え支援を推進します。
- ・低炭素なライフスタイル（エアコンのこまめな温度設定、クールビズ、ウォームビズ、エコドライブなど）の普及を推進します。

◆温室効果ガスの排出削減

- ・地球温暖化対策を総合的、計画的に実施するための「角田市地球温暖化対策実行計画」事務事業編、区域施策編を策定し、二酸化炭素削減に取り組みます。

◆気候変動の影響に対する適応策の検討

- ・局地的豪雨や土砂災害に対する総合的な治水対策を検討します。
- ・熱中症予防のための普及啓発に努めます。

◆再生可能エネルギーの活用促進

- ・「再生可能エネルギー導入計画（仮称）」を策定して、市における再生可能エネルギーの計画的、効果的な導入の取組を推進します。
- ・屋根置きなど自家消費型の太陽光発電設備と蓄エネ設備の導入を推進します。
- ・再エネ電力とEV/PHEV/FCV を活用する「ゼロカーボン・ドライブ」の普及を図ります。

◆省エネルギーの促進

- ・先導モデル事業として公共施設の ZEB 化改修事業を導入します。
- ・全市的な省エネルギー行動を促進するため、様々な普及啓発の取組を推進します。

1.1 重点環境施策1のロードマップ

重点環境施策1の計画期間における主な取組のロードマップを図5-1に示します。

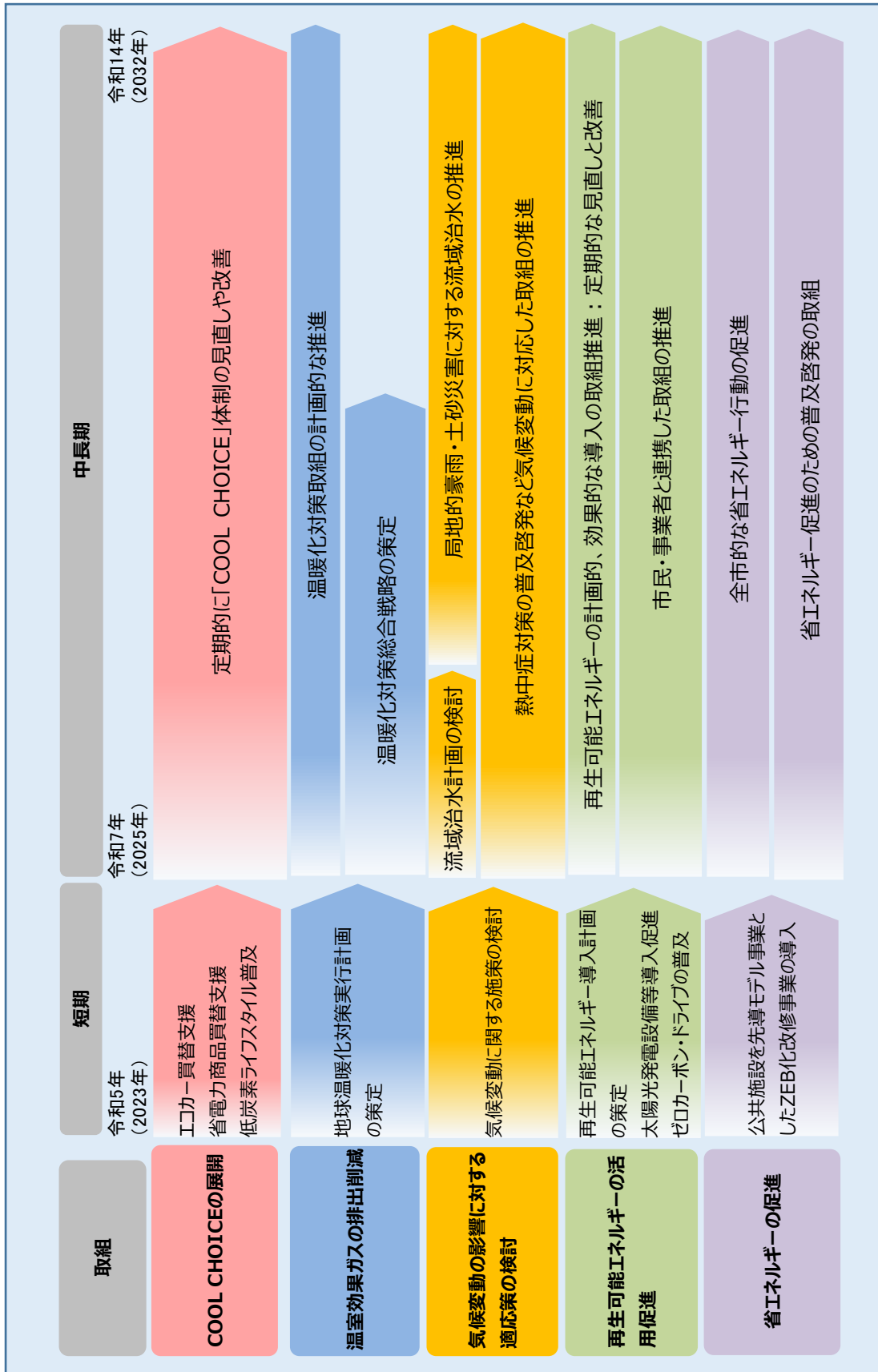


図5-1 重点環境施策1のロードマップ

2. 多様な主体との連携・協働 【重点環境施策2】

令和 32(2050)年脱炭素社会の実現に向け、市・事業者・市民それぞれが共通の認識を持ち、連携体制を整えていくことが重要です。各主体との連携による良好なパートナーシップ体制を充実し、より効果的な活動を行うことのできる取組を推進します。

【主な取組】

◆自主的な環境活動の推進と支援

- ・地域環境活動団体の育成に努めます。
- ・団体や事業者の環境保全活動に対する支援に取り組みます。

◆多様な主体との連携・協働の強化

- ・各種環境団体の情報共有と連携の強化を図ります。
- ・広域的連携による環境活動の推進を図ります。

◆地域による環境美化活動の推進と支援

- ・河川浄化活動の推進を図ります。
- ・環境美化活動や自然体験活動等への参加を促進し、環境活動に取り組む人材の育成を図ります。

◆グリーンな経済システムの啓発と情報共有・発信

- ・脱炭素社会に向けて、地域経済におけるグリーンな経済システムの導入に向けた普及啓発と情報発信を促進します。

◆環境教育・環境学習の推進

- ・脱炭素社会に向けて、市民・事業者と一体となった取組を推進するため、環境教育、環境学習の機会の充実を図ります。

2.1 重点環境施策2のロードマップ

重点環境施策2の計画期間における主な取組のロードマップを図5-2に示します。

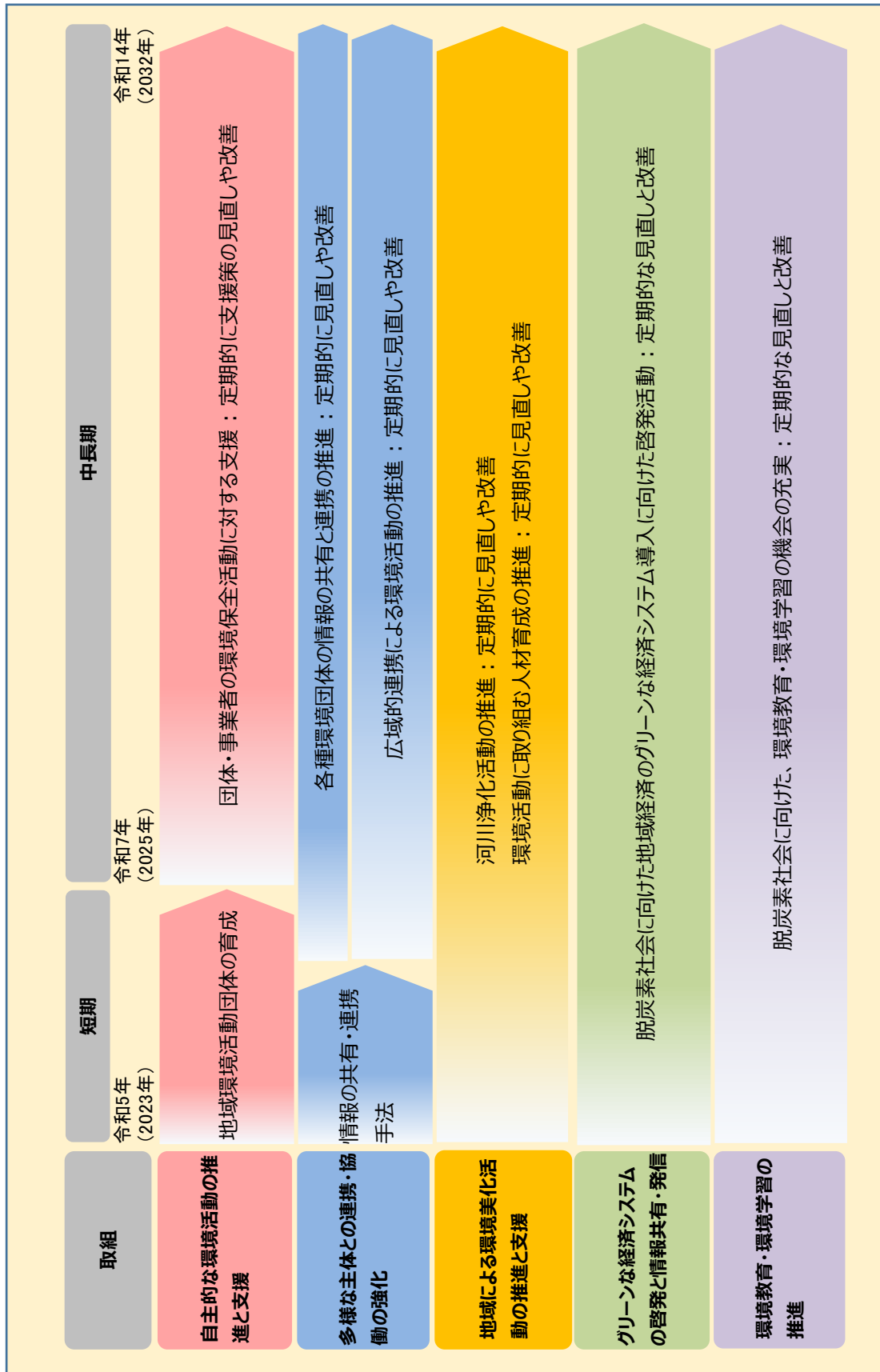


図5-2 重点環境施策2のロードマップ

第6章 計画の推進

本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するため、各主体が連携・協力しながら様々な取り組みを行う必要があります。

計画を着実かつ効果的に進めていくための推進体制について示します。

1. 計画の推進体制

(1) 推進体制

広範囲にわたる様々な施策を推進し、本計画を実行性のあるものとするためには、角田市の環境に対する市民・事業者一人ひとりの理解と実践、そして連携が不可欠です。本計画の推進に当たり、各種関連計画との調整や情報の共有について以下のとおり進めていきます。

(2) 環境審議会

市では、環境基本条例第20条に基づき「角田市環境審議会」を設置します。

審議会は、市長の諮問に応じ、下記の事項について、調査審議します。また、当該基本計画の変更や見直しにあたっても同様に諮問に応じて答申する役割を担います。

- ①環境基本計画に関すること
- ②良好な環境の保全及び創造に関する基本的な事項

(3) 環境基本計画推進会議

環境基本計画による施策の取組について協議するため「角田市環境基本計画推進会議」を設置します。推進会議は、下記の事項について協議します。

- ①環境基本計画に定める施策の取組状況の点検及び評価に関すること
- ②環境基本計画に定める施策に必要な事項に関すること

(4) 庁内推進体制

本計画を推進するに当たり、施策の実施段階では内容が複数の所管にまたがるため、庁内の意見調整や協力・連携体制の維持のための総合的な調整組織が必要となります。

本計画では、角田市政策推進会議設置規程に基づく「角田市政策推進会議」を庁内調整のための組織と定め、必要に応じて個別の計画や具体的な施策の展開方策を迅速かつ柔軟に検討し、より効果的に推進していきます。

本会議は、所管事項の一つである「長期総合計画の推進に関すること」「重要な政策の検討、行政課題及び懸案事項に関すること」に基づき、下記の事項について、必要に応じて個別の計画や具体的な施策の展開方策を迅速かつ柔軟に検討し、より効果的に推進していく役割を担います。

- ①本計画に基づく環境の保全と創造に関する施策の総合調整
- ②環境に影響を及ぼすおそれのある事業に対する環境面からの調整
- ③環境行政の総合的かつ計画的な推進

(5) パートナーシップ

市・事業者・市民の連携・協働の取組を推進します。

市民や事業者の自主的・自発的な取組を、市がパートナーとして支援することで、重点環境施策を含む各施策の推進力としての役割を担います。

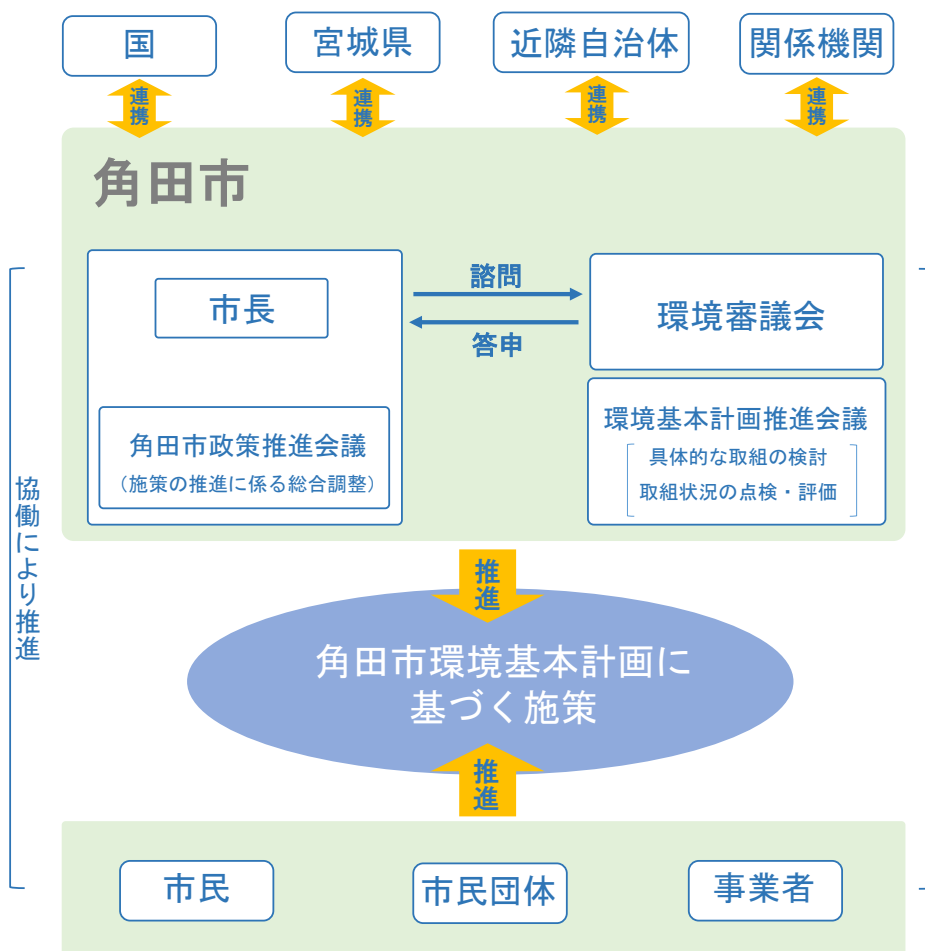


図 6-1 推進体制図

2. 計画の進行管理

本計画の実効性を高めるため、進行管理を実施します。進行管理は、「計画⇒実行⇒点検・是正⇒見直し（PDCA）」の手順を繰り返します。

1) 計画(Plan)

本計画を推進するためには、全ての主体が角田市の環境問題を共通に認識することが必要です。その上で各主体の基本的役割を踏まえ、具体的な行動を計画します。

市は、「角田市第6次長期総合計画」などの各種将来計画に示した環境関連施策との調整を図ります。

2) 実行(Do)

各主体は、それぞれの立場で計画に基づいた各種対策を実行していきます。

市は、行動推進のための条例、要綱、指針の整備など、必要な措置を講じます。

3) 点検・是正(Check)

計画推進の成果について、進捗状況を確認します。また、進捗状況が不十分な場合は、是正措置を講じます。

4) 見直し(Action)

各主体の意見を取り入れながら、適宜、本計画の見直しを行います。

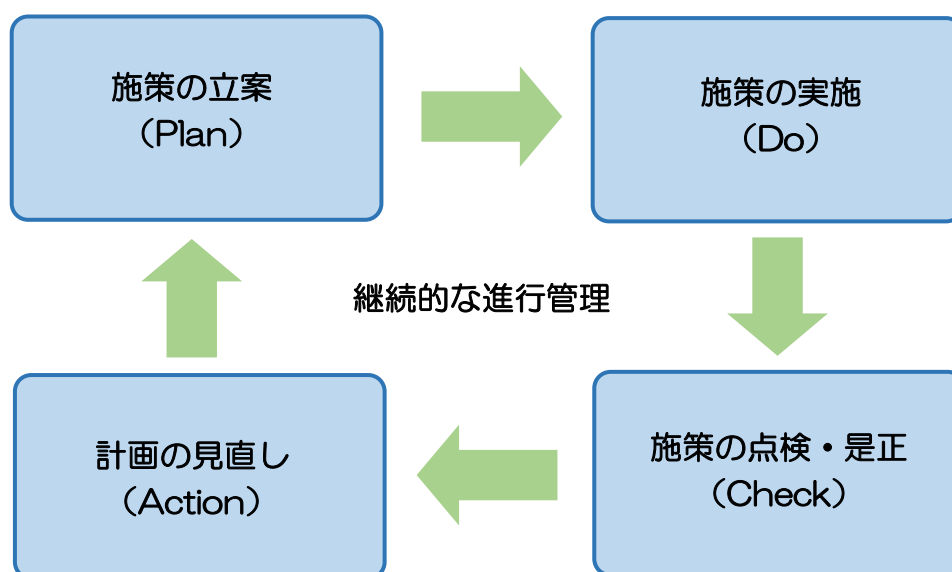


図 6-2 PDCA の概念

【卷末資料】

1. 計画策定の組織

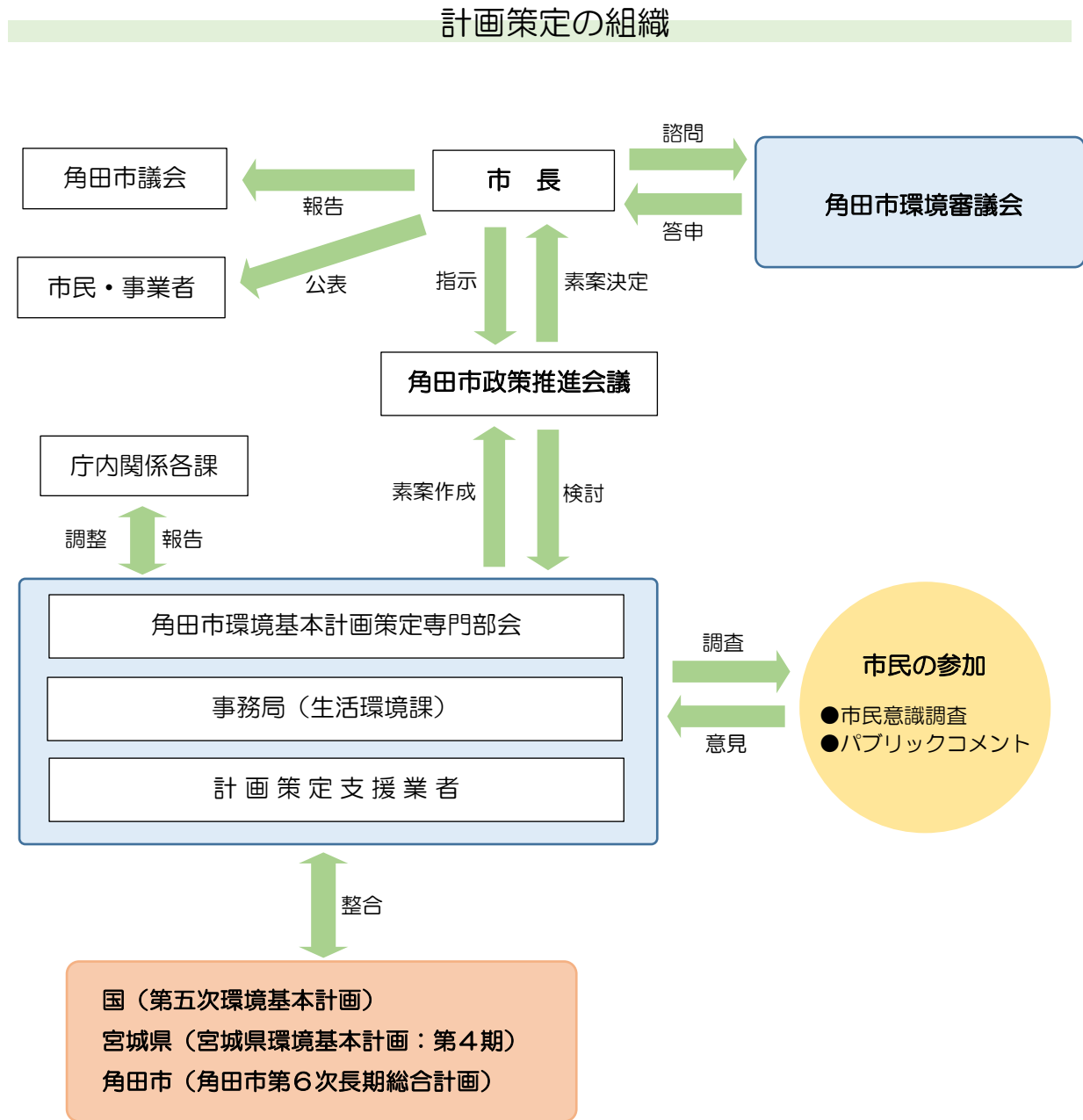


図 角田市第3次環境基本計画の策定体制

2. 計画策定の経過

計画策定の経過

開催日	内 容
令和3年2月22日	第1回角田市環境審議会・諮問
令和4年2月4日	第2回角田市環境審議会
令和4年7月1日 ～令和4年8月5日	市民・事業者の環境意識調査
令和4年8月18日	第3回角田市環境審議会
令和4年10月20日	第4回角田市環境審議会
令和4年12月19日	第5回角田市環境審議会
令和4年12月28日 ～令和5年1月31日	市民意見（パブリックコメント）募集
令和5年2月20日	第6回角田市環境審議会・答申

市民意見（パブリックコメント）

意見募集期間	令和4年12月28日～令和5年1月31日
意見提出結果	2名（7件）

3. 審議会名簿

審議会名簿

令和5年2月現在

氏名	所属等	備考
佐藤 忠義	角田市商工会 副会長	会 長
齋藤 誠一	角田市環境衛生組合連合会 会長	副会長
阿部 直樹	仙南地域広域行政事務組合 業務課長	
遠藤 裕一	角田市農業委員会 会長	
上條 徹	角田あぶくまエコフォーラム	
齋藤 祐一	角田市校長会 会長	
佐藤 康子	角田市消費者の会	
穴戸 實	高蔵寺ホテルの里づくり事業推進委員会	
島津 健一	仙南中央森林組合 代表理事組合長	
建入ゆかり	宮城県仙南保健福祉事務所 技術副所長兼環境衛生部長	
寺沢美由紀	角田市父母教師会連合会	
八巻 満	宮城県地球温暖化防止活動推進員	

4. 諮問・答申

諮 問

角生第306号
令和3年2月22日

角田市環境審議会
会長 佐藤 忠義 殿

角田市長 黒須 貴

角田市第3次環境基本計画について（諮問）

角田市環境基本条例（平成10年角田市条例第5号）第20条第2項第1号の規定に基づき、角田市第3次環境基本計画について諮問します。

答 申

令和5年2月20日

角田市長 黒須 貴 殿

角田市環境審議会
会長 佐藤 忠義

角田市第3次環境基本計画について（答申）

令和3年2月22日付け角生第306号で諮問のあった角田市第3次環境基本計画について、慎重に審議した結果、角田市環境行政の指針として適切なものと認めます。

なお、角田市第3次環境基本計画の推進にあたっては、各施策を着実に実施していただくよう要望します。

5. 環境基本条例

環境基本条例

私たちの郷土角田は、阿武隈川の悠久な流れと豊かな大地や自然の恵みの中で、先人のたゆまざる努力により、安心して暮らすことのできる田園都市として発展を続けてきた。

しかしながら、近年の飛躍的な社会経済活動の進展は、私たちの生活の物質的な豊かさと利便性を高める一方で、資源やエネルギーの大量消費をもたらし、ひいては自然の生態系に影響を与え、人類の生存基盤である地球環境さえも脅かしている。

そこで、今、健康で明るいまちづくりを目指すため、私たち市民一人ひとりが自然の法則に従い、豊かな環境の恵みを享受しながら、人と自然の共生という新しい価値観に支えられた環境文化を築いていかなければならない。

したがって、私たち市民は、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、その環境を保全する責任と義務を担い、あらゆる活動において環境に配慮しながら豊かな自然と均衡のとれた美しいまちづくりを推進し、将来の世代に引き継いでいく使命を有している。

このような認識の下に、自然との共生を基本に、更に良好な環境の保全及び創造に向けて、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染（ダイオキシンによる汚染を含む。）、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採取のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で快適な生活を営むことができるように、人と自然が共生する郷土を築き、将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 良好な環境の保全及び創造は、環境資源の有限性を認識し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会へ移行していくことを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において環境への負荷の低減を図ることにより、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な環境の保全及び創造に関し、地域の自然的・社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、良好な環境の保全及び創造に資するよう自ら活動するとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第7条 市は、第4条に規定する基本的かつ総合的な施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌等の自然的要素を良好な状態に保つことにより、人の健康の保護並びに良好な生活環境の保全及び創造を図ること。
- (2) 森林、緑地、農地、水辺地等における自然環境の保全及び創造を行うとともに、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。
- (3) 地域の特性を生かした良好な景観の形成並びに歴史的・文化的遺産及び文化的施設の保存及び活用による潤いとやすらぎのある都市空間の創造を図ること。
- (4) 公害の防止対策を積極的に推進すること。
- (5) 廃棄物の適正処理並びに減量化及び資源化を積極的に推進すること。
- (6) 環境教育・学習の振興を図ること。
- (7) 地球環境の保全に資する施策を推進すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、前条に規定する基本方針に従い、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、角田市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に

推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、角田市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境への配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減が図られるよう配慮しなければならない。

(規制の措置)

第10条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

- 2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域の良好な環境の保全及び創造)

第11条 市は、森林、緑地、農地、水辺地等の自然環境の保全及び創造並びに健康で安全かつ快適な生活環境の確保を図るとともに、地域の特性を生かした良好な景観の形成並びに歴史的・文化的遺産及び文化的施設の保存及び活用による潤いとやすらぎのある都市空間の創造のために必要な措置を講ずるものとする。

(公共的施設の整備等)

第12条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、公園その他の公共的施設の整備その他の環境の創造のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量の促進等)

第13条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育の振興等)

第14条 市は、関係機関及び関係団体と協力して、良好な環境の保全及び創造に関し、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図ることにより、市民及び事業者がその理解を深めるとともに、これらの者の良好な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第15条 市は、前条に規定する良好な環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の良好な環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(公害等に係る苦情の処理)

第 16 条 市は、公害その他環境の保全上の支障を及ぼす行為に係る苦情について、他の行政機関と協力して、迅速かつ適正な処理を図るよう努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第 17 条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、国、県、民間団体その他の関係機関等と連携し、地球環境の保全に資する情報の提供及び環境の状況の監視、測定等を実施することにより、地球環境の保全に資する国際協力を推進するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 18 条 市は、良好な環境の保全及び創造に関し、広域的な取組が必要とされる施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第 19 条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境審議会)

第 20 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、良好な環境の保全及び創造に関する事項を調査審議するため、角田市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する基本的な事項

3 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

(委員)

第 21 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市議会議員

(3) 関係機関の職員及び民間団体等の代表者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認めたる者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 22 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 23 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に対して出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(庶務)

第24条 審議会の庶務は、市民福祉部生活環境課において処理する。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成15年6月26日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則(平成21年3月31日条例第11号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日条例第8号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

6. 市民・事業者の環境に関する意識調査結果

6.1 アンケート調査の概要

6.1.1 調査の目的

角田市第3次環境基本計画策定の基礎資料とするため、市民、事業者の環境に関する意向を把握することを目的としてアンケート調査を実施しました。

なお、角田市の未来を担う若い世代の環境に関する基礎的な意向を把握するため、角田市内の中学生に対しても実施しました。

6.2 アンケート結果の概要

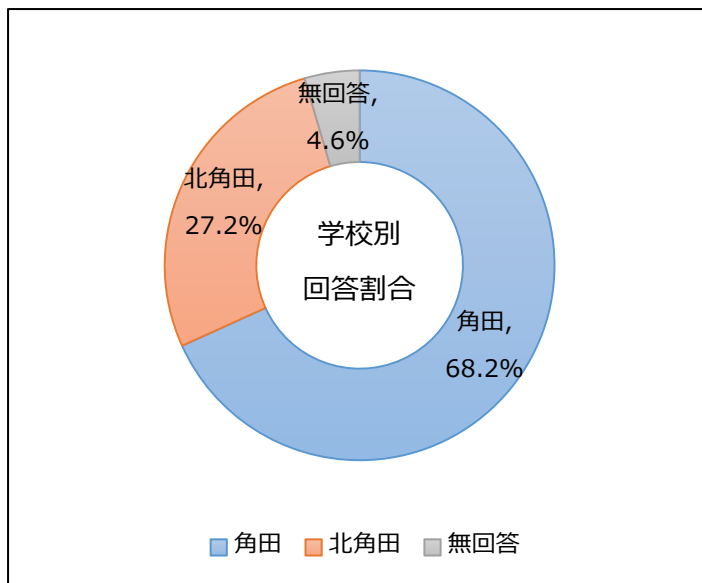
6.2.1 中学生の環境に対する意識

(1) 回収結果

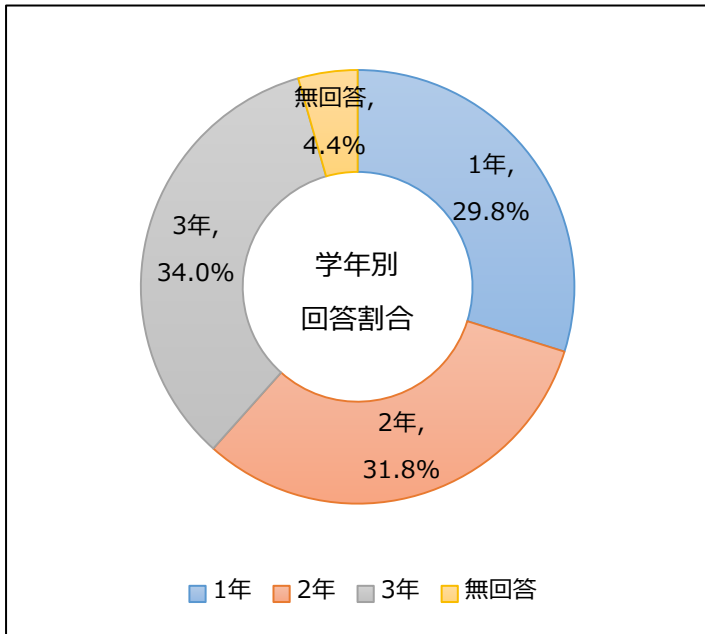
表1 中学生アンケート回収結果

配布数	回収数	回収率
769	724	94.1%

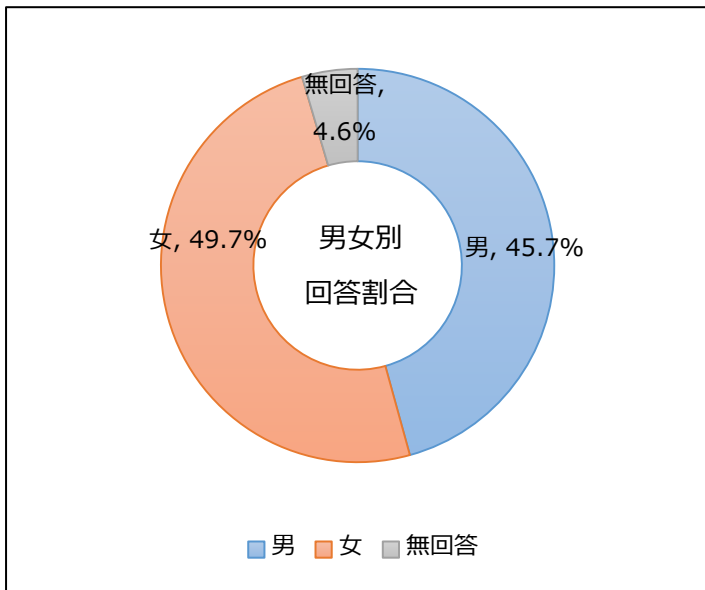
(2) 回答者の属性(学校・学年・性別)



中学校名	人数	割合 (%)
角田	494	68.2
北角田	197	27.2
無回答	33	4.6
全体	724	100.0



学年	人数	割合 (%)
1年	216	29.8
2年	230	31.8
3年	246	34.0
無回答	32	4.4
全体	724	100.0

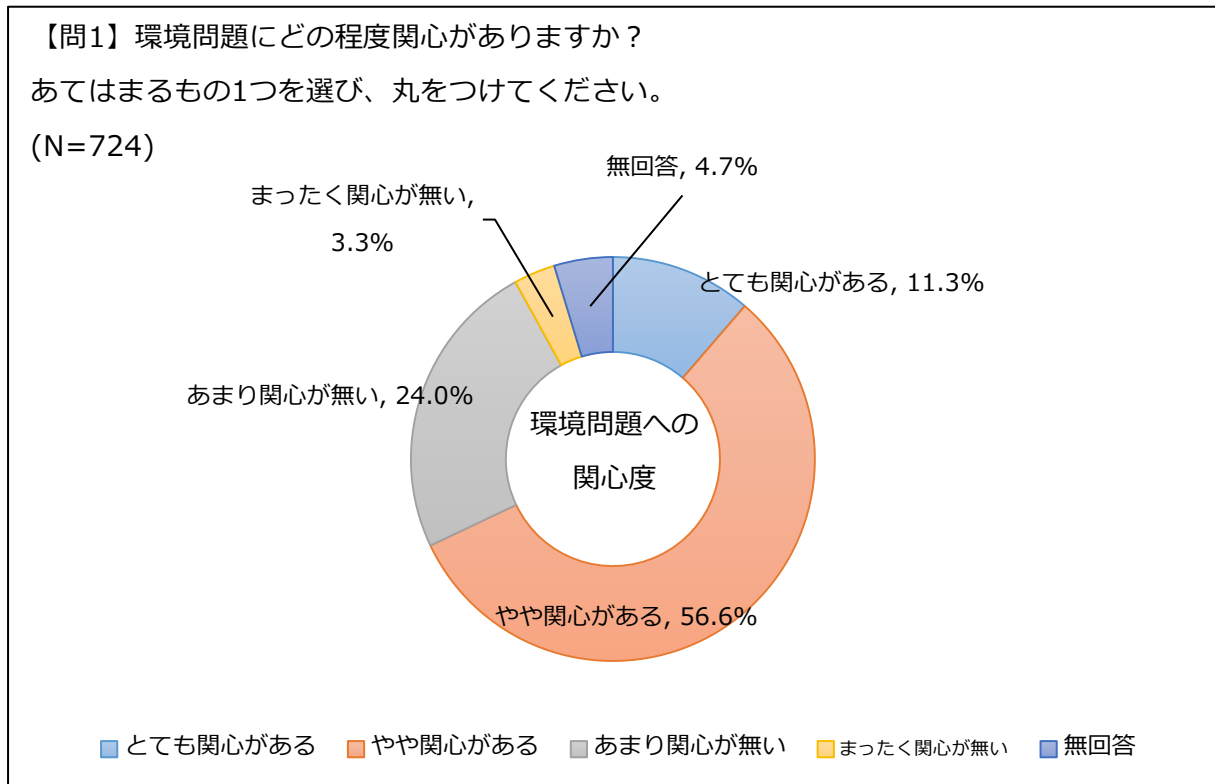


性別	人数	割合 (%)
男	331	45.7
女	360	49.7
無回答	33	4.6
全体	724	100.0

(3) 設問の回答結果

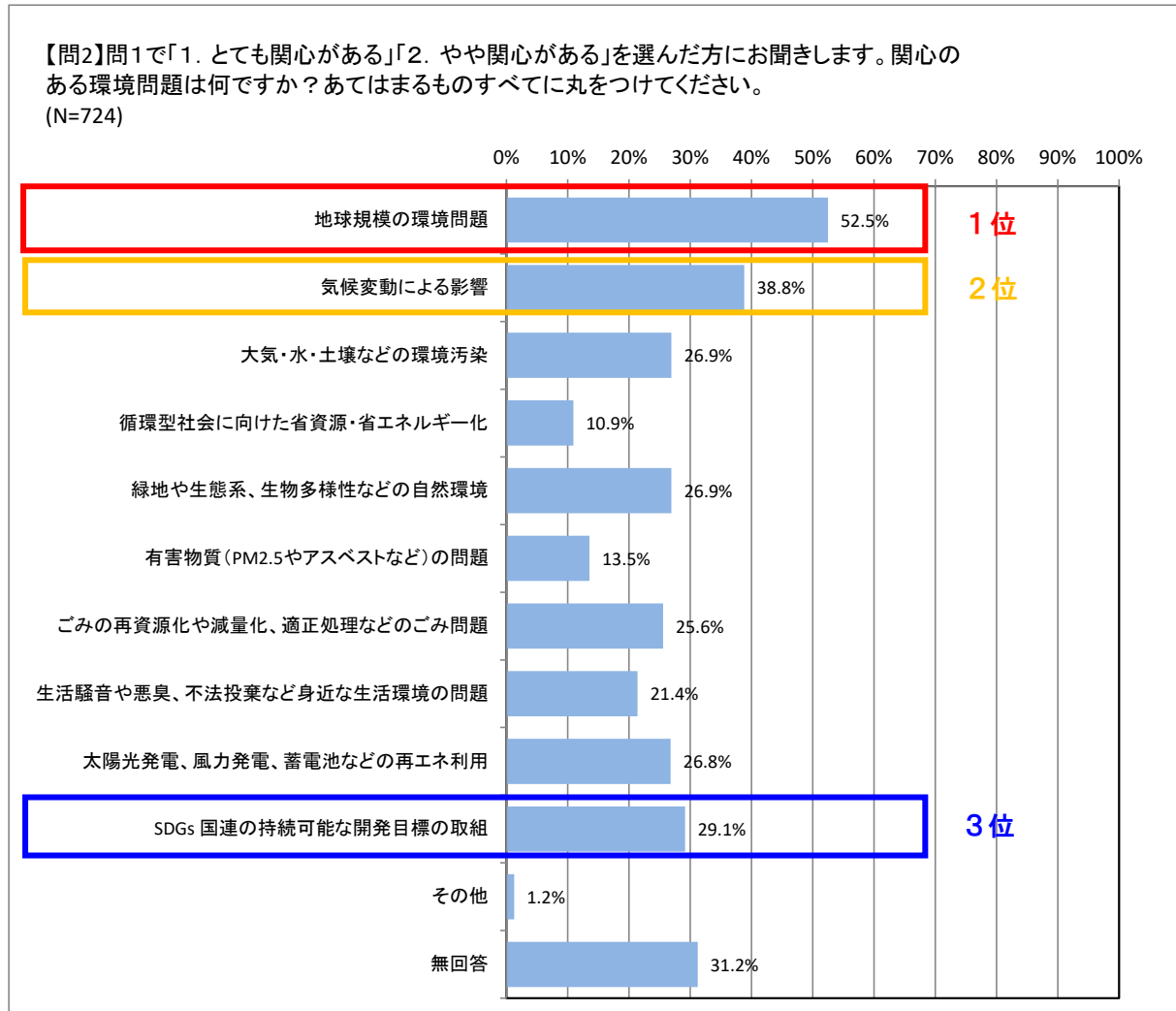
1) 環境問題への関心

- 「とても関心がある」、「やや関心がある」の回答が全体の7割程度を占めており、環境問題への関心が高いことが伺えます。
- 「まったく関心がない」、「あまり関心がない」の回答が3割程度あり、この層へ環境問題への関心をどのように高めていくかが課題となります。



2) 関心のある環境問題

- 「地球規模の環境問題」が1位（52.5%）、「気候変動による影響」が2位（38.8%）、
「SDGs 国連の持続可能な開発目標の取組」が3位（29.1%）であり、地球規模での環境問題や取組について、関心が高い結果となりました。
- 「環境汚染」、「自然環境」、「ごみ問題」、「再エネの利用」などの地域における環境問題や取組については、それぞれ3割程度の関心を集めています。



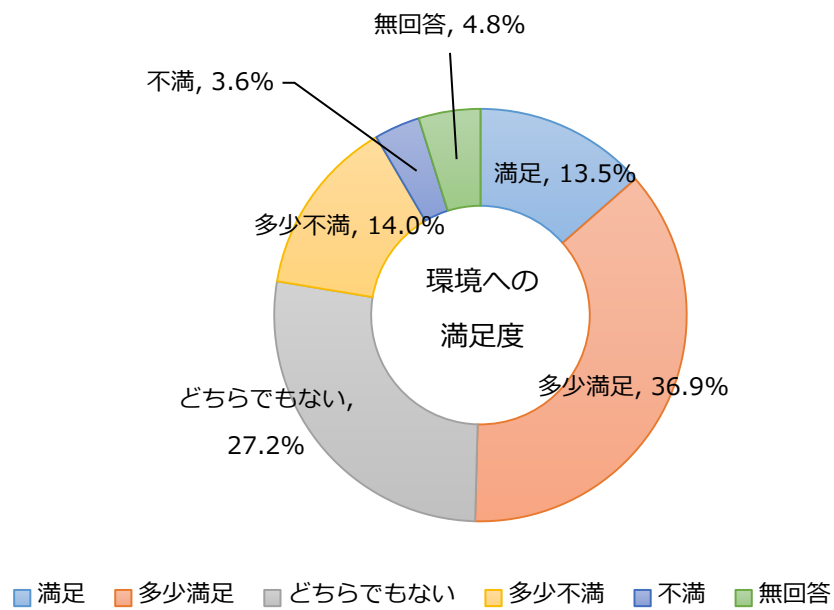
3) 角田市の環境について

- 「満足」、「多少満足」の合計が 50.4%であり、中学生の半分以上が市の環境に対して満足しています。
- 一方、「多少不満」、「不満」の合計が 17.6%であり、満足していない中学生が 2 割弱いることがわかりました。

【問3】 角田市の環境に対して満足していますか？

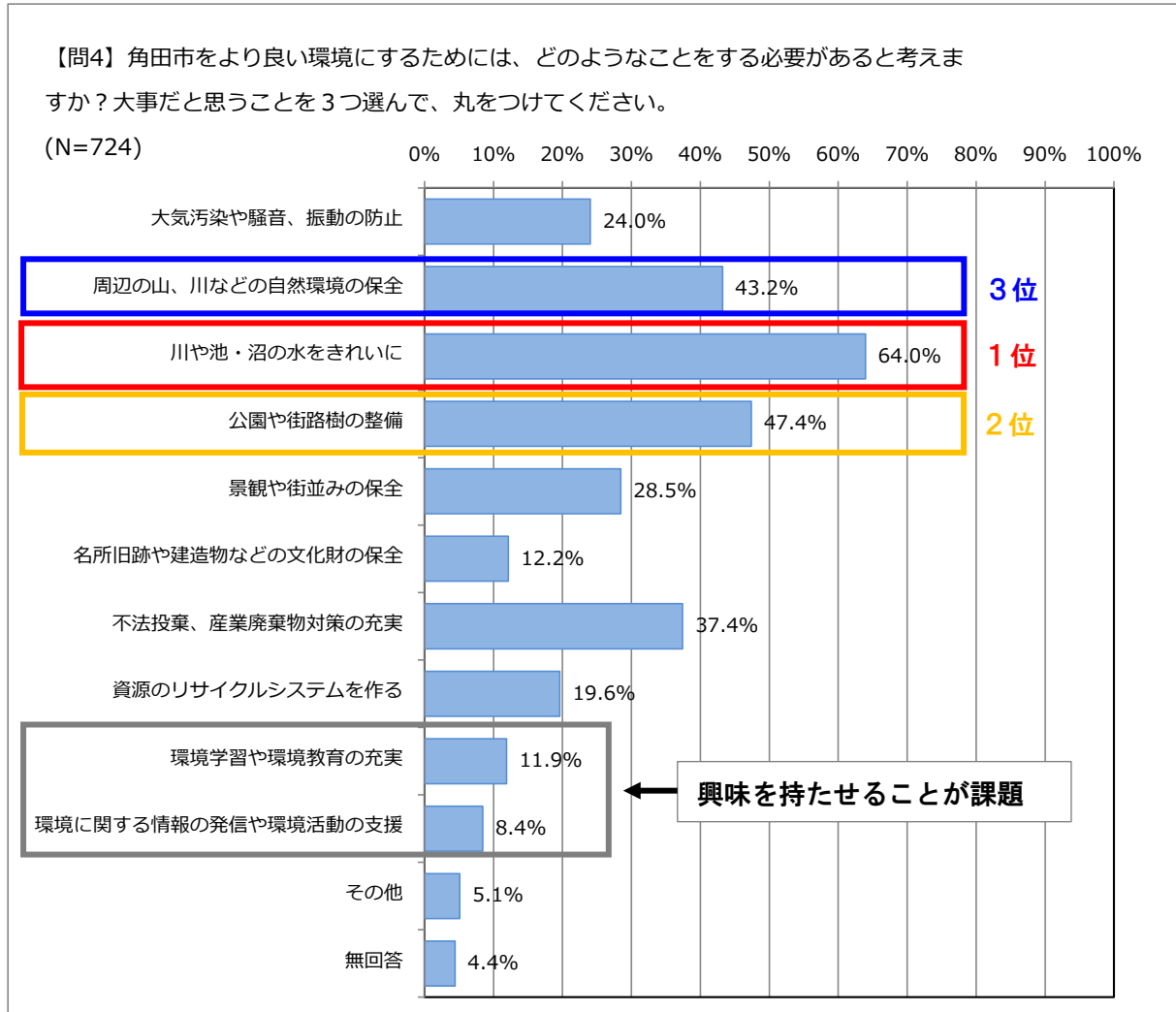
あてはまるもの1つを選び、丸をつけてください。

(N=724)



4) より良い環境にするために大事なことは？

- ・特に実施する必要があることは「川や池・沼の水をきれいに」が最も多く、「公園や街路樹の整備」、「周辺の山、川などの自然環境の保全」が上位に挙げられました。
- ・上位に挙げた項目の共通点として、日頃から目にする機会が多い環境問題の対策を選んでいる傾向がみられました。
- ・「環境学習や環境教育の充実」、「環境に関する情報発信や環境活動の支援」を大事と考えているのは1割程度と少なく、環境学習や環境に関する情報について、内容の充実や興味を引く内容などへ留意することが課題と考えられます。



6.2.2 市民の環境に対する意識

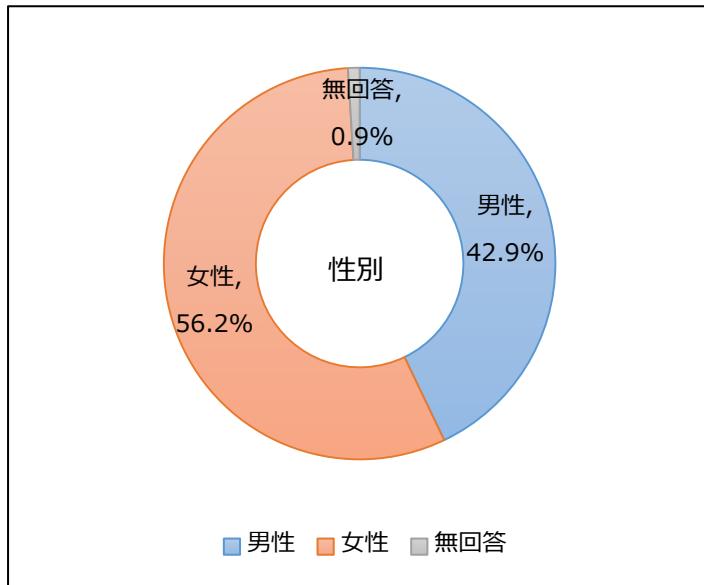
(1) 回収結果

表2 市民アンケート回収結果

配布数	回収数	回収率
2,231	844	37.8%

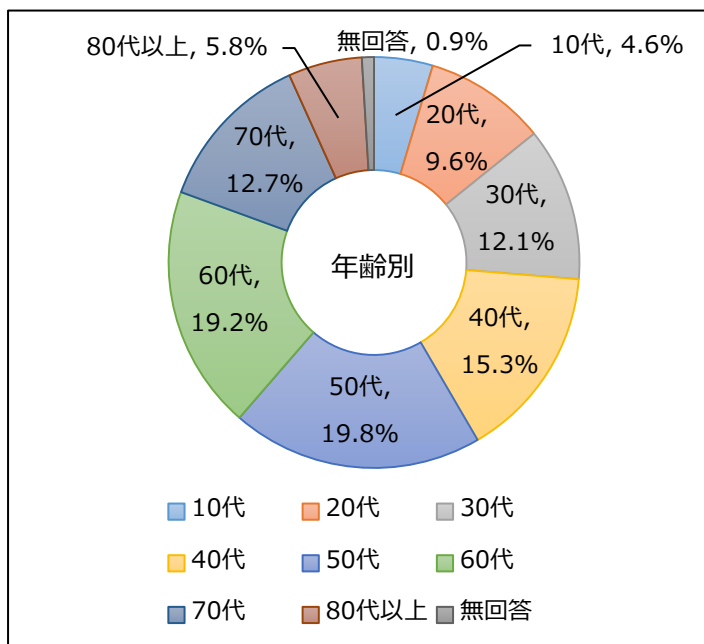
(2) 回答者の属性(性別・年齢・居住地)

・回答者の性別は、「男性」が42.9%、「女性」が56.2%でした。



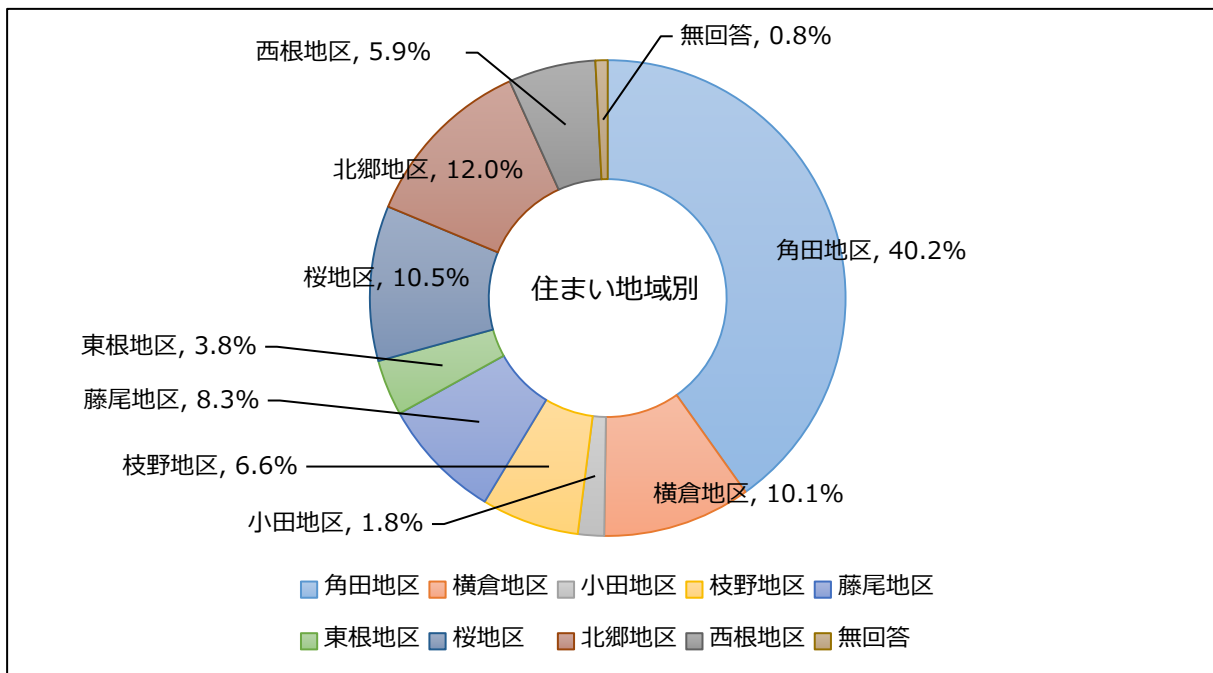
性別	人数	割合 (%)
男性	362	42.9
女性	474	56.2
無回答	8	0.9
全体	844	100.0

・年齢別の割合は、10代が4.6%、20代が9.6%、80代以上が5.8%と10%を下回る回答でしたが、他の年代では約12%~20%であり、年齢層に偏りのない回答を得ることができました。



年齢	人数	割合 (%)
10代	39	4.6
20代	81	9.6
30代	102	12.1
40代	129	15.3
50代	167	19.8
60代	162	19.2
70代	107	12.7
80代以上	49	5.8
無回答	8	0.9
全体	844	100.0

- 住まい地域別の回答割合は、「角田地区」が40.2%と最も回答割合が多く、次いで「北郷地区」、「桜地区」、「横倉地区」が約10%～12%であり、その他の地区は10%未満でした。



お住まいの地域	人数	割合 (%)
角田地区	339	40.2
横倉地区	85	10.1
小田地区	15	1.8
枝野地区	56	6.6
藤尾地区	70	8.3
東根地区	32	3.8
桜地区	89	10.5
北郷地区	101	12.0
西根地区	50	5.9
無回答	7	0.8
全体	844	100.0

(3) 設問の回答結果

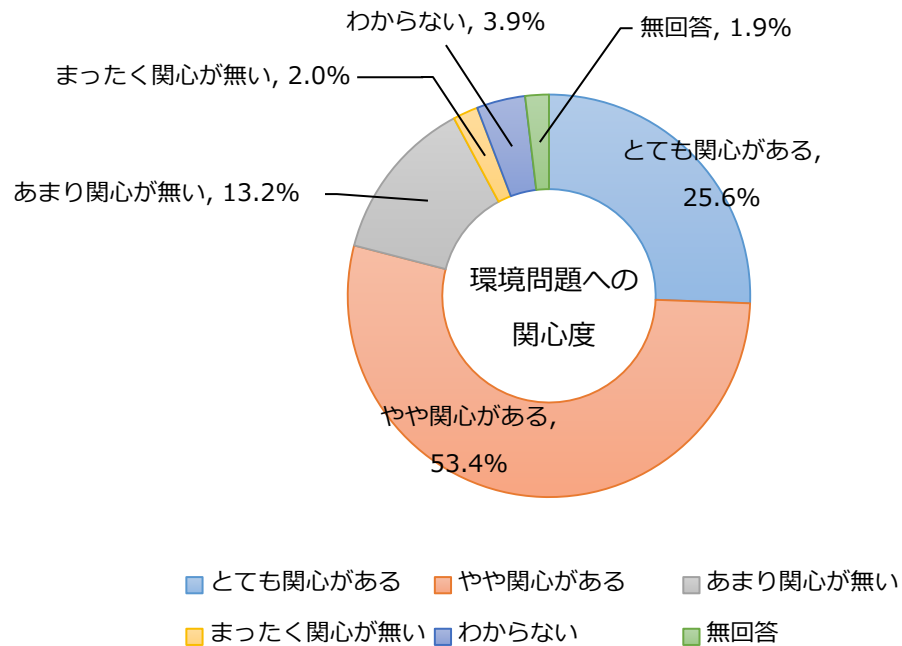
1) 環境問題への関心について

- 「とても関心がある」、「やや関心がある」の回答が全体の8割を占め、環境問題への関心が高い市民が多いことが分かりました。

【問2-1】環境問題に関心がありますか。

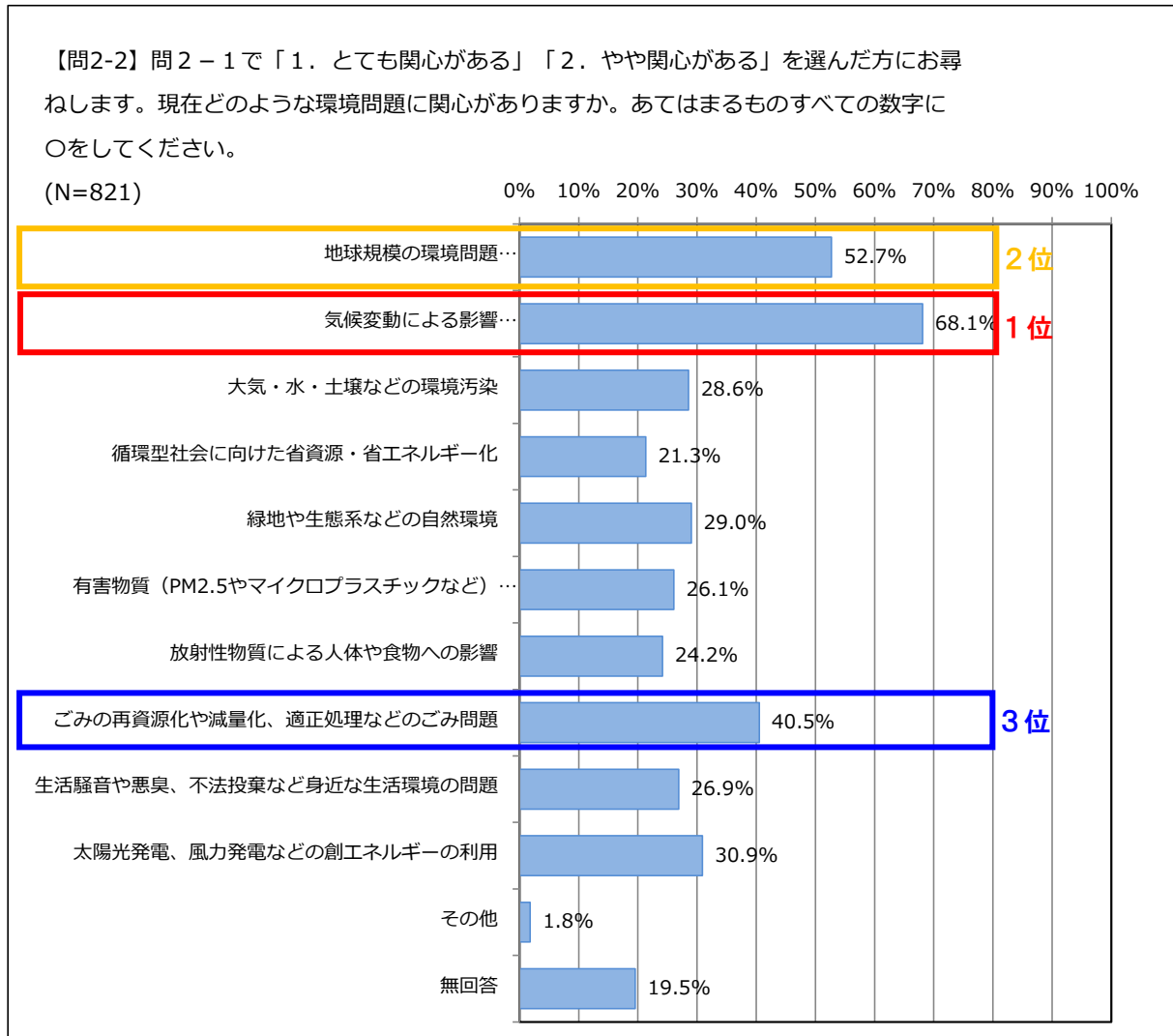
あてはまるもの1つを選び、○をつけてください。

(N=844)



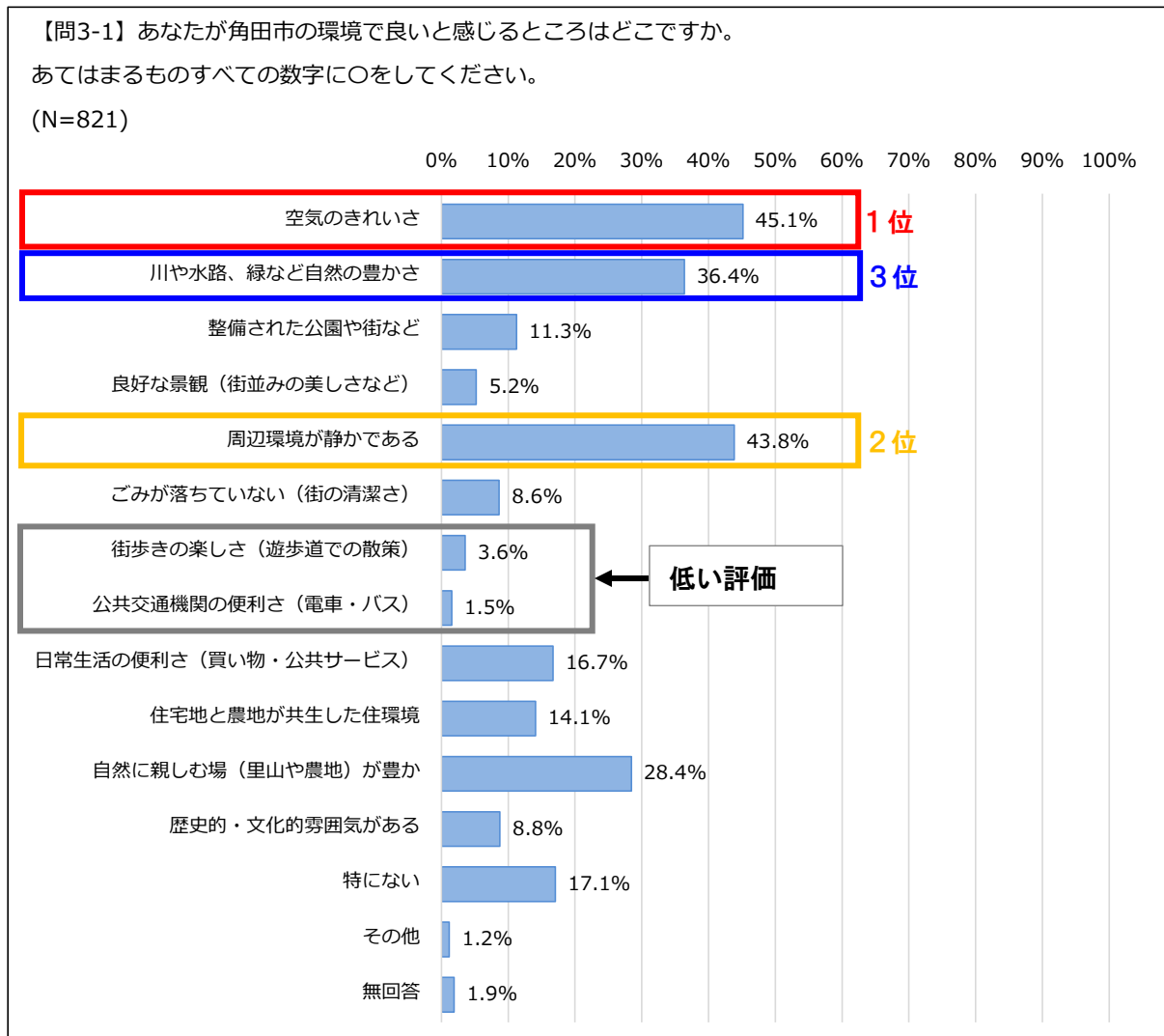
2) どのような環境問題に関心があるか

- ・「気候変動による影響（災害級の暑さや大雨、熱中症患者の増加、農作物への影響など）」の回答が68.1%と最も多く、「地球規模の環境問題（地球温暖化、海洋プラスチック、熱帯林減少など）」の回答が52.7%、次いで「ごみの再資源化や減量化、適正処理などのごみ問題」の回答が40.5%と多い結果でした。



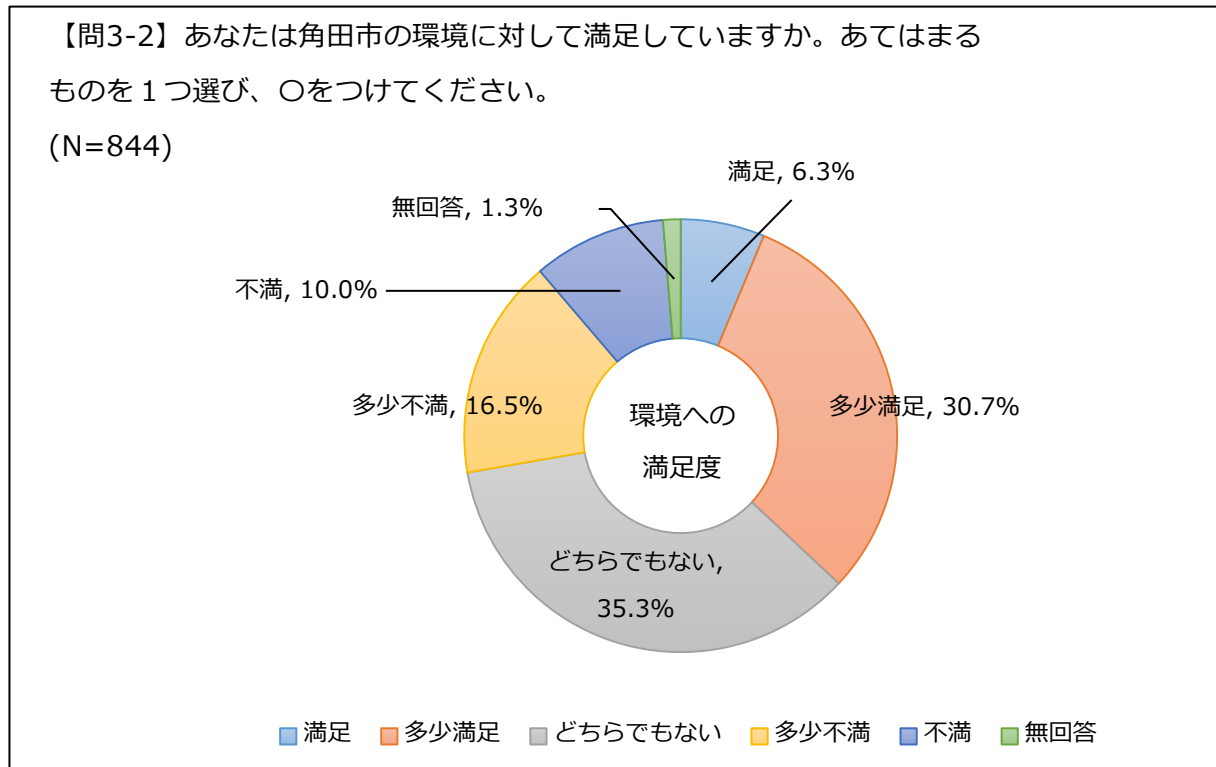
3) 角田市の環境で良いと感じていることは

- 「空気のきれいさ」の回答が45.1%、「周辺環境が静かである」の回答が43.8%と多く、次いで「川や水路、緑など自然の豊かさ」の回答が36.4%と多い回答でした。
- 「街歩きの楽しさ（遊歩道での散策）」、「公共交通機関の便利さ（電車・バス）」の回答は5%未満と低い回答でした。



4) 角田市の環境への満足度

- 「満足」、「多少満足」の合計が37.0%であり、市民の約4割が市の環境に対して満足しています。
- 一方、「不満」、「多少不満」の合計が26.5%であり、満足していない市民が3割弱いることがわかりました。

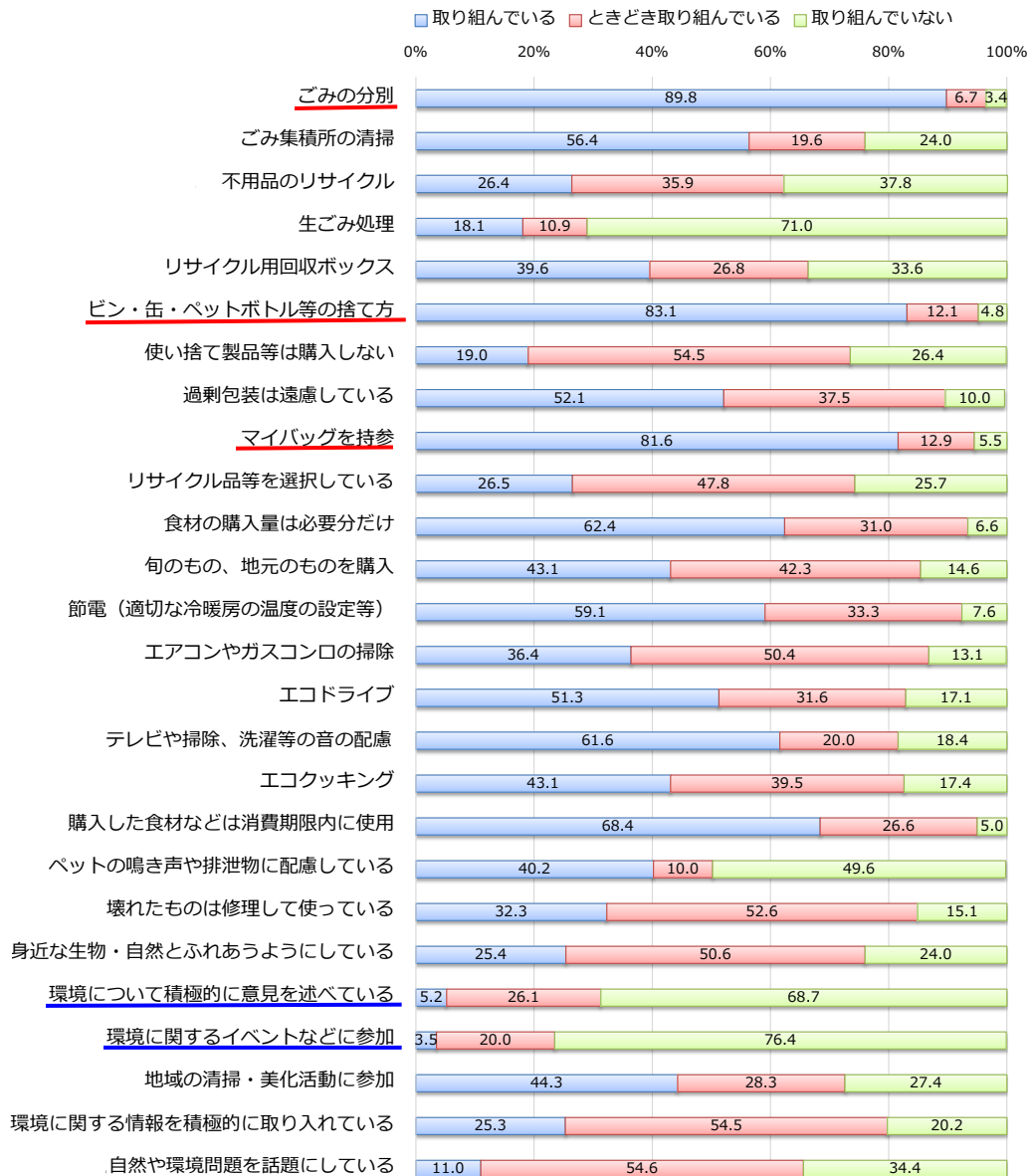


5) 日常生活で普段から取り組んでいること

- ・「ごみは決められた分別に従い、指定日時に出している」「資源として回収されるビン・缶・ペットボトル等は洗って出している」「マイバッグ（買い物袋）を持参している」の項目は、「取り組んでいる」と回答した人の割合が高く 80%を超えていました。
- ・「環境について発言の場があれば、積極的に意見を述べている」「環境に関するイベントなどに参加している」の項目は、「取り組んでいる」と回答した人の割合が低く 10%を下回っていました。

【問4-1】あなたが日常生活で普段から取り組んでいることはありますか。

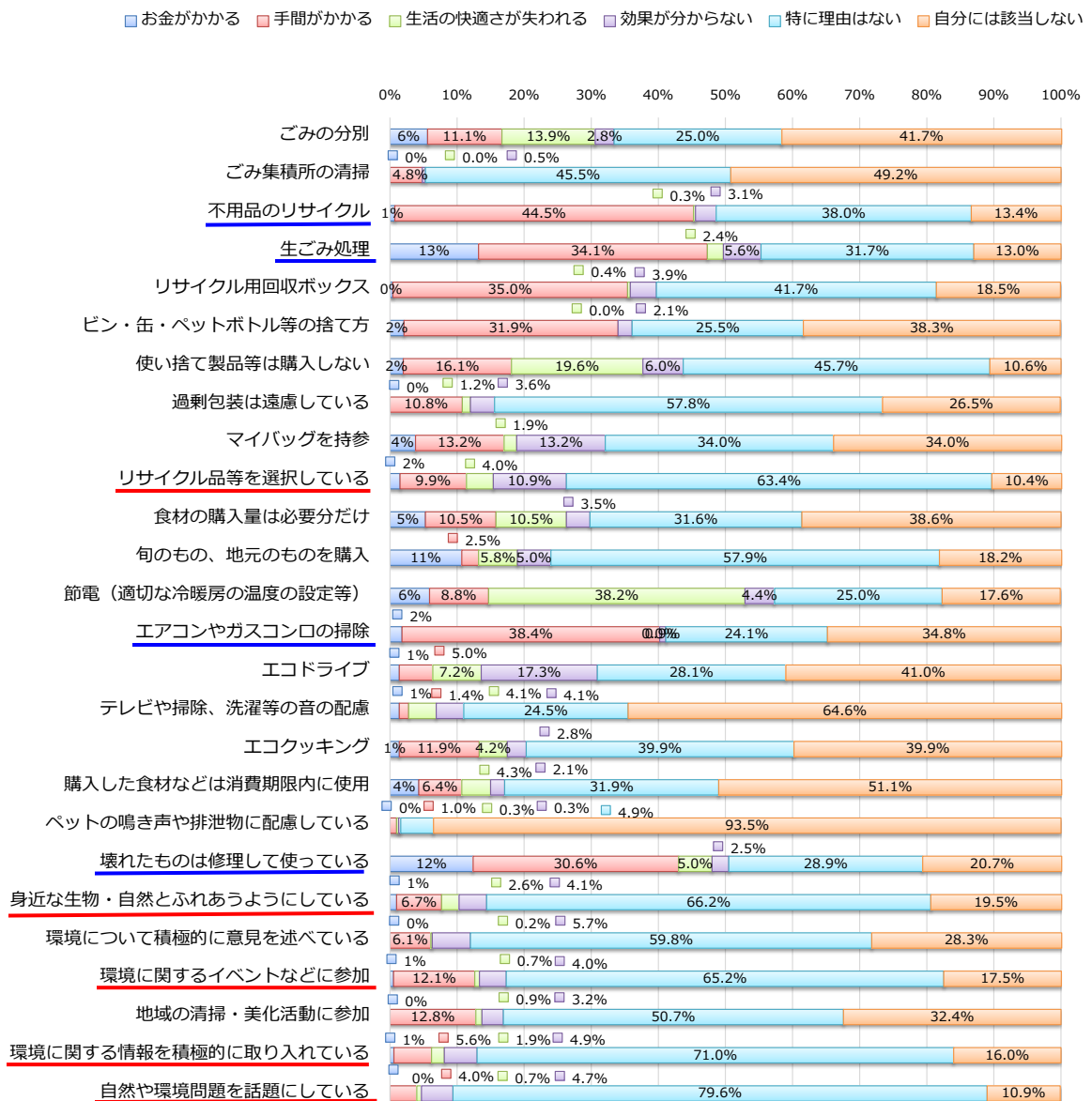
各項目についてあてはまるものを1つ選び、○をつけてください。



6) 取り組んでいない理由

- 「リサイクルしやすいものやリサイクル品を選択している」「身近な生物を観察したり、外に出て自然とふれあうようにしている」「環境に関するイベントなどに参加している」「テレビ・新聞などで、環境に関する情報を積極的に取り入れている」「家族や友人と、自然や環境問題などについて話し合っている」に取り組んでいない理由として6割以上は「特に理由はない」と回答しており、生活の中で意識されていない項目であると推測されます。
- 「不用品は、リサイクルショップやフリーマーケットに出している」「生ごみは生ごみ処理容器等を使って堆肥化している」「壊れたものは修理して使っている」「エアコンやガスコンロの掃除は、こまめに行っている」の取り組んでいない理由として、「手間がかかる」「お金がかかる」の回答があわせて4割以上ありました。

【問4-2】 取り組んでいない理由



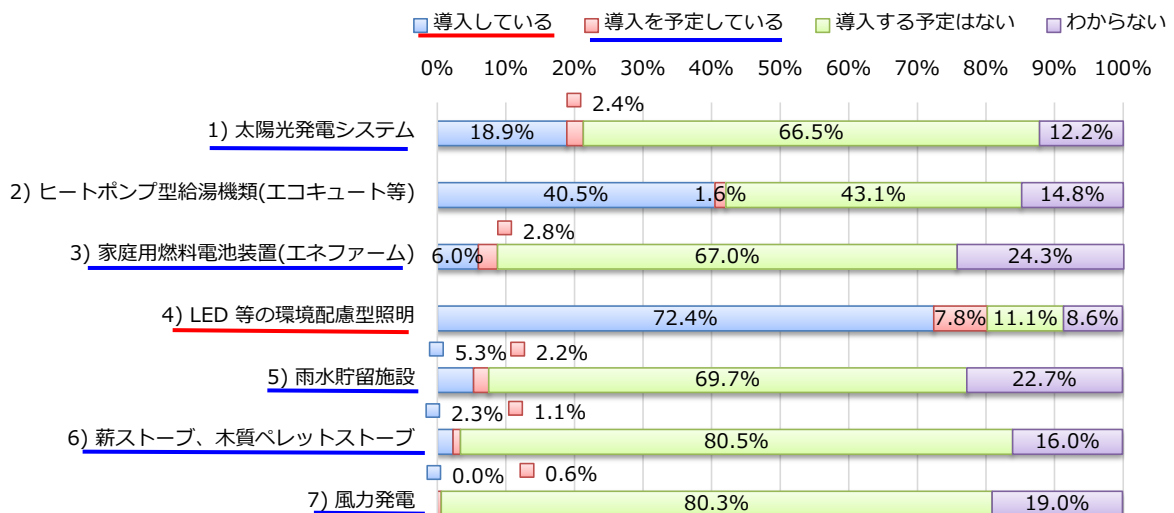
7) 新エネルギー機器の導入について

- 「LED等の環境配慮型照明」は「導入している」「導入を予定している」とした回答の合計が80.2%でした。
- 「太陽光発電システム」「家庭用燃料電池装置（エネファーム）」「雨水貯留施設」は「導入する予定はない」とした回答が6割を超え、「薪ストーブ、木質ペレットストーブ」、「風力発電」は「導入する予定はない」とした回答が8割を超えました。

【問5-1】あなたのご家庭で導入している新エネルギー機器等がありますか。

各項目についてあてはまるものを1つ選び、○をつけてください。

1)～7)に該当しない場合は、8)に記述してください。

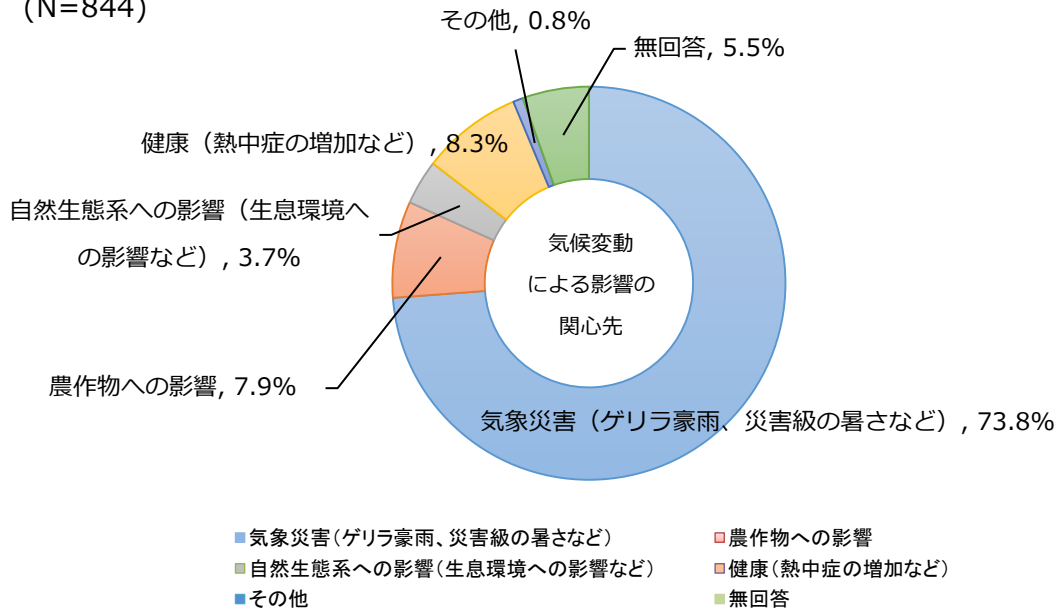


8) 気候変動による影響で最も関心のあることは

- ・「気象災害（ゲリラ豪雨、災害級の暑さなど）」の災害に関わる回答が 73.8%と最も多い回答割合でした。

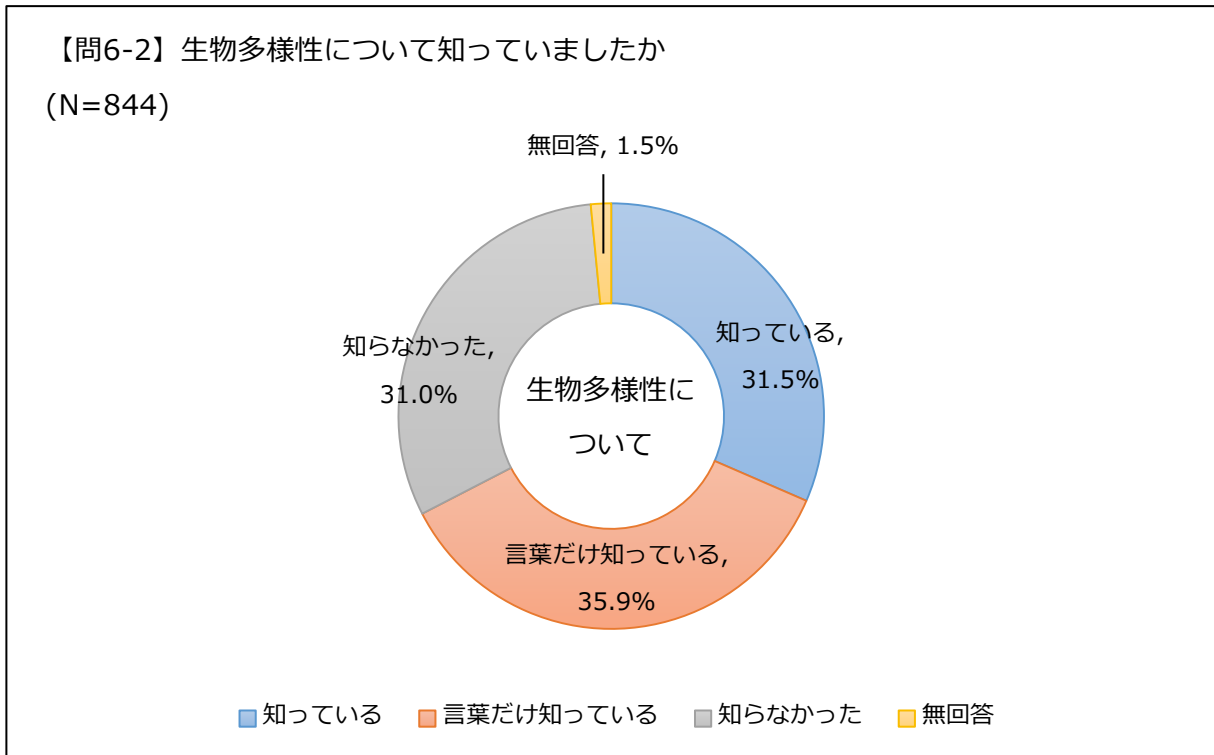
【問6-1】気候変動による影響で最も関心のあることはなんですか。あてはまるもの1つを選び、○をつけてください。

(N=844)



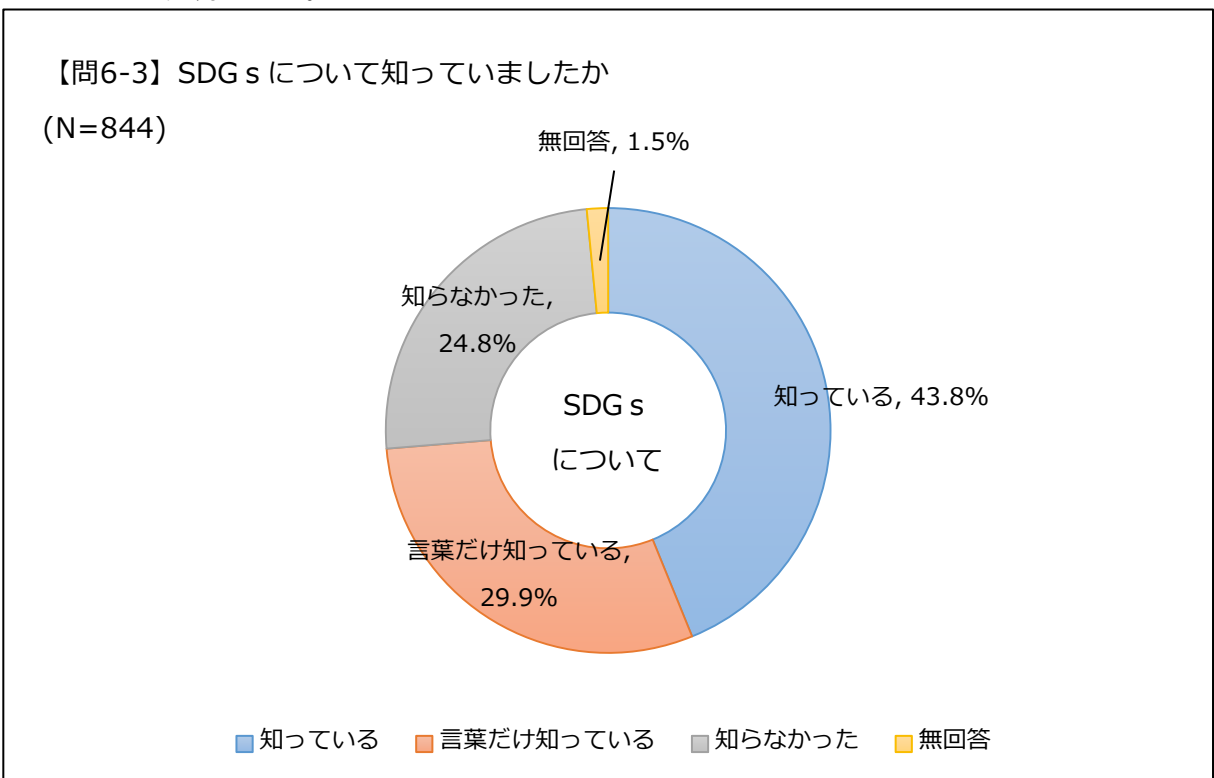
9) 生物多様性について

・「知っている」「言葉だけ知っている」の回答の合計は 67.4%、「知らなかった」の回答は 31.0%でした。



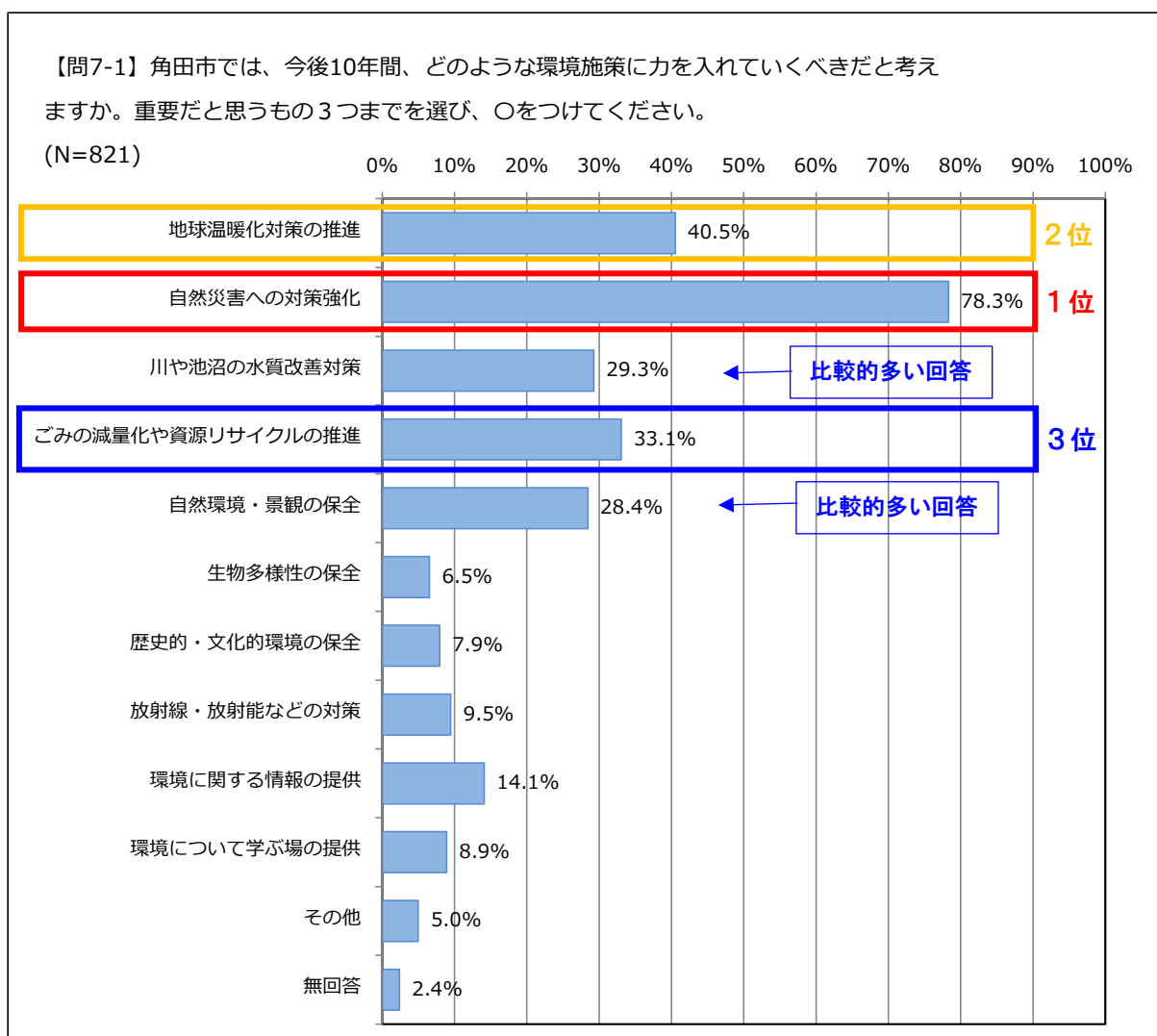
10) SDGsについて

・「知っている」「言葉だけ知っている」の回答の合計は 73.7%、「知らなかった」の回答は 24.8%でした。



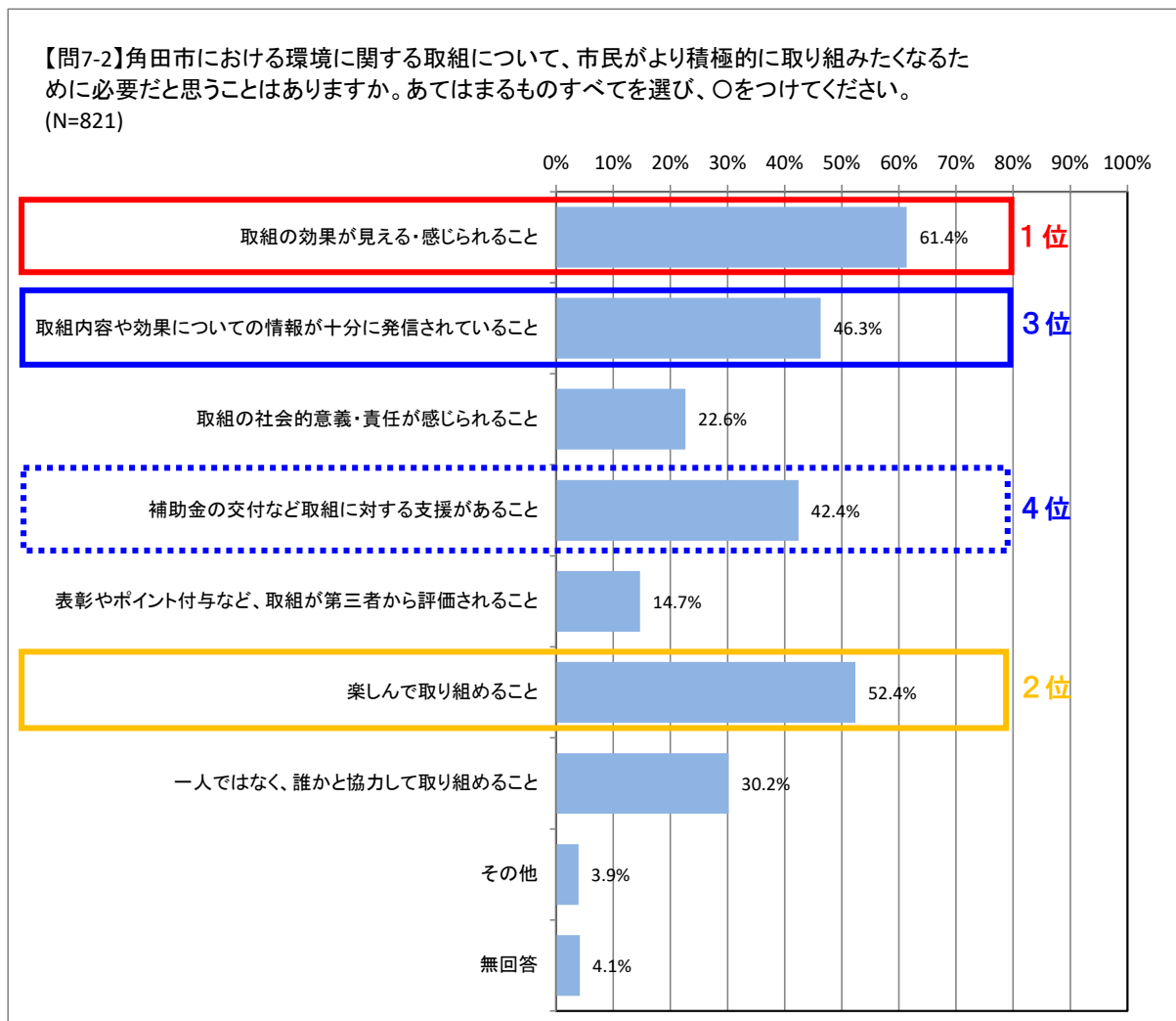
11) 角田市が今後 10 年間、力を入れるべき環境施策について

- 自然災害への対策強化（避難情報の発信、堤防の嵩上げによる洪水防止など）」の回答が 78.3%と最も多く、次いで「地球温暖化対策の推進（省エネルギーの推進、再生可能エネルギー導入の推進）」の回答が 40.5%、次いで「ごみの減量化や資源リサイクルの推進」の回答が 33.1%でした。
- 「川や池沼の水質改善対策（下水道整備や合併処理浄化槽設置など）」「自然環境・景観の保全（里山や田園・農地など）」も比較的多く選択された項目でした。



12) 環境に関する取組について、市民が積極的に取り組むために必要なことは

- 「取組の効果が見える・感じられること」の回答が61.4%と最も多く、次いで「楽しんで取り組めること」の回答が52.4%、「取組内容や取組効果についての情報が十分に発信されること」の回答が46.3%でした。
- 「補助金の交付など取組に対する支援があること」も42.4%の回答がありました。



6.2.3 事業者の環境に対する意識

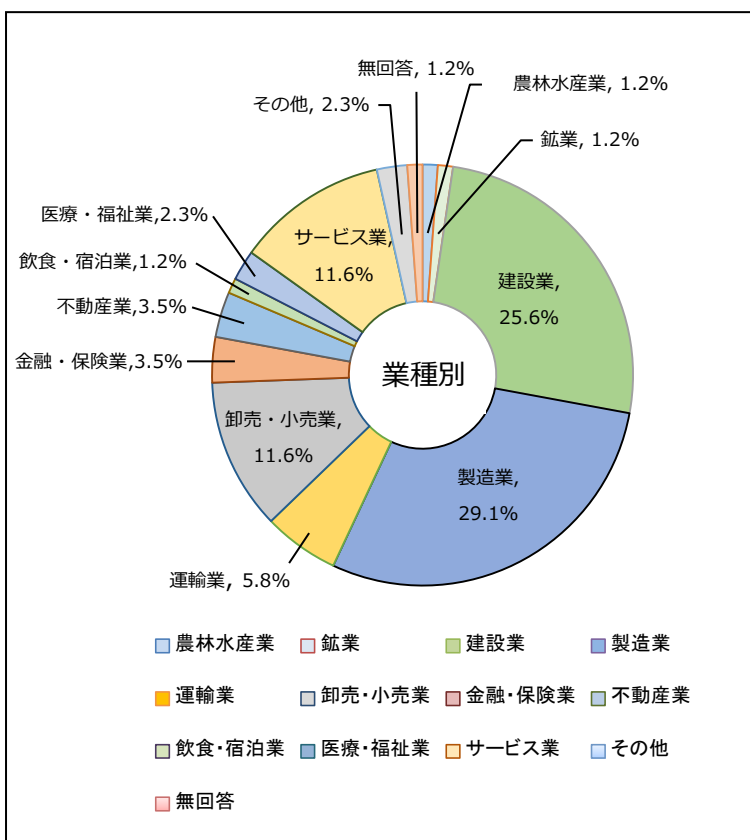
(1) 回収結果

表3 事業者アンケート回収結果

配布数	回収数	回収率
150	86	57.3%

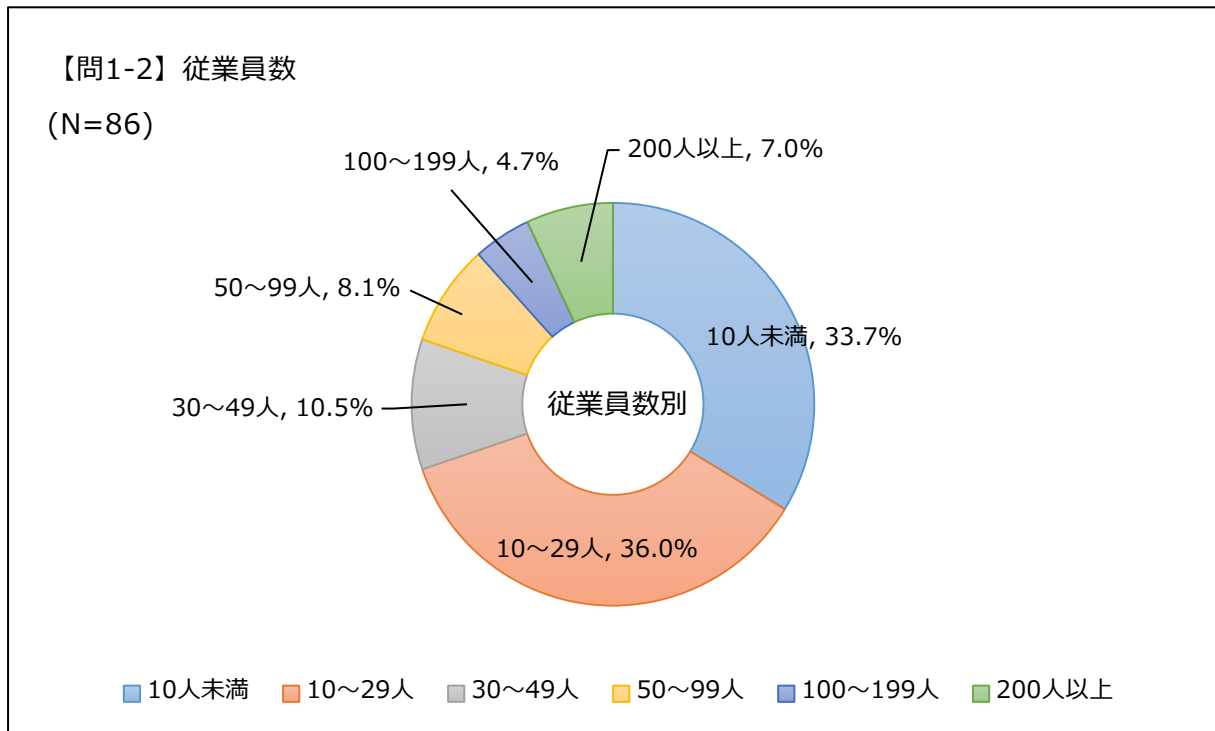
(2) 回答者の属性(業種・従業員数)

・業種別の回答は、「製造業」が最も多く29.1%、次いで「建設業」が25.6%、「卸売・小売業」と「サービス業」が11.6%でした。



業種	回答数	割合 (%)
農林水産業	1	1.2
鉱業	1	1.2
建設業	22	25.6
製造業	25	29.0
運輸業	5	5.8
卸売・小売業	10	11.6
金融・保険業	3	3.5
不動産業	3	3.5
飲食・宿泊業	1	1.2
医療・福祉業	2	2.3
サービス業	10	11.6
その他	2	2.3
無回答	1	1.2
全体	86	100.0

- 従業員数別の回答は、「10～29人」が最も多く36.0%、次いで「10人未満」が33.7%、「30～49人」が10.5%でした。

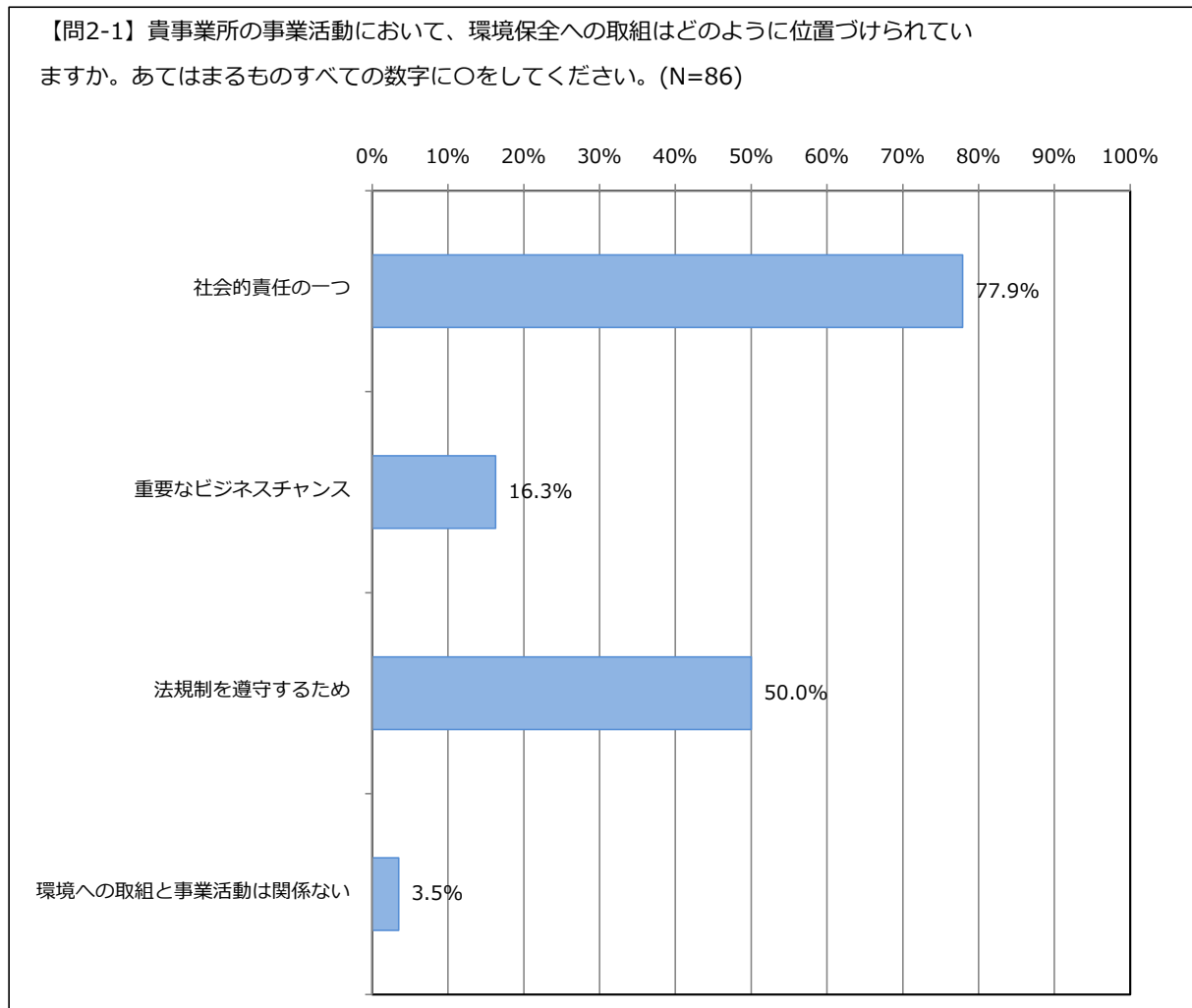


従業員数	回答数	割合 (%)
10人未満	29	33.7
10～29人	31	36.0
30～49人	9	10.5
50～99人	7	8.1
100～199人	4	4.7
200人以上	6	7.0
全体	86	100.0

(3) 設問の回答結果

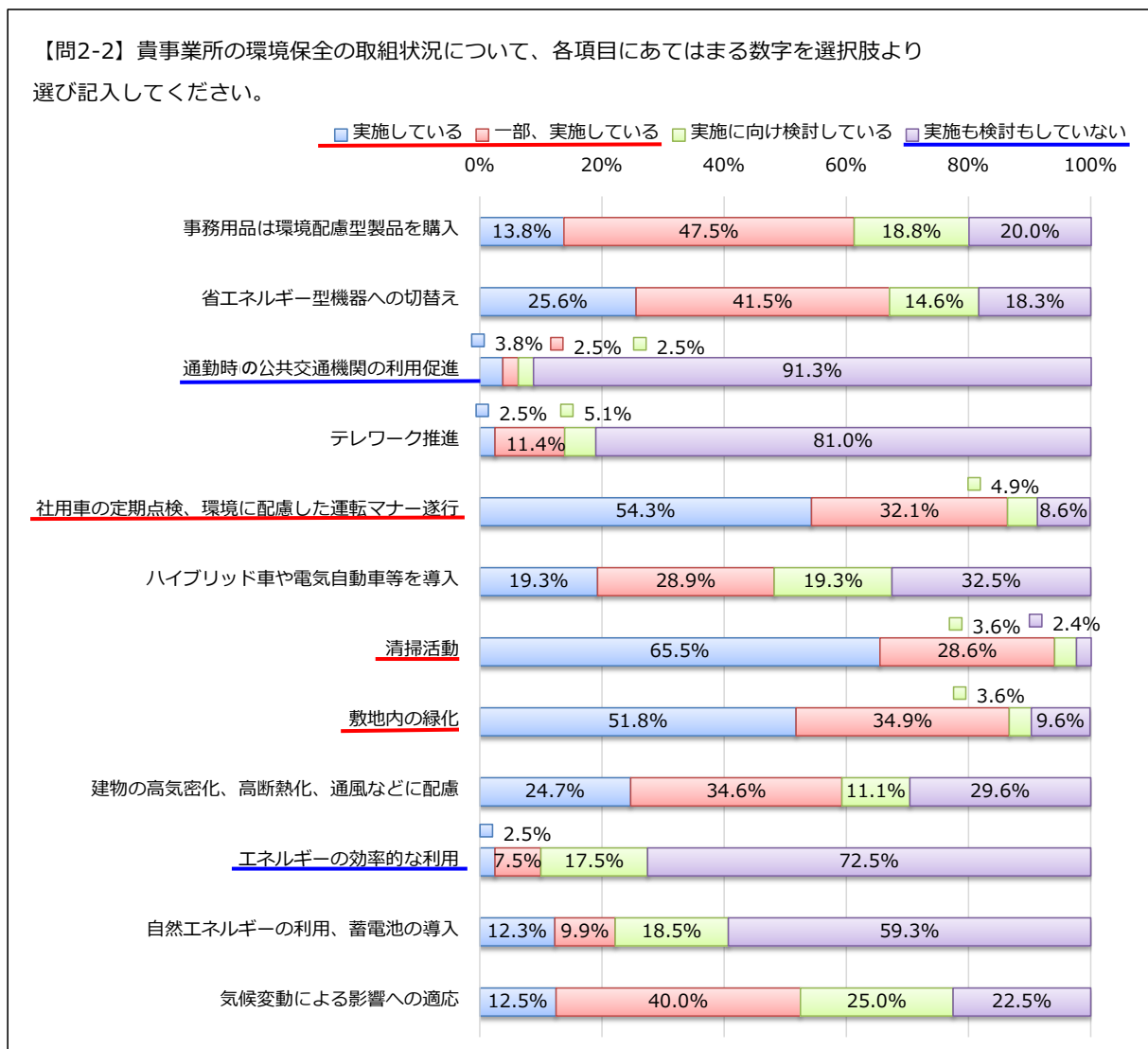
1) 環境保全への取組はどのように位置づけられているか

- 「社会的責任の一つ」と回答した事業者が77.9%と最も多く、次いで「法規制を遵守するため」が50.0%でした。「重要なビジネスチャンス」と捉えている事業者は16.3%でした。



2) 環境保全への取組状況について

- 「敷地内及びその周辺の清掃活動を行っている」、「社用車は定期的に整備点検を行い、アイドリングストップなど環境に配慮した運転マナーに努めている」、「敷地内の緑化を行っている」を「実施している」、「一部実施している」の回答の合計は80%を超えています。取り組み易い環境保全活動については、積極的に取り組んでいると推測されます。
- 「通勤時は公共交通機関を利用するよう指導を行っている」、「コージェネレーションシステムの導入など、エネルギーの効率的な利用をしている」の「実施している」、「一部実施している」の回答の合計は10%以下でした。公共交通機関は限られており、利用の指導は現実的でないと考えられます。エネルギー関係は多額の費用がかかり、選択する事業者は限られると推測できます。

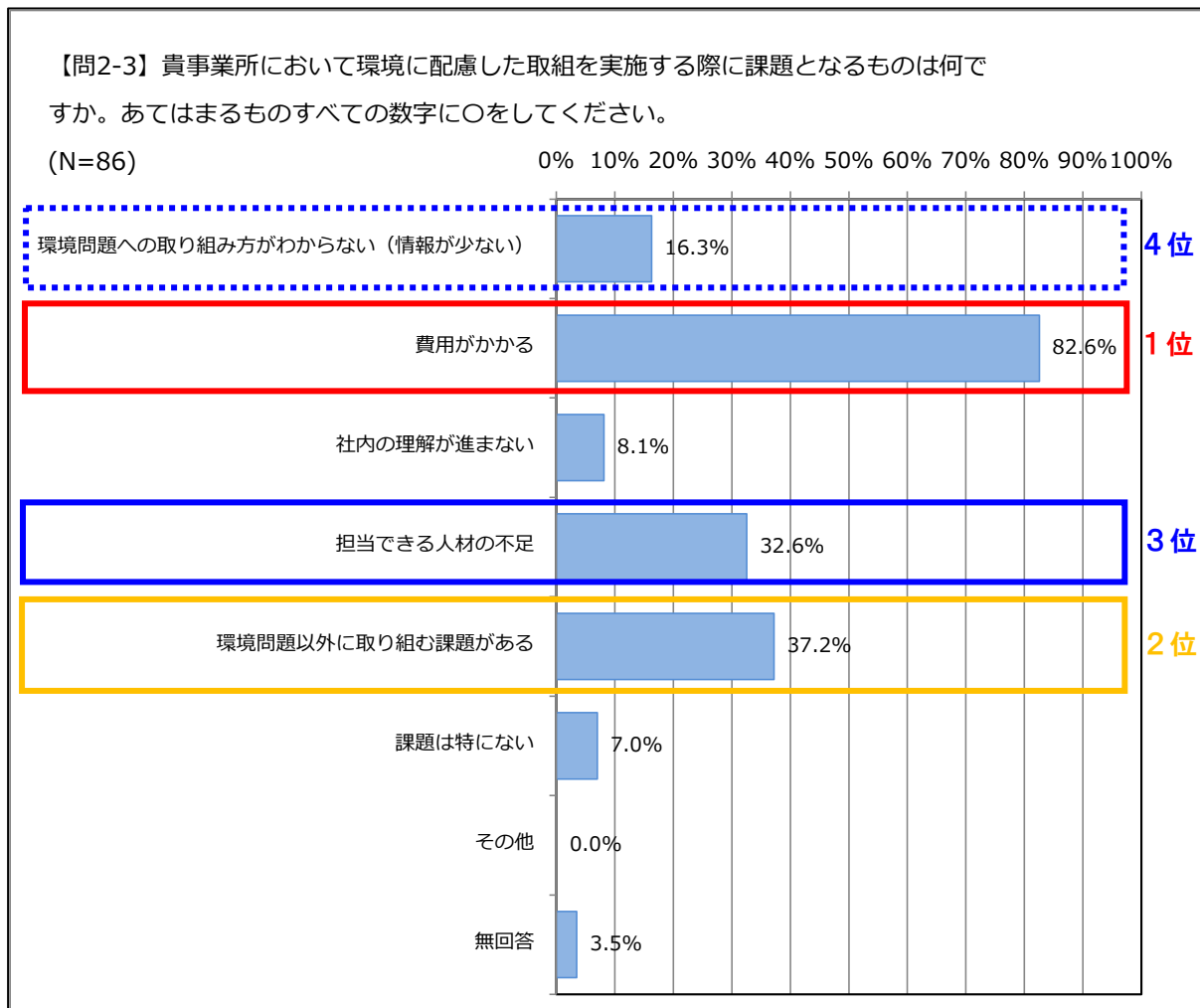


3) 環境に配慮した取組を実施する際に課題となるものは

- 「費用がかかる」と答えた回答が82.6%と最も高く、次いで「環境問題以外に取り組む課題がある」が37.2%、次いで「担当できる人材の不足」が32.6%でした。

「費用がかかる」については補助制度の検討、「人材不足」「取り組み方がわからない」については、人材育成や環境情報の共有と発信の施策検討が望まれます。

- 一方、「課題は特にない」、「社内の理解が進まない」の回答は10%未満でした。

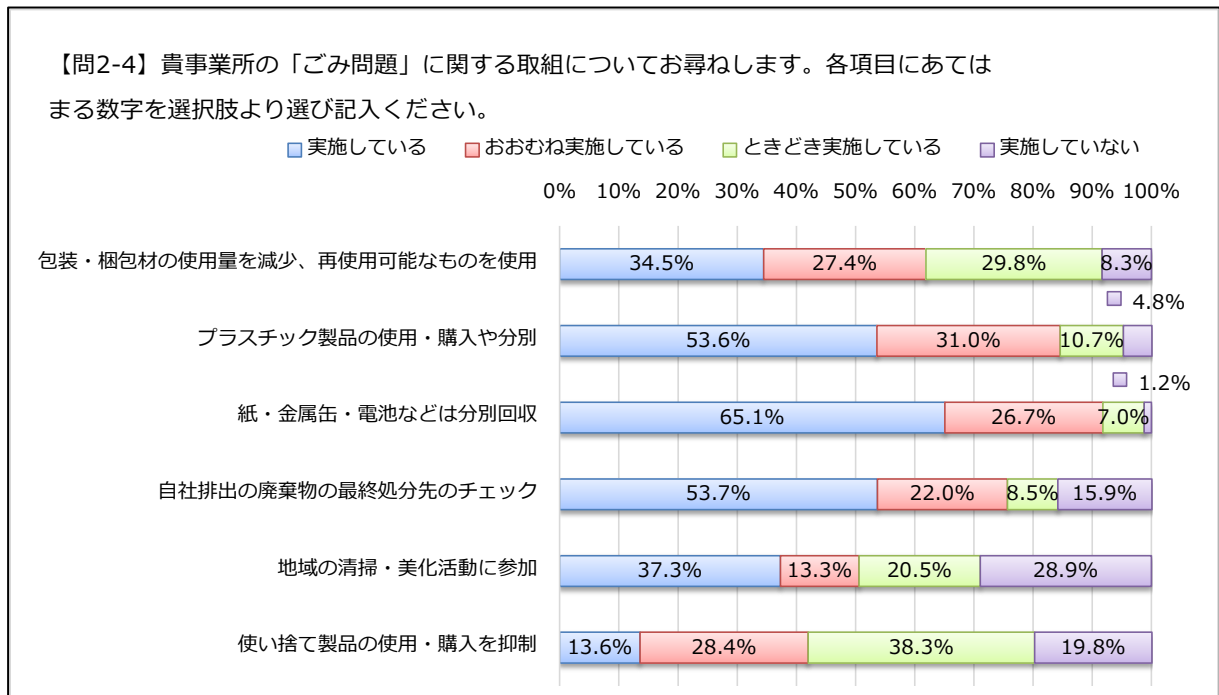


4) 事業所の「ごみ問題」に関する取組について

- ・「プラスチック製品の使用・購入や分別を行っている」、「紙・金属缶・電池などは分別回収し、再資源化に努めている」の「実施している」、「おおむね実施している」の回答は80%を超えています。

このことから、全般的に「ごみ問題」に対する事業者の取組は、肯定的に実施されていると評価できます。

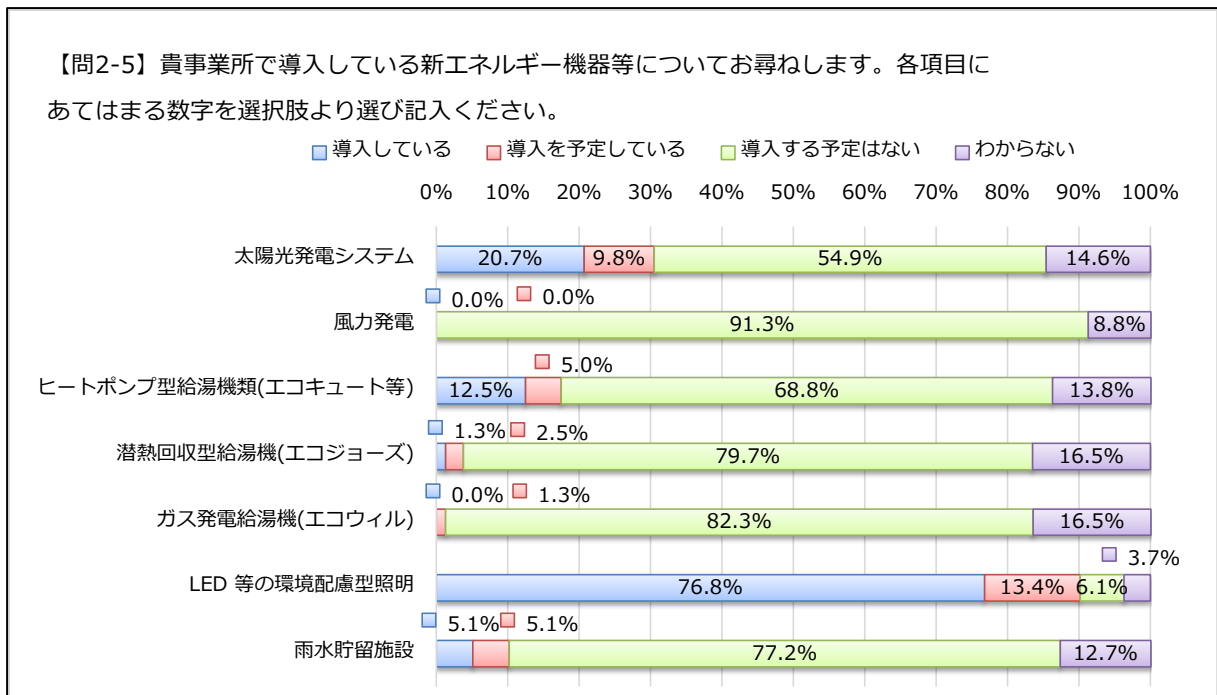
- ・「地域の清掃・美化活動に参加している」の「実施していない」が28.9%と比較的多く、地域の美化活動活性化に向けては、事業者の参画検討が選択肢のうちのひとつと考えられます。



5) 事業所で導入している新エネルギー機器等について

- 「LED 等の環境配慮型照明」の「導入している」回答が 76.8%と最も多く、次いで「太陽光発電システム」が 20.7%でした。
- 「導入する予定はない」ものとして「風力発電」が 91.3%と最も多く、次いで「ガス発電給湯機(エコウィル)」が 82.3%、「潜熱回収型給湯機(エコジョーズ)」が 79.7%でした。

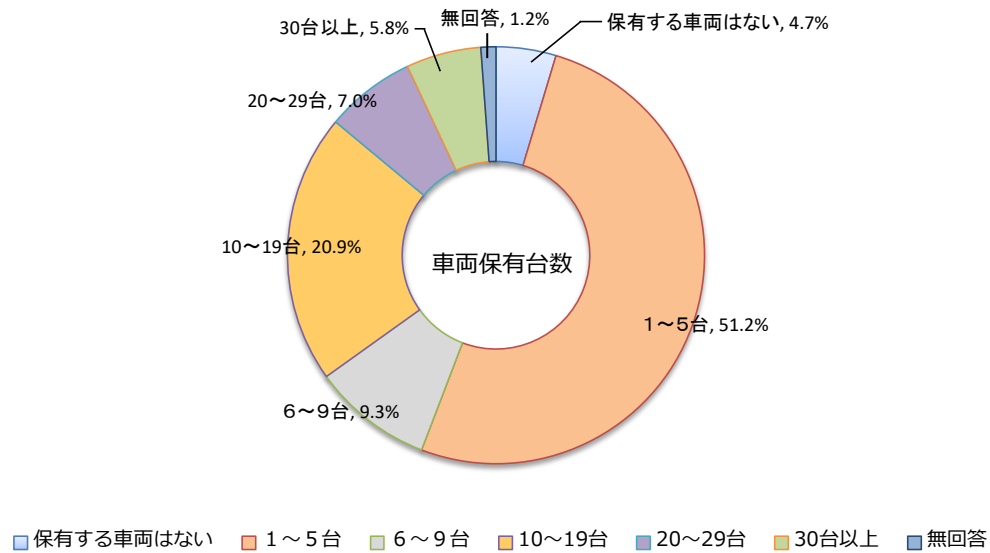
「導入する予定はない」が多く選択されている機器等は、機器の情報提供、補助制度の検討などが普及の課題となると考えられます。



6) 事業所の車両保有台数について

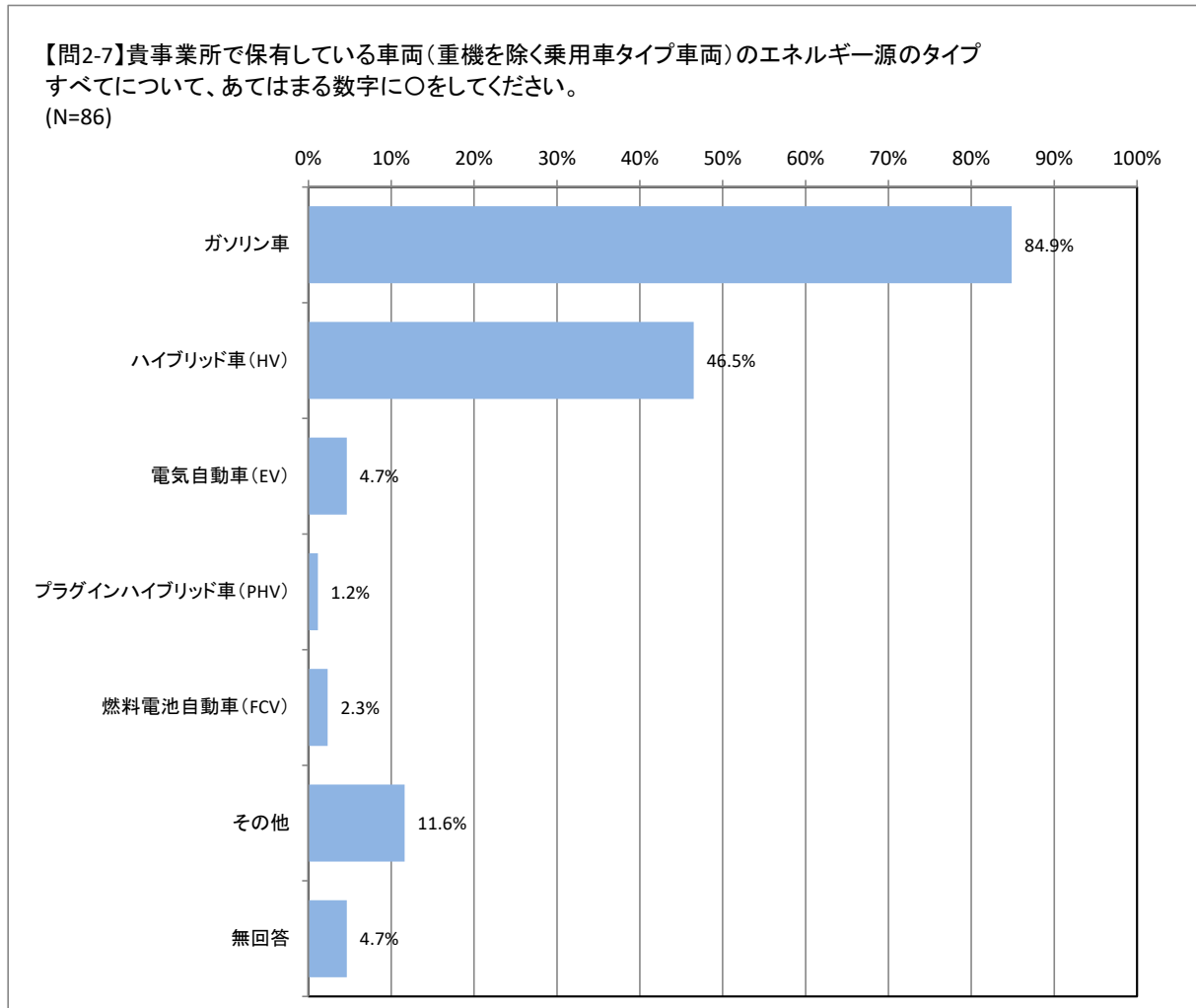
- 「1～5台」の回答が51.2%と最も多く、「10～19台」の回答が20.9%でした。20台未満が全体の約8割を占める結果となりました。

【問2-6】 貴事業所の車両保有台数（重機を除く乗用車タイプ車両）について、
あてはまるもの1つを選び、○をつけてください。（N=86）



7) 所有している車両のエネルギー源のタイプについて

- 「ガソリン車」の回答が84.9%で最も多く、次いで「ハイブリッド車」の回答が46.5%でした。「ガソリン車」からの転換の促進が課題となります。

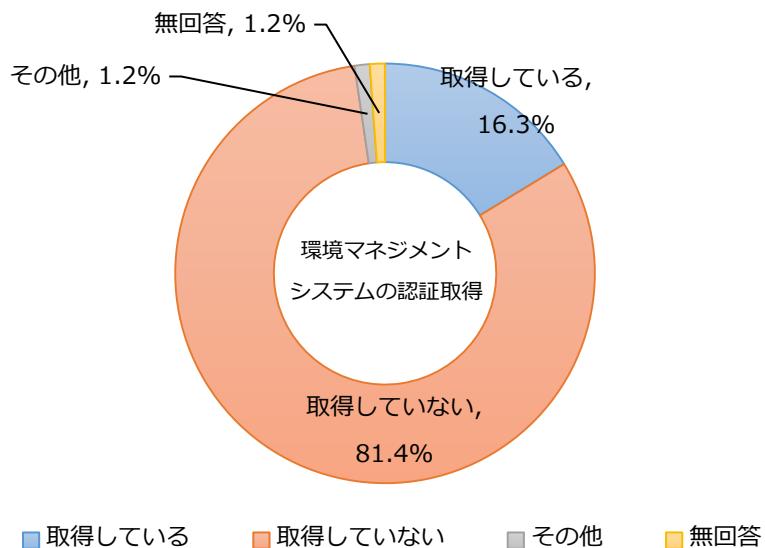


8) ISO14001 などの環境マネジメントシステムの認証取得について

・「取得している」は 16.3%、「取得していない」は 81.4%でした。

環境マネジメントシステムについては、取得している事業者は少ない結果となりました。

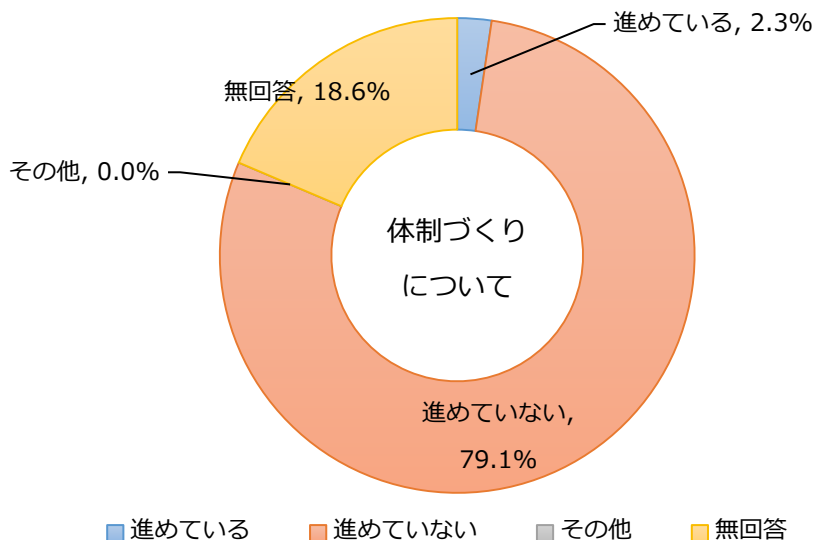
【問3-1】 貴事業所では、ISO14001などの環境マネジメントシステムを認証取得していますか。あてはまるもの1つを選び、○をつけてください。(N=86)



9) 「取得していない」事業者に対して、取得に向けて社内での体制づくりを進めているか

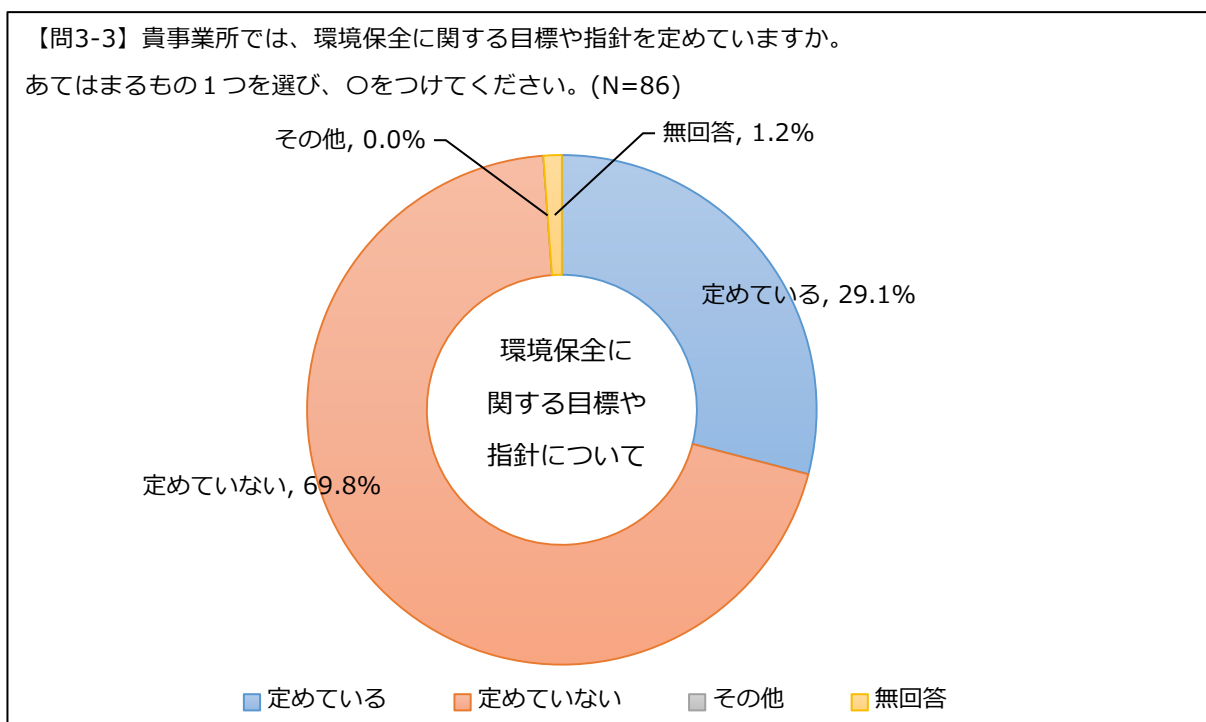
・「進めている」は 2.3%、「進めていない」は 79.1%でした。

【問3-2】 問3-1で「2. 取得していない」を選んだ方にお聞きします。
取得に向けての社内での体制づくりを進めていますか。
あてはまるもの1つを選び、○をつけてください。(N=70)



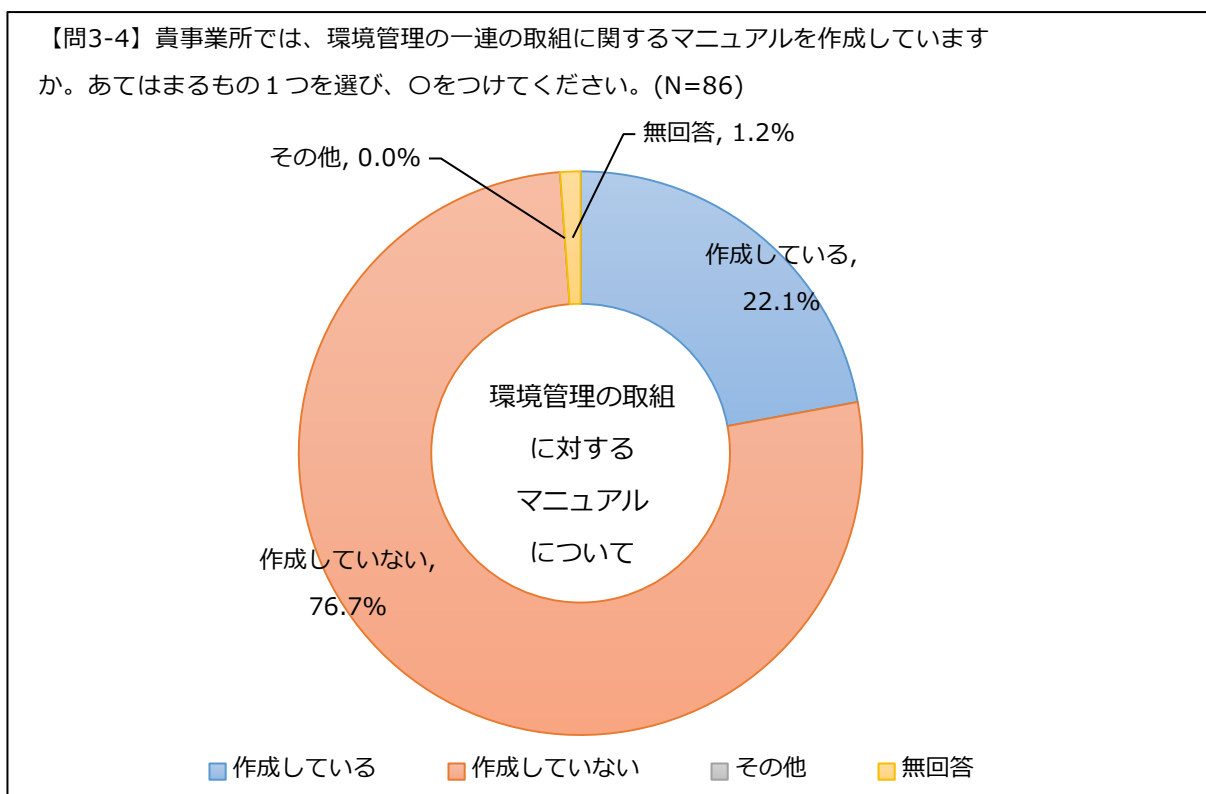
10) 環境保全に関する目標や指針の有無

・「定めている」が29.1%に対して「定めていない」は69.8%でした。



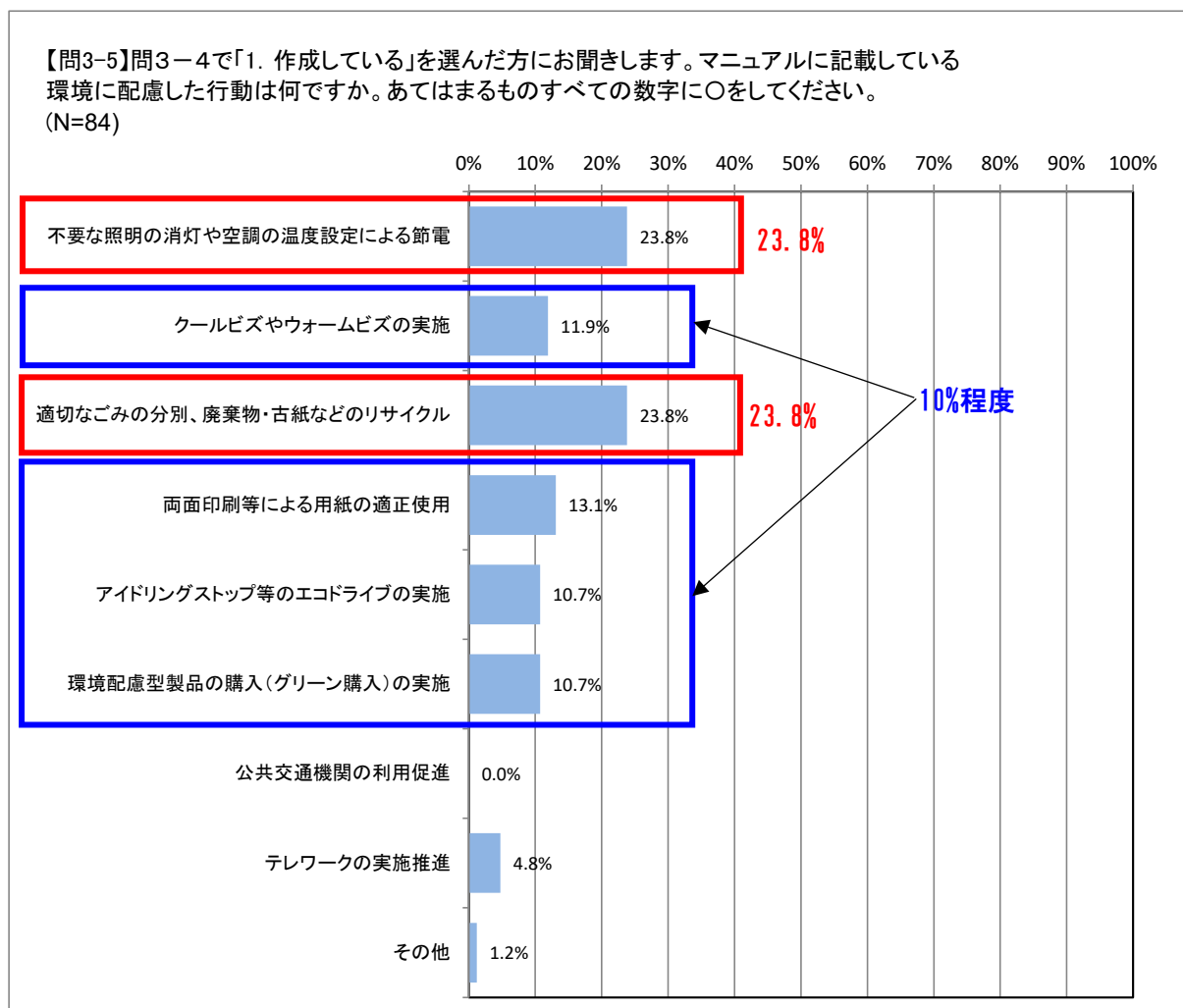
11) 環境管理の取組に関するマニュアルの作成の有無

・「作成している」が22.1%に対して「作成していない」の回答が76.7%でした。



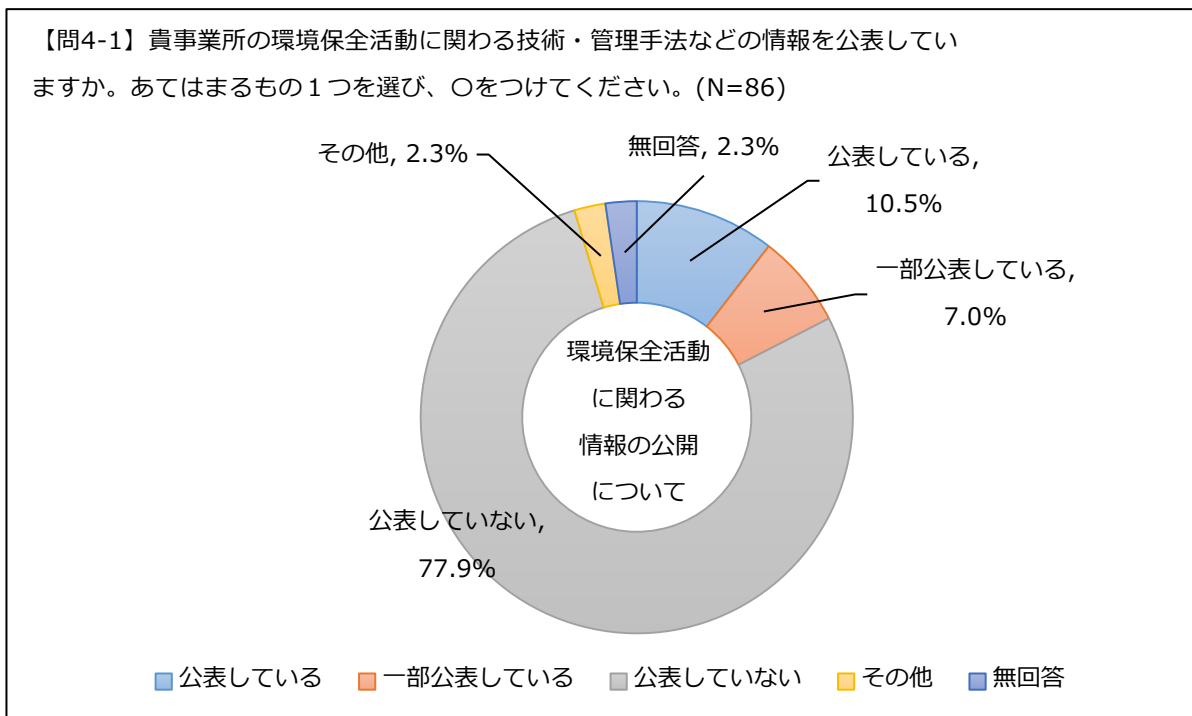
12) マニュアルを作成している企業に対して、マニュアルに記載している環境配慮行動

- ・「不要な照明の消灯や空調の温度設定による節電」、「適切なごみの分別、廃棄物・古紙などのリサイクル」の2項目が23.8%、「クールビズやウォームビズの実施」、「両面印刷等による用紙の適正利用」、「アイドリングストップ等のエコドライブの実施」、「環境配慮型製品の購入（グリーン購入）の実施」はいずれも10%程度が記載している回答でした。



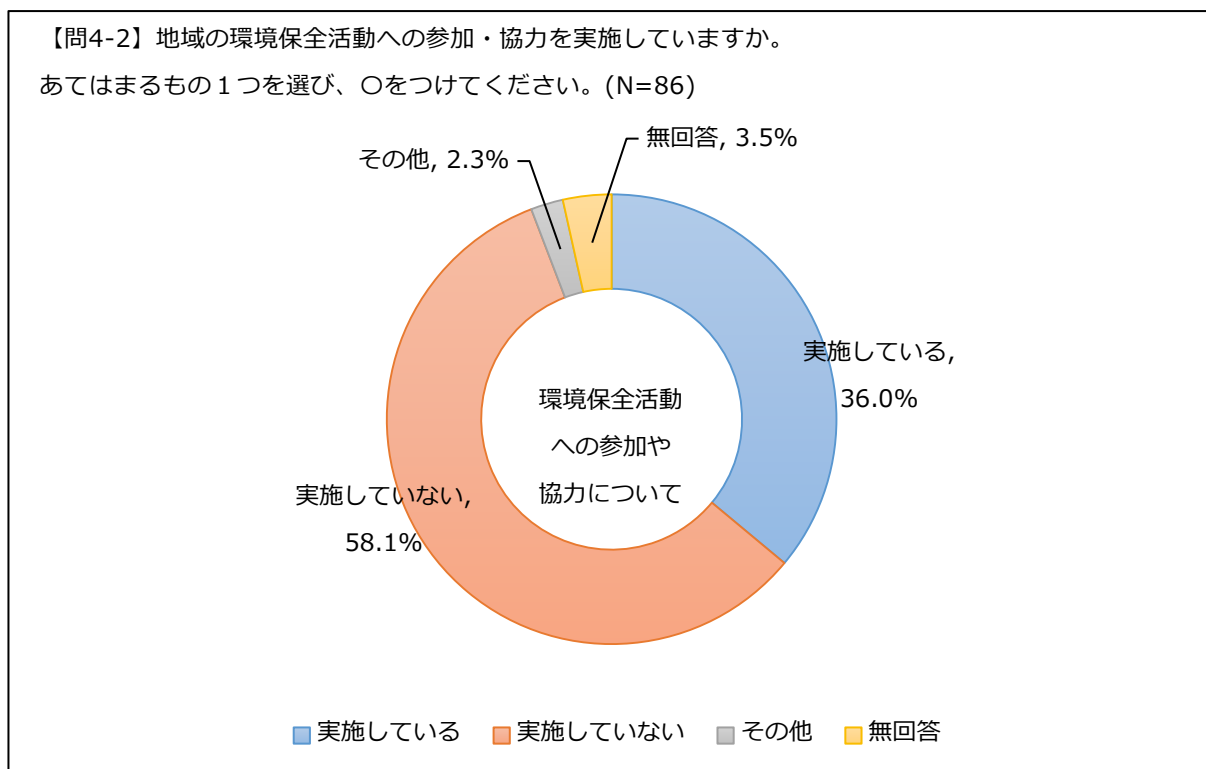
13) 環境保全活動に関わる情報の公開について

- 「公表している」「一部公表している」が合わせて2割程度、「公表していない」は8割程度でした。



14) 地域の環境保全活動への参加・協力の実施の有無について

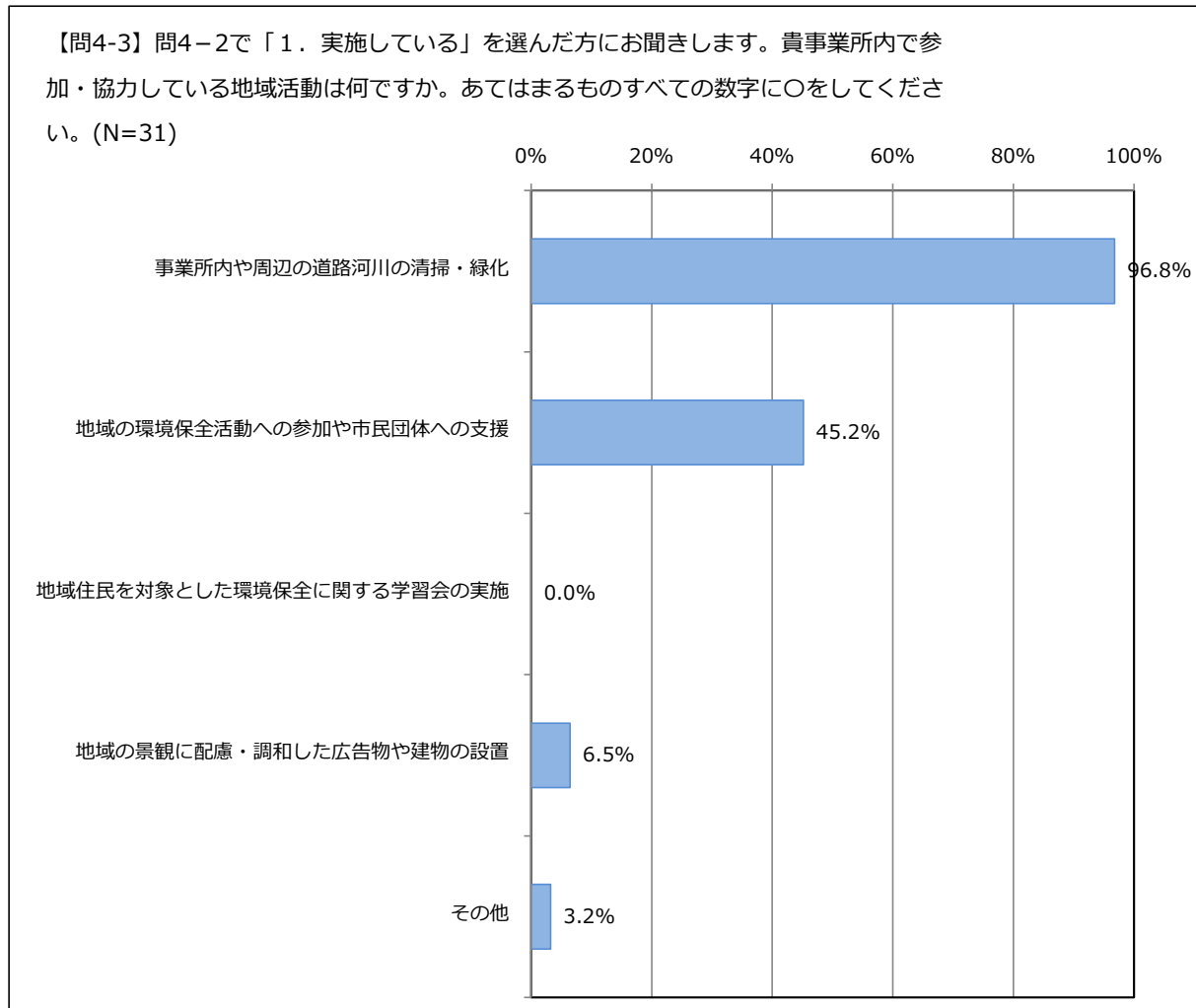
- 「実施している」が36.0%、「実施していない」は58.1%でした。



15) 「実施している」と回答した方へ参加・協力している地域活動について

- ・「事業所内や周辺の道路河川の清掃・緑化」が96.8%と最も多く、次いで「地域の環境保全活動への参加や市民団体への支援」の回答が45.2%でした。

その他の内容として「不法投棄撲滅活動」への参加・協力がありました。

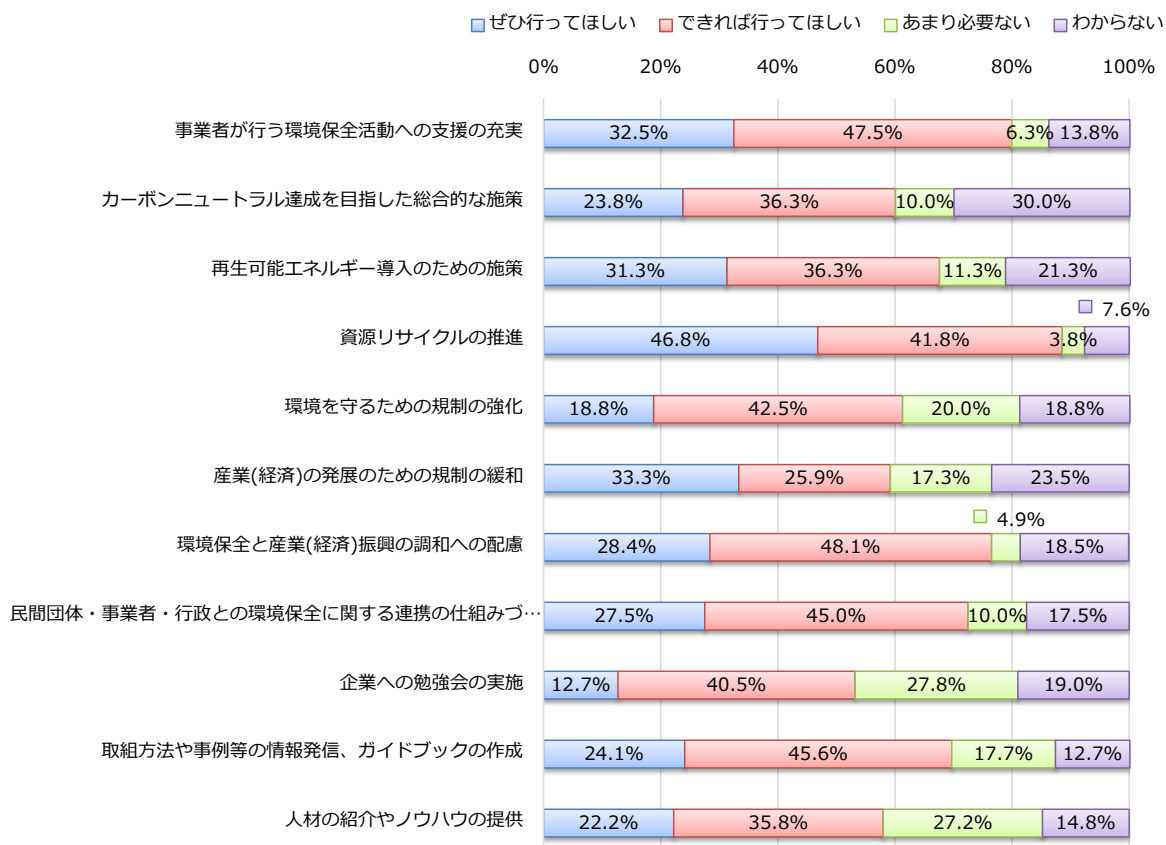


16) 角田市が今後 10 年間、力を入れるべき環境施策について

- 「事業者が行う環境保全活動への支援の充実」、「資源リサイクルの推進」の「ぜひ行ってほしい」、「できれば行ってほしい」の回答の合計は 8 割以上となり、環境施策としての期待が寄せられています。
- 「企業への勉強会の実施」、「人材の紹介やノウハウの提供」は 3 割程度が「あまり必要ない」と回答しています。
- 「カーボンニュートラル達成を目指した総合的な施策」は 3 割が「わからない」と回答しています。カーボンニュートラルについての広報、啓発が必要と考えられます。

【問5-1】角田市は、今後10年間どのような環境施策に力を入れて行くべきだと思いますか。

各項目にあてはまる数字を選択肢より選び記入ください。



7. SDGsとの関連性

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択され、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

本計画では、「施策の展開」ごとに対応するべきSDGsの目標（17のゴール）を関連づけています。

◎が関連性のある項目

アイコン	ゴールの内容	計画の大綱1 角田市の「しぜん」	計画の大綱2 角田市の「くらし」	計画の大綱3 角田市の「ひとびと」
	ゴール1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる			
	ゴール2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する			
	ゴール3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		◎	
	ゴール4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	◎	◎	◎
	ゴール5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う			
	ゴール6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	◎	◎	
	ゴール7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		◎	◎
	ゴール8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	◎		◎

アイコン	ゴールの内容	計画の大綱1 角田市の「しぜん」	計画の大綱2 角田市の「くらし」	計画の大綱3 角田市の「ひとびと」
	ゴール9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		◎	◎
	ゴール 10 各国内及び各国間の不平等を是正する			
	ゴール 11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	◎	◎	◎
	ゴール 12 持続可能な生産消費形態を確保する		◎	◎
	ゴール 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる		◎	
	ゴール 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する			
	ゴール 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	◎		
	ゴール 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する			
	ゴール 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	◎	◎	◎

参考：総務省ホームページ

8. 用語集

ア行

■ 居久根（いぐね）

仙台平野を中心とする地域での屋敷林のことです。風雪から家屋敷を守り、食料や建材、燃料として利用するため、敷地を取り囲むように植えられています。

■ 一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）で廃棄物として扱われるもののうち、産業廃棄物以外のものをいいます。主に、家庭などから出るごみで、市民の日常生活から出る「ごみ」と「し尿」に分類されます。

■ ウォームビズ

冬季の地球温暖化対策の一環として、暖房時の室温を適正化（目安は20℃）し、快適に過ごすライフスタイルのことで、暖房に必要なエネルギー使用量を削減することにより、CO₂発生量を削減することが目的です。

■ エコツーリズム、エコツアー

地域の自然環境や歴史文化を体験したり、学んだりしながら、自然保護や環境保全への理解を深め、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、保全につながっていくことを目指す仕組みです。また、そのような考え方を具体化したツアー（観光旅行）をエコツアーと呼びます。

■ エコドライブ

燃料消費量やCO₂排出量を減らすことを意識した運転のしかたをいいます。アイドリングストップ（停車時のエンジン停止）や車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転で一定の速度で走る心がけのことです。

■ 温室効果ガス

大気（地球を取り巻く気体）を構成する気体で、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果（太陽からの熱を地球の表面に留めておく効果）をもたらす気体の総称です。主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスがあり、二酸化炭素は地球温暖化に及ぼす影響がもっとも大きな温室効果ガスとされています。

カ行

■ カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。令和2(2020)年10月、政府は令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス（カーボン）の「排出量*」から植林・森林管理などによる「吸収量*」を差し引いて、排出量の合計を実質的にゼロにすることを意味しています。ゼロカーボンと同義です。

*人為的なもの。

■ 外来生物

もともとその地域にいなかった生物で、人間によって外国から持ち込まれた生物のことをいいます。繁殖力の強いものや毒をもったものも多く、在来種（もともとその地域にいた生物）の生態系を乱すことが問題となっており、地域の生活や農林業への影響が心配されています。

■ 合併処理浄化槽

し尿等の生活排水を、微生物の働きなどを利用して浄化する施設のことを浄化槽といいます。し尿だけを浄化する単独処理浄化槽に対し、し尿と炊事、風呂、洗濯などの排水を併せて浄化する施設を合併処理浄化槽といいます。

■ 環境基準

環境基本法に基づいて、「維持されることが望ましい基準」として、国が定める行政上の政策目標です。人の健康などを維持するための最低限度ではなく、より良い環境のために、積極的に目標として掲げられるもので、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、騒音などについて定められています。

■ 環境教育

環境の保全についての理解を深めるために行われる教育や学習のことです。持続可能な生活様式や社会経済システムを実現するために、環境への関心や環境に対する責任と役割、環境保全活動に参加する態度、環境問題の解決に必要な能力・人材を育てることを目指して行われるものです。幼児から高齢者まで、さまざまな年齢に対応しつつ、学校・地域・家庭・職場などの多様な場での連携を図りながら、総合的に推進することが重要とされています。

■ 環境ビジネス

環境負荷を低減させ、資源循環による持続可能な社会を実現させる環境にやさしい製品・サービスを提供するビジネスのこと。「環境汚染防止」「地球温暖化対策」「廃棄物処理・資源有効活用」「自然環境保全」などの分野があります。

■ 環境保全型農業

土づくり等を行い、化学肥料や農薬の使用を減らすことで、環境への負荷軽減に配慮した持続的な農業です。

■ 環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、達成に向けて取り組む仕組みのことです。

国際規格である「ISO14001」や国（環境省）が策定した「エコアクション21」のほか、地域版環境マネジメントシステムである「みちのく環境管理規格（みちのくEMS）」が運用されています。

■ 気候変動適応計画

気候変動の影響による被害の防止・軽減、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を目指す計画のことです。

■ 気候変動適応計画（緩和策）

温室効果ガスの排出を抑制する、または、植林などによって吸収量を増加させる施策です。

■ 気候変動適応計画（適応策）

すでに起こりつつある、あるいは起こりうる影響に対して、自然や人間社会のあり方を調整する施策です。

■ 気候変動枠組条約

平成4(1992)年に国連で採択され、平成6(1994)年に発効された条約で、正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約」といいます。大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させるこ

とを究極の目標として掲げ、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことを各国が合意したものです。日本では、平成9（1997）年に京都で「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」が開催され、先進国の拘束力のある削減目標を定めた「京都議定書」が発効されました。

■ クールビズ

地球温暖化対策の一環として、過度な冷房に頼らず様々な工夫をして夏を快適に過ごすライフスタイルのことで、室温の適正化（目安は28℃）とその温度に適した軽装に取り組み、冷房に必要なエネルギー使用量を削減することにより、CO₂ 発生量を削減することが目的です。

■ グリーンツーリズム

農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動です。

■ グリーンな経済システム

環境保全と生活の豊かさを両立させる新たな仕組みをグリーン経済といいます。太陽光や風力といった自然エネルギーへの転換、森林再生などの事業に雇用と収益を生み出す経済システムのことです。

■ 公害

事業活動やその他の人の活動に伴って、相当範囲にわたって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることと定義されており、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の7つが「典型七公害」と呼ばれています。また、騒音、振動、悪臭の3つについては、日常生活において、感覚的・心理的な被害をおよぼす「感覚公害」と呼ばれています。

■ 光化学オキシダント

工場・事業所や自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽の紫外線を受けて変質してできたオゾンやアルデヒドなどの物質の総称で、光化学スモッグの原因となる物質をいいます。

■ コージェネレーションシステム

コージェネレーション（熱電併給）は、天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その時に生じる廃熱も同時に回収するシステムのことです。

回収した廃熱は、蒸気や温水として、工場の熱源、冷暖房・給湯などに利用できます。

サ行

■ 再生可能エネルギー

太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマス等といった枯渇せず繰り返し永続的に利用できるエネルギーのことです。発電時に温室効果ガスをほとんど排出しないことから、地球温暖化対策として注目されています。

■ 産業廃棄物

商業や工業などの事業活動から出る廃棄物で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）では燃えがらや汚泥、廃油、廃プラスチック、ゴムくずなど約20種類が定義されています。

■ 3010（さんまるいちまる）運動

新年会や歓迎会などの宴会時で「最初の30分間と最後の10分間は料理を楽しみ、食べ残しを減らそう」という食品ロスを減らすための取り組みです。

■ 重金属

比重が4以上の金属を重金属といいます。鉄や亜鉛など人体に必須の元素もあれば、鉛やヒ素、水銀など少量でも人体に悪影響を与える元素もあります。特に有機物と結びついた有機金属は人体に吸収されやすいため毒性が強く、メチル水銀は水俣病の原因となりました。

■ 循環型社会

限りある資源を有効的に活用し、リサイクルなどで循環させながら持続して使用することで、石油や木材などの天然資源の消費を抑え、環境への負荷が低減された社会のことをいいます。

■ 食育

「食」に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけることなどを目的とし、栄養学や伝統的な食文化などの総合的な教育のことです。

■ 食品ロス

まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。食費ロスで発生した廃棄物処理のためにCO₂が発生します。

日本では事業系（規格外、売れ残りなど）が5割強、家庭系（食べ残し、食べ忘れなど）が5割弱となっているため、両者ともに意識して食品ロスを減らしていくことが必要です。

■ 森林経営管理制度

森林経営管理制度は、手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理する制度です。

■ 生態系

食物連鎖などを通じた生物同士の相互関係と、生物とそれを取り巻く環境との相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念をいいます。

■ 生物多様性

①地球上に様々な生態系が存在すること、②様々な生物の種同士で様々な差異が存在すること、③1つの生物の種の中にも様々な差異が存在すること、の3つを内容とする概念で、平成20(2008)年に定められた生物多様性基本法では、生物多様性の恵みは人類存続の基盤であり、国・地域の固有の財産であるとされています。

■ 生物多様性条約

平成4(1992)年に採択され、平成5(1993)年に発効された条約で、正式名称は「生物の多様性に関する条約」といいます。生物多様性の保全や、多様性を構成する要素の持続可能な利用と遺伝資源の利用による利益の公正・衡平な配分を目的とした条約です。日本では、平成22(2010)年に名古屋市で「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」が開催され、そこで定められた「愛知目標」は令和2(2020)年に目標年を迎え、達成状況などの検証が行われました。

■ ゼロカーボン

事業者や家庭から排出される二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス（カーボン）の「排出量*」から、植林・森林管理などによる「吸収量*」を差し引いて、排出量の合計を実施ゼロにすることを意味しています。カーボンニュートラルと同義です。

*人為的なもの。

■ ゼロカーボンアクション

2050年脱炭素社会の実現に向けた、衣食住・移動・買い物など日常生活におけるアクション(行動)とそれによるメリットをまとめたものです。

■ ゼロカーボンシティ宣言

「2050年までにCO₂(二酸化炭素)を実質ゼロにすることを旨とする」と表明した自治体をゼロカーボンシティとしています。本市では、令和4(2022)年6月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

■ ソーラーシェアリング

ソーラーシェアリング(営農型太陽光発電)とは、農地に支柱を立て、上部空間に太陽光発電設備を設置し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組です。作物の販売収入に加え、売電による継続的な収入や発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善やエネルギーの地産地消が期待されています。

夕行

■ ダイオキシン

ダイオキシン類は、廃棄物の焼却などで生成されることが知られています。ダイオキシン類は、難分解性の物質であるため、環境に放出されると土壌や水環境中に長期間残留します。また、食物連鎖を通して生物濃縮され、生体に影響を及ぼすと言われています。

■ 脱炭素社会

地球温暖化の原因となっている、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量をゼロにしようとする取り組み、実質ゼロが実現した社会のことです。平成27(2015)年パリ協定を経て、世界120以上の国で脱炭素社会の実現を目指

しています。

■ 多面的機能支払事業

農地が持つ多面的な機能の維持や機能の発揮を図るための地域の共同活動を支援し、地域資源の適切な保全や管理を推進する目的の事業です。農業従事者の高齢化などを受けて、地域共同で行う多面的機能を支える活動や農地、水路、農道等の質的向上を図る活動を支援する事業です。

■ 地産地消

地域で生産された農林水産物等をその地域で消費することをいいます。

産地から消費までの距離が短くなることで、商品に親近感が持てたり、鮮度が保たれたりするほか、運搬コストなどが改善され、商品の魅力向上や農林水産業の活性化につながります。また、運搬時に発生する温室効果ガスの削減にも役立ちます。

■ 低炭素社会

脱炭素社会を目指す前の段階が低炭素社会です。低炭素とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を低く抑えるという意味で、排出量削減を実現した社会のことです。平成9(1997)年に京都議定書が採択された頃に目指したのが、低炭素社会です。

ナ行

■ 二酸化硫黄(SO₂)

亜硫酸ガスともいい、硫黄分を含む石油や石炭などの燃焼によって発生する物質です。四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因ともなる物質です。

■ 二酸化窒素 (NO₂)

赤褐色の気体で、工場や自動車などで物が焼却する過程で発生する物質です。(二酸化窒素に代表される窒素酸化物は、太陽の紫外線によって変質し、光化学オキシダントの発生の原因にもなります。)

ハ行

■ バイオマス

家畜排せつ物や生ごみ、木くずなど、再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたものをいいます。廃棄される家畜排せつ物などを原料とした燃焼・発電や、メタンを燃料とした新エネルギーなどとして使われています。

■ 不法投棄・不法焼却

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)に違反して、適切な処理施設以外で廃棄物の投棄や焼却を行うことをいいます。個人によるごみのポイ捨てから周辺地域に深刻な環境汚染をもたらす大規模な産業廃棄物投棄まで、規模も種類もさまざまですが、廃棄物処理法では、5年以下の懲役と1,000万円以下の罰金のどちらか、または両方が科せられる犯罪として規定されています。

■ 放射性物質

放射線を出す性質をもつ物質のこと。福島第一原発事故では、主に放射性ヨウ素と放射性セシウムが原子炉から放出され、そのうち長く残存する放射性セシウムの影響が問題となっています。

■ パリ協定

平成27(2015)年12月に国連で採択された、気候変動に関する国際的枠組みで、平成9(1997)年に採択された京都議定書の後続とな

るものです。全ての参加国に、温室効果ガスの排出削減抑制目標が定められています。

マ行

■ マイクロプラスチック

一般に5mm以下の微細なプラスチック類のことです。近年、不適切な廃棄物処理やポイ捨てなどにより、プラスチックごみが大量に海に流れ出て、生態系を含めた海洋環境の悪化など様々な問題を引き起こしています。

■ 埋蔵文化財

土地に埋蔵されている文化財(主に遺跡と言われている場所)のことです。

■ 水循環

水が、水蒸気として大気中を移動し、雨や雪となって地表に降り、川を流れ地下に浸透し、やがて海へと流れていく、一連の循環をいいます。

■ みどりの食料システム戦略

食料の調達から生産、加工、流通、消費に至るまでのシステム構築を目的とし、環境負荷低減を図りながら、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目指す戦略のことです。

ヤ行

■ 遊休農地

農地法で定められた用語です。「かつて農地だったが現在農地として利用されておらず、今後も農地として利用される可能性の低い土地」と「農地ではあるけれど周辺の農地と比較した時に利用の程度が著しく低い土地」を指します。

■ 有機溶剤

他の物質を溶かす性質を持つ有機化合物の総称で、主に塗装や洗浄、印刷に使われています。常温では液体ですが、揮発性の高い物質も多く、皮膚や呼吸から吸収されます。アルコールやシンナーなどが身近な有機溶剤の一種です。

ラ行

■ リサイクル

「再資源化」の意味で、ごみや不用品を他の製品の原料や燃料に回し、再び資源として活用することをいいます。

■ リスクコミュニケーション

あるリスクに関する情報を、関係者間で情報共有や意見交換などを通じて理解を進め、相互の意思疎通を図りながら信頼関係を構築することで、リスクを低減することを目的としています。

■ リデュース

「減らす」の意味で、ごみや廃棄物の発生量をできるだけ少なくすることをいいます。

■ リフューズ

「断る」の意味で、ごみになる不要なものは、もらわない、断るようにして、家に持ち込まないことをいいます。

■ リユース

「再利用」の意味で、使用されなくなった製品や部品、容器等をそのままの形で繰り返し使うことをいいます。

■ 緑化活動

緑化とは、ある場所に植物を植え、緑を増やすことを指します。山林での植林や植樹、さらに市街地などの人工的な環境に植物を植えることも緑化となります。緑化の目的は緑による環境改善を図ることです。緑化活動とは、緑化を行う取組全般のことを指します。

■ 連携・協働

「連携」は「互いに連絡をとり協力して物事を行うこと」、「協働」は「同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと」と定義されています。「連携」も「協働」も、「同じ目的を共有する複数の人たちが協力して物事を行う」という意味では共通していますが、「連携」の方がより広義の場合で使われることが多く、「協働」は、ひとつの事柄に対し、一緒に協力して成し遂げる意味合いがより強い言葉となっています。

A～Z

■ BOD (生物化学的酸素要求量)

水の汚れを表す指標のひとつで、好気性微生物(酸素が存在する条件下でのみ生存できる微生物)が一定時間中に水中の有機物(汚物などの汚れ)を酸化・分解する際に消費する溶存酸素(水中に溶け込んでいる酸素)の量(単位: mg/L)で示します。BODの値が大きいほど、水質が汚れているといえます。

水の汚れを表す指標には他にも、COD(化学的酸素要求量: 過マンガン酸カリウム等の酸化剤が、一定時間中に水中の有機物を酸化・分解する際に消費する溶存酸素の量)や pH(水素イオン濃度: 水溶液の酸性・アルカリ性の度合いを示す数値)、SS(浮遊物質: 水中に浮遊している物質の量)、DO(溶存酸素量: 水中に溶けている酸素の量)などがあります。

■ COOL CHOICE

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量削減のために、省エネ製品への買替、サービスの利用、ライフスタイルの選択など、日々の生活の中で、地球温暖化防止に資するあらゆる「賢い選択」をしていこうという政府が主導する官民連携の取組です。

■ COP (条約締約国会議)

国際的な条約の締約国で構成される会議で、国家間の取り決めなどを話し合う会議です。日本では、平成9(1997)年に京都で開催された「第3回気候変動枠組条約締約国会議(COP3)」や、平成22(2010)年に名古屋市で行なわれた「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」などがあります。

■ ESG投資

従来の財務情報だけでなく、環境(Environment)・社会(Social)・ガバナンス(Gov

ernance)要素も考慮した投資のことです。企業が長期的に成長するためには、経営においてESGの3つの観点が必要という考え方です。

■ EV

電気自動車のことで、搭載したバッテリーからモーターを回転させ走行します。温暖化の原因となる二酸化炭素等は排出されません。

■ FCV

燃料電池自動車のことで、燃料電池で水素と酸素の化学反応により発電した電気でもーターを回転させ走行します。走行時に発生するのは水蒸気のみで、温暖化の原因となる二酸化炭素等は排出されません。

■ ICT (情報通信技術)

ネットワークを活用して情報や知識を共有し、メールやSNSなどのやりとりでコミュニケーションを取ることを目的としています。

■ ng-TEQ/m³N

ダイオキシンは複数の異性体が存在し、それぞれ毒性の強さが異なることから、最も毒性の強い種類のダイオキシンの量に換算して毒性を評価します。ダイオキシンの毒性(ng-TEQ)が1m³N(Nは0℃、1気圧を示す)にどれほど含まれるかを表す単位です。

■ PHEV

プラグインハイブリッド自動車のことで、外部から充電することのできるハイブリッド車を指します。普段の通勤や買い物は電気のみでの走行、遠出の際はガソリン+電気で行き、外出先で充電スポットを気にせずに長距離運転ができます。

また、災害時など大容量バッテリーを使って自

宅の家電を利用することも可能です。

■ PM2.5

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が2.5マイクロメートル以下のものです。呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことから、健康影響が懸念されています。

■ PPA事業（電力販売契約）

企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電施設を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金とCO₂排出の削減ができます。

■ SDGs（エスディーズ）

「持続可能な開発目標」のことで、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標のことで、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

■ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことで、友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしています。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えてきました。

■ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）

快適な室内環境を実現しながら、年間の一次エネルギー消費量（空調・給湯・照明など）をおおむねゼロにすることを目指した建物のことです。今後、ZEBが標準的な省エネ基準となることが想定されています。

■ ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

断熱性能等を大幅に向上させるとともに、省エネ家電を使用しエネルギーの節約に努め、太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量（空調・給湯・照明など）をおおむねゼロとすることを目指した住宅のことで、



編集・発行

角田市 生活環境課

〒981-1592 角田市角田字大坊41

TEL:0224-63-2118 FAX:0224-63-4862

E-mail:seikatsu@city.kakuda.lg.jp



リサイクル適性 **(A)**

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

本書は適切に管理された森林資源から作られた用紙と植物油インクを使用しています。